

平成25年 第1回定例会

# 美深町議会議録

平成25年3月 4日 開会

平成25年3月18日 閉会

美深町議会

平成 25 年第 1 回定例会  
美深町議会会議録  
第 1 号 (平成 25 年 3 月 4 日)

---

◎議事日程 (第 1 号)

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 諸般の報告
- 第 3 会期の決定
- 第 4 議案第 13 号乃至議案第 19 号の提案説明 (町政執行方針及び教育行政執行方針説明)
- 第 5 予算特別委員会の設置
- 第 6 議案第 6 号の提案説明
- 第 7 議案第 7 号の提案説明
- 第 8 議案第 8 号の提案説明
- 第 9 議案第 9 号の提案説明
- 第 10 議案第 2 号乃至議案第 5 号の提案説明
- 第 11 議案第 10 号の提案説明
- 第 12 議案第 11 号 (美深町勤労者福祉資金融資に伴う預託金及び融資限度額について)
- 第 13 議案第 12 号 (上川北部地区広域市町村圏振興協議会の廃止について)
- 第 14 報告第 1 号 委員会報告 (総務住民常任委員会所管事務調査報告、産業教育常任委員会所管事務調査報告)
- 第 15 報告第 2 号 委員会報告 (平成 24 年度 議会広報特別委員会報告)
- 第 16 休会日の決定

◎出席議員 (10 名)

1 番 小 口 英 治 君	3 番 藤 原 芳 幸 君
4 番 南 和 博 君	5 番 中 野 勇 治 君
6 番 山 本 進 君	7 番 諸 岡 勇 君
8 番 林 寿 一 君	9 番 岩 崎 泰 好 君
10 番 齊 藤 和 信 君	11 番 倉 兼 政 彦 君

◎欠席議員（1名）

2番 藤 守 千代子 君

出席説明員

◎美深町

町 長 山 口 信 夫 君	副 町 長 今 泉 和 司 君
総務課長 渡辺 英行 君	住民生活課長 瓜田 晃 君
産業施設課長 木戸 一博 君	会計管理者 長岐 和彦 君
総務グループ主幹 川端 秀司 君	企画グループ主幹 玉置 一広 君
生活環境グループ主幹 望月 清貴 君	保健福祉グループ主幹 山崎 義典 君
税務グループ主幹 羽野 保則 君	農業グループ主幹 草野 孝治 君
施設グループ主幹 杉本 力 君	管理グループ主幹 南坂 陽子 君

◎教育委員会

教育委員長 宮原 宏明 君	教育長 石田 政充 君
教育次長 吉田 克彦 君	教育グループ主幹 後藤 裕幸 君
教育グループ主幹 荒木 久恵 君	幼児センター長 清水目 桂子 君

◎農業委員会

農業委員会会长 外崎 敬雄 君	事務局長 木戸 一博 君
-----------------	--------------

◎監査委員事務局

代表監査委員 岡崎 三郎 君	事務局長 長谷川 浩 君
----------------	--------------

◎議会事務局

事務局長 長谷川 浩 君	事務局副本主幹 中村 稔 君
--------------	----------------

開会 午前10時00分

◎ 開会宣言

○議長（倉兼政彦君） おはようございます。

只今の出席議員は10人です。

本日、藤守議員から欠席の申し出があり、それを受理しております。

定足数に達しておりますので只今から平成25年第1回美深町議会定例会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配布の通りです。

---

◎ 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（倉兼政彦君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第120条の規定により、議長において7番諸岡君、8番林君を指名いたします。

---

◎ 日程第2 諸般の報告

○議長（倉兼政彦君） 次、日程第2 諸般の報告を事務局長から行わせます。

局長。

○事務局長（長谷川浩君） 諸般の報告をいたします。

閉会中の議長の動向および閉会中の各委員会の活動につきましては別冊配布の議会の動きに掲載しておりますのでご了承願います。

次に、閉会中に議長が受理しました陳情等について申し上げます。

憲法をいかし、地方自治および地方財政の拡充を求める意見書提出に関する陳情書、公務公共サービスを担う非正規雇用労働者の雇用安定と均等待遇実現を求める意見書に関する陳情書、泊原発1、2号機の再稼働の断念などを求める陳情書、札幌航空交通管制部の存続・充実を求める陳情書、平成25年度地方財政対策に関する意見書、自治体財政の確保と地方分権の確立を求める要望書等であり、資料として配布しております。

次に、閉会中、議長に提出された書類について申し上げます。

町長から専決第1号 美深町公共下水道条例の一部改正について、専決第2号 損害賠償の額の決定、専決第3号 平成24年度美深町一般会計補正予算第10号の3件、代表監査委員から平成24年度後期定期監査報告書、財政援助団体等監査報告書、2月実施の例月出納検査報告書の3件です。これら6件はいずれもお手元に写しを配布しております

のでご覧いただきます。

次に、今定例会の提出議案ならびに出席説明員について申し上げます。

提出議案は長側提出のもの、平成24年度補正予算4件、条例制定2件、条例改正2件、条例の廃止1件、預託金及び融資減額等1件、協議会の廃止1件、平成25年度予算7件の合計18件です。

議会側提出のもの、委員会報告の2件です。

今定例会の説明員として出席通知のありました者の職・氏名を一覧表としてお手元に配布しておりますのでご了承願います。

以上で諸般の報告を終わります。

---

### ◎ 日程第3 会期の決定

○議長（倉兼政彦君） 次、日程第3 会期の決定を議題といたします。

お諮りをいたします。今定例会の会期は本日から18日までの15日間としたいと思いますがご異議ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（倉兼政彦君） 異議なしと認めます。従って、本定例会の会期は本日から18日までの15日間と決定をいたしました。

---

### ◎ 日程第4 議案第13号

○議長（倉兼政彦君） 次、日程第4 議案第13号 平成25年度美深町一般会計予算乃至議案第19号 平成25年度美深町水道事業会計予算までの平成25年度各会計予算を一括議題とします。この際、平成25年度町政執行方針並びに教育行政執行方針について町長並びに教育長から説明のための発言が求められておりますのでこれを許します。

町長。

○町長（山口信夫君） 平成25年第1回定例会にあたり、平成25年度町政執行方針を申し上げます。

日本社会が東日本大震災・原発事故からの復興のほか、景気の低迷や巨額の財政赤字、社会保障問題など多くの困難に直面するなか、昨年12月の衆議院議員総選挙の結果を受けて誕生いたしました新内閣は「復興・防災対策」や「成長による富みの創出」、「暮らしの安心・地域活性化」などを柱とした緊急経済対策を打ち出し、平成25年度当初予算を合わせた「15カ月予算」によって景気の下支えと切れ目ない経済対策を実行するとされています。道内経済は景気は持ち直し傾向が見られるとされていますが、今後、これらの

経済政策を背景にして地域において実感のできる効果が表れることを期待するところです。本町においてはこの緊急経済対策で措置される補助金・交付金を活用して前倒し事業など全8事業、総額4億8,368万1千円を平成24年度補正予算で計上し、その全額を繰越事業として平成25年度に実施することとしておりますのでこれらを含めて平成25年度の執行方針といたします。

平成25年度は第5次総合計画の3年目となります。昨年の「ほっとプラザ☆スマイル」などの施設整備に続いて本年度は美深中学校の改修・改築事業、美深スキー場景観整備事業、農業水利施設事業、道路改良事業といった施設整備に加え、広域で設置するごみ最終処分場の平成30年度供用開始に向けた調査や平成27年度開設に向けた学校給食センターの実施設計に着手いたします。また、ソフト事業では、消費生活相談体制の広域設置、フレンドバスの本格運行などの生活関連事業、快適住まいづくりと商工業振興補助制度の拡充や誘致企業への工場建設支援などによる商工業振興、JA北はるか預託牧場整備や良質な自給飼料確保の支援などの農業振興、小規模多機能型住宅介護事業所の民間整備に対する支援、子どもスポーツ未来基金創設支援、防災対応として実施する行政情報データのバックアップ事業、そして地域おこし協力隊の増員による地域振興など各分野において新たな事務事業に取り組むなど総合計画の達成に向けて着実に推進することに意を配して予算を編成しているところであります。

それでは各会計の予算額でありますけれども、一般会計41億7,400万円、国民健康保険特別会計7億9,700万円、後期高齢者医療保険特別会計7,170万円、介護保険特別会計4億7,610万円、簡易水道事業特別会計4,760万円、下水道事業特別会計2億4,870万円、水道事業会計1億1,280万8千円、参考まででありますけれども24年度の一般会計の繰越事業については4億8,368万1千円となるものでございます。これら7会計の当初予算総額は59億2,790万8千円となり、前年度対比で5%の減、一般会計においては5.4%の減となりますが前年度繰越事業を含めた実質的な予算総額では64億1,158万9千円となり、前年度対比で1.2%の増、一般会計においては3.5%増となっております。

以下、第5次総合計画に掲げる5つのまちづくりの目標に沿って、予算編成の考え方を説明申し上げます。

まず、自然環境と調和する安全・安心なまち美深についてでありますけれども、ひとつとしては環境衛生の推進であります。本町の恵まれた自然環境と調和する美しいまちづくりを引き続き推進するとともに省エネルギーの活動や住宅改修の一部として新エネルギー活用を促す補助金の新設、美深中学校改築における太陽光の利活用に取り組み、新エネル

ギー活用の普及促進に努めてまいります。

有害鳥獣対策では、エゾシカ、ヒグマの捕獲対策の継続とともに本町においても生息を確認したアライグマによる被害に備えて普及啓発と防除対策を進めてまいります。ごみ処理関係事業については定住自立圏域によるごみ埋立処分場整備を進めるとともに現在の処分場の延命対策を行ってごみ処理体制の整備に努めてまいります。

簡易水道事業特別会計についてでありますけれども、簡易水道事業特別会計は水道法の規定に基づく許可内容の見直し業務や料金システムの更新により前年度対比13.9%増の予算となっております。水道使用量、給水人口は若干の減少を見込んでおりますが機械設備の計画的な修繕を実施して清浄で安全な水の供給に努めてまいります。

下水道事業特別会計でありますけれども、公共下水道の管渠新設工事などが減少し前年度対比8%減の予算となっております。公共下水道事業長寿命化計画の策定や区域の拡張に伴う管渠新設工事の継続を行うとともに機械設備の計画修繕、料金システムの更新を行って環境・公衆衛生の充実に努めてまいります。

水道事業会計についてでありますけれども、美深道路工事に関する導配水管等移設工事の終了によって前年度対比41.3%減の予算となっており、給水収益についても給水人口の自然減により若干の減少を見込んでおります。本年度は中山間地域総合整備事業で実施を予定する上水道と4地区の給水施設の接続計画に沿って、水道事業認可変更手続きを進めてまいります。また、昨年に引き続いて全町漏水調査を実施して有効率の向上を図るほか、公営企業会計制度の改正に伴う公営企業会計システム・料金システムの更新を行って適切な経営と安全で安定した水の供給に努めてまいります。

次に、道路・交通網の整備について申し上げます。道路・交通網は住民生活や産業経済活動を支え、地域間交流を促進する重要な基盤であります。町道については路面補修や安全施設として標識、区画線の整備を進めるとともに東1号道路北線や9線道路などの改良工事を実施してまいります。また、冬期間の安全な道路交通を確保するため、除雪トラックを更新して除雪体制を維持します。公共交通網については住民の重要な移動手段である仁宇布バス路線、恩根内バス路線の継続とともに市街地においてはフレンドバスを本格的に運行し、住民の移動手段を確保いたします。

住宅の整備につきましてですが、住宅は健康で文化的な生活を営む基盤であります。住民が安心して快適に暮らすことができるよう民間活力を取り入れて生活形態や地域の特性を生かした民間賃貸住宅の補助を行い、住宅の確保を図ってまいります。

計画的な土地利用について、土地は生活や産業活動の基盤です。従いまして、関係機関と連携して農用地の防災機能を向上や道路排水整備による排水機能の向上などに努めてま

いります。公園につきましては日常生活にやすらぎと潤いを与える場として常に安心快適に利用できるよう計画的な維持管理に努め、引き続き、指定管理者制度による管理を行ってまいります。

消防・防災体制の充実でありますけれども、未曾有の被害をもたらした東日本大震災の発生から2年が経とうとしています。これまでの復興に向けた歩みを着実に進めていますが現地ではいまだに数多くの課題が残されております。国民全員が被災地と心をひとつにして復興への歩みを共にするとともに、この震災から学んだ教訓を決して忘れることなく強い危機意識を持ち続けて災害に強いまちづくりに取り組む必要があると考えております。自然災害や火災など様々な災害から生命や財産を守るため、消防・救急・救助活動体制の強化、避難訓練を通じた防災意識の高揚、緊急・防災情報の確実な伝達、地域防災計画の見直しを行いながら総合的な防災体制の整備・強化に努めてまいります。

住宅火災による犠牲者をなくすため、住宅用火災報知器の設置促進に向けて一層の啓発に努めるとともに消火栓の新設・更新、公共施設の消火器更新など火災被害の軽減を図ってまいります。救急救命につきましては医師や病院との連携を深めるとともに、救急救命士の資質向上に努めて高度化する救急業務に対応してまいります。消防救急無線のデジタル化につきましては平成28年5月の稼働に向けて実施設計に着手いたします。自主防災組織につきましては地域ぐるみで災害に備え、要援護者に対する支援体制が図れるよう活動を支援してまいります。

交通安全・防犯対策の推進についてでありますけれども、交通安全対策では名寄美深道路開通後の車両通行状況も確認しながら警察署をはじめ関係機関や関係団体との連携のもと、引き続き交通安全対策に努めてまいります。防犯対策につきましても警察署と連携をして住民への情報提供、自治会や関係団体と連携した防犯体制などを行いながら安全・安心なまちづくりに努めてまいります。

情報化の推進について、近年、パソコンや携帯情報端末が急速に普及し、情報通信技術はさらに進化を続けています。引き続きインターネットや各戸に設置した防災情報端末機を通して緊急・防災情報や暮らしに役立つ情報を提供し、住民生活の利便性の向上、地域経済の活性化に努めてまいります。

消費生活対策の推進について、定住自立圏域を構成する5市町村による広域の消費生活相談事業を開始し、より専門的な相談体制を確保いたします。これとあわせて消費者保護のため情報提供や啓発活動について継続して取り組んでまいります。

次に、2つ目の項目であります資源をいかす活力に満ちたまち美深でありますけれども、まず農業の振興であります。政権交代やTPP問題など農政の先行きも不透明で農畜産物

価格の低迷、肥料・飼料価格の高騰など厳しい農業情勢が続いています。このような中、冷涼な気候風土を活かし、美深農業が将来にわたって持続的に発展していくよう担い手の育成・確保の推進をはじめとする施策を推進してまいります。

環境と調和した安全・安心な農業の推進でありますけれども、原発事故や食中毒事故の発生により、消費者の食への安全・安心志向が一層強まり、安全安心な農畜産物の生産が求められております。堆肥による有機物を活用した地域循環型のクリーン農業の推進、土壤分析に基づく施肥、土地改良支援など土づくりの推進をはじめ、農地・水保全管理、廃プラスチック対策支援などを継続して環境への負荷を軽減し持続可能な農業生産を支える取り組みを推進してまいります。生産性の向上と高付加価値の推進でありますけれども、畑作振興補助として春小麦の初冬まき栽培振興に引き続き支援をするほか、連作障害を回避し、土地利用型作物を中心とした輪作体系を確立するため、緑肥導入による地力の向上やてん菜、馬鈴薯に対する支援策を継続してまいります。平成21年度にスタートした畜産担い手育成総合整備事業が24年度をもって完了いたしましたが依然として海外の穀物価格の上昇や不安定な供給状態が見られますので飼料の自給率向上を図るべく、自給飼料確保緊急対策事業を推進いたします。北はるか農協が開設する育成預託牧場の整備費用に対する支援を行い、冬期間における育成牛の預託による飼養管理の労働力軽減とコスト低減を図ってまいります。このほか、酪農ヘルパー事業の拡充や畜産経営に対して支援を行ってまいります。生産基盤においては湿害対策や国、道との連携による農用地の改善や今年度から老朽化した農業水利施設の整備や支援を行うとともに次年度の道営事業採択に向けて実施計画を策定して進めてまいります。

担い手の育成確保とゆとりある農業の推進でありますけれども、持続的に発展していく美深農業を実現するには担い手の育成・確保が最も重要な課題であります。新規就農予定者の受け入れや農業経営継承組織の活動に対して引き続き支援を行うほか、4月開設の農業研修生等宿舎を拠点とした若手担い手の確保を目指してまいります。昨年策定いたしました人・農地プランに基づきまして青年就農者や中心となる担い手の支援を強化いたします。

優良農地の確保と農用地の有効利用につきましては農地転用の規制の厳格な運用による優良農地の確保と農用地利用改善団体を中心とした農地流動化の推進を図ってまいります。また、人・農地プランに基づく規模拡大支援制度の活用をはじめ、地域の実情に応じた適切な農地集積によりまして持続可能な美深農業の基盤を守ります。

続きまして、林業の振興について申し上げます。森林は林産物の生産基盤であるとともに町土の保全や水源かん養、二酸化炭素の吸収・貯蔵など多面的・公益的な機能をもって

います。こうした多面的機能をより高め、適切な森林管理の推進に向けて、引き続き民有林・町有林の作業路整備を推進して林業経営の安定化を図るとともに林産業の新たな展開となる森林の再生可能エネルギーの利活用について関係者とともにその可能性を探求してまいります。町有林は平成24年度に取得した旧天塩川木材の森林約310ヘクタールを加えて総保有面積は約1,061ヘクタールとなりました。引き続き健全な森林環境を目指して新たな森林経営計画に基づく管理を行ってまいります。

次に、商工業の振興であります。長らく続く経済の低迷により、町内商店主や中小企業者は厳しい経営環境の中で懸命に経営努力をされております。24年度末までの3年間の時限措置として取り組んできた快適住まいづくりと商工振興補助金は継続の強い要望もあり、制度内容を一層充実した快適な住まい環境と商工業振興補助金として改め、積極的な活用による地域経済の活性化を図ってまいります。商工業の総合的な改善と発展を目的として商工会事業への支援を引き続き行うとともに名寄美深道路の開通により地方都市とのアクセスメリットを活かし、流入人口の増加と商工業の活性化に努めてまいります。中小企業者の経営の基礎との資金調達については、町融資及び道融資に伴う信用保証料と利子補給を継続してまいります。また、住民と行政による新しい公共事業として進めてきたびふかニューパブリック協議会では高齢者の買い物支援と地域の見守り活動などを担うよう、昨年末に着手いたしましたが本年度は運営の形態や内容を見定めながら効果的な事業運営が図られるよう取り進めてまいります。

いよいよ誘致企業の工場建設が見込まれます。これに対する必要な支援を行って工業振興とあわせて雇用の場の確保を図ってまいります。

観光の振興であります。地域独自の魅力を活かした教育旅行の招致に向けて体験型・交流型の観光商品の充実や受け入れ体制を整備するため、関係者と連携して事業を展開し観光産業の確立に向けた取り組みを進めてまいります。本町の観光マネジメントする観光協会に対しては新たな事業への展開や積極的なPR活動など事業運営に必要な支援を充実させて観光の振興を図ってまいります。

びふかアイランドにおいては、チョウザメの有効成分の活用を展望して養殖技術の改善や食用研究に地域おこし協力隊事業を活用しながら取り組んでまいります。通過型観光客の拠点となる道の駅びふかは清潔なイメージが必要なトイレの内装改修を行うとともに地場産品の販売増加などに努めてまいります。仁宇布地域や観光ブランドになるよう松山湿原や仁宇布の冷水、トロッコ王国、シラカバ樹液、羊、チーズなど地域資源を活かした観光事業の展開とこれに必要な支援を行ってまいります。美深スキー場の景観整備につきましては菊丘の地名を活かした花を植栽するなど美しい景観づくりを目指すとともに新たな

観光資源になるよう取り組んでまいります。

新たな地場産業の創出でありますけれども、一昨年から始めた人材育成研修事業の参加者や中小企業・商店・起業家などによる地元の農畜産物を活かした特產品研究開発のほか、団体・サークルなどが計画をするまちおこし創出事業などを支援してまいります。

就労対策・勤労者福祉の充実でありますけれども、景気低迷により地域の雇用情勢は厳しい状況にあります。国の緊急雇用創出事業を活用するほか、誘致企業の操業開始による雇用の拡大を図ってまいります。求職者の就職活動支援である求職者職業訓練を支援事業により職業訓練や資格取得に対する助成を引き続き行います。勤労者の生活安定と福祉向上のため、勤労者福祉資金融資制度の要件などを見直して利用促進を図ってまいります。

次代を創る人を育てるまち美深、教育の振興について申し上げます。美深町の美しく自然豊かな環境の中で生涯にわたって心身とともに健康で充実した生活を送るため家庭や学校それから地域が連携して教育環境の充実に努めます。

幼児の成長を育む幼児センターは、地域の子育て支援施設として保育と幼児教育の充実とともに働く親への子育て支援事業を引き続き取り組んでまいります。

学校教育では、学習の基礎・基本を大切にして生きる力を育てる教育活動を推進いたします。教育施設の整備として美深中学校の改修・改築事業を進め、生徒が安心して学習できる環境づくりを行ってまいります。

学校給食の実施につきましては本年度実施設計に着手いたします。

社会教育の取り組みでは学習活動や社会参加など各関係機関・団体との連携により、本町の社会教育の振興と生涯学習の充実に努めてまいります。

文化会館C O M 1 0 0 が開館15周年を迎えることから文化会館事行の充実を図ります。

町民誰もがスポーツに親しみ、心身の健全な発達や健康及び体力の保持・増進を図るために、スポーツの推進に努めます。特に、青少年のスポーツ振興を図るため、子どもスポーツ未来基金の創設を支援してまいります。また、スキー場の景観整備つきましては夏場の美しいまちづくりと観光資源となるよう取り組んでまいります。

次に4番目の項目であります、健康で明るく暮らせるまち美深でありますけれども、健康づくりと医療の充実であります。健康で元気に暮らすことはすべての町民の願いであります。健康教室や健康相談を通して健康づくりの啓もうに努めるとともに糖尿病などの生活習慣病を予防するため、特定健診、特定保健指導、さらには疾病的早期発見、早期治療につなぐ各種がん検診を継続して取り組みます。予防接種につきましては国に合わせて定期予防接種できるポリオ生ワクチンを不活化ワクチンに切り替え、さらに任意予防接種として実施してきた子宮頸がんワクチン、乳幼児・高齢者インフルエンザなどの助成を引

き続き実施しながら、定期・任意予防接種の周知をして感染症対策を総合的に取り組んでまいります。

美深厚生病院の経営環境は厳しい状況にありますが今年1月から内科医師の常勤体制が整いました。引き続き地域の医療を守る立場から訪問看護ステーションとあわせて運営支援を行って地域保健医療の充実に努めてまいります。

子育て支援の充実あります。次代を担う子ども一人ひとりの子育てを地域全体で支援していくため、妊娠、出産、乳幼児期、思春期を通して一貫した保健サービスを提供して母子保健事業を推進してまいります。安心して妊娠・出産・子育てができる環境を確保するため、妊婦一般健康診査や不妊治療に対する助成、乳幼児及びひとり親家庭などへの医療費助成を継続して経済的負担の軽減を図ってまいります。また、本年度から市町村に権限委譲となる未熟児養育医療の給付事業につきましては本町における円滑な実施に努めてまいります。昨年成立した子ども・子育て関連3法の施行を平成27年度に見据え、子ども・子育て支援事業計画策定に取り組んでまいります。

高齢者支援の充実あります。高齢者が健康で生きがいのある生活を送れるよう、引き続き、様々な支援やサービスを提供いたします。4月に開設するほっとプラザ・スマイルは指定管理による施設の運営管理を行って、地域の新たな活動拠点となるよう取り組んでまいります。また、この施設に役割を移して廃止することとした老人憩の家につきましては民間による小規模多機能型居宅介護施設として再利用するため、改築費等にかかる費用を支援いたします。要介護者が住み慣れた自宅で生活し、必要に応じて「通い」「宿泊」「訪問」のサービスが受けられるよう介護サービスの充実を図ります。特別養護老人ホームについては設備の老朽化が見られますので必要な改修を行います。

障がい者支援の充実ありますけれども、本年度から障害者総合福祉法が施行されます。障がいを持つ方々の日常生活や社会生活を支援することにより、地域で安心して生活が営なめるよう障害者福祉サービスの提供を継続してまいります。北海道から権限移譲を受けて18歳未満の育成医療を行い、心身の障害を除去・軽減するため、医療費の軽減を図ってまいります。障がい者の新たな就労機会の提供の場となっているかぜる交流ステーションにつきましては、平成24年度をもって実証期間を終えて本格的に営業を行いますので設備の一部改修を行って継続的な営業を行えるよう支援をいたします。

地域福祉の充実です。高齢者や障がい者など社会的弱者を地域社会で守り、支えることが求められています。とりわけ、高齢者や障がい者の権利擁護を充実し、適切なサービスの利用を促進して社会福祉協議会など関係機関と連携し、住民一人ひとりに支援が届くよう地域福祉の充実を図ってまいります。

社会保障の充実でありますけれども、医療費や介護需要の増加など社会保障制度を取り巻く環境は引き続き厳しい状況にありますが本町における国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療保険の円滑な運営に努めてまいります。また、国民年金制度、生活保護制度の周知・啓発、相談体制の充実に努めてまいります。

国民健康保険特別会計でありますけれども前年度対比で0.03%減の予算となりました。年度当初の加入者数は世帯数で3.0%の減少、被保険者数では4.4%の減少を見込んでおります。国民健康保険事業の運営につきましては引き続き厳しい状況にありますが特定健診、特定保健指導をはじめとする疾病的早期発見・予防の取り組みとともに医療費通知や啓発活動の取り組みを継続して医療費の適正化に努め、安定的な運営を目指します。国保税の税率については、財政調整基金からの繰り入れを見込むことで収支の維持を図り、現行税率を据え置くこととしたところでございます。

介護保険特別会計については第5期美深町介護保険事業計画の2年目となっており、介護サービス・居宅サービスなど保険給付費及び介護予防事業など地域支援事業費の推計から前年度対比で2.6%の増となりました。計画に基づき、高齢者の現状を見極めながら地域に密着した適切なサービスの提供に努めてまいります。

後期高齢者医療保険特別会計でありますけれども、後期高齢者医療制度に加入する被保険者の保険料とその保険料の徴収、納付などにかかる費用であります前年度対比で7.7%の増となっております。

最後に、みんなでつくる心かようまち美深であります。住民主体のまちづくりの推進について、住民が安心してこの地域で暮らすことができるまちづくりを進めるには住民と行政との情報共有や相互の理解と協力、そして住民の主体的な行動が必要であります。地域でできることは地域が担う「互助」の考え方は豊かな人情や深い絆によって結ばれ、様々な課題を克服する中で地域が形成されていきます。これまで本町にある17の自治会は地域が主体的な行動を起こす母体としての役割を担い発展してまいりました。今後一層、地域活性化に向けて住民一人ひとりが主役となり、地域担当員との密接な連携により地域課題を見つめ、地域の将来像である地域ビジョンの策定を促し、地域と行政が一体となったまちづくりを推進してまいります。

コミュニティ活動の充実でありますけれども、地域の主体的な活動に住民が積極的に参加し、主体的な行動につながるよう自治会活動の運営を支援するとともに地域創造元気づくり交付金を継続して取り組みます。地域活動や産業活動のリーダーを育てるため、まちづくり人材育成研修事業に引き続き取り組んでまいります。

男女共同参画の推進であります。地域や職場などにおいて男女が平等に意見や提言がで

きる環境づくりを促進し、互いに尊重し合う地域社会を築くため女性の参画機会の充実を図ります。

交流活動の推進であります。社会基盤の整備により、人的交流や物流、情報の発信などが容易な時代になりました。札幌美深会や東京美深会を含めた全国的な人的ネットワークづくりと立地企業を通じた都市部との交流、姉妹町、国際友好都市との交流を継続して取り組んでまいります。本年度は姉妹町の添田町が来町されます。産業・経済分野の交流と若い世代への継承に努めてまいります。国際友好都市のアシュクラフト村は平成26年度に交流20周年記念で来訪されることなどを踏まえて、本年は高校生の教育交流やミレニアム公園内に制作した壁画修復を行なうなど友好訪問を実施してまいります。都市部からの移住を促進するため、短期・中期の暮らし体験のできるちょっと暮らしなどの事業を継続するとともに昨年度から取り組んでいる地域おこし協力隊を増員して地域住民への生活支援や地域活性化の活動に取り組み、地域への定住・定着に努めてまいります。

行政経営の充実であります。多様化・高度化する行政ニーズに的確に応えるためには効率的な行政経営と健全な財政運営が求められています。第4次行政改革推進計画に基づき効率的な行政の推進と行政評価による的確な行政サービスの提供に努めてまいります。効率的な行政運営を推進するため、これまで順次OA化を進めてまいりましたが今年度は議会審議の充実と効率化のため、議場などにおける法令等の閲覧環境を整えます。また、災害時における行政データの消失を回避し業務を継続するため、住民サービスに必要なデータを民間データセンターに保管して災害時の体制を整えます。健全な財政基盤の確保には自主財源の根幹となる町税等の収納率向上が欠かせません。上川広域滞納整理機構に滞納額の引き継ぎを行い、滞納額の縮減と税負担の公平性の確保に努めてまいります。厳しい時代の行政を担い多様な住民ニーズに対応できる職員を育成するため、各種研修や地域担当員制度を通して資質を高め、行政サービスの向上を図ってまいります。

以上、平成25年度の主要施策と予算概要について説明を申し上げました。活力ある産業の振興、豊かな自然環境と調和した居住環境、安心して暮らすことのできるまちづくりを進めるため、町民の皆さん及び町議会議員の皆さんのご理解とご協力を心からお願い申し上げ、平成25年度の町政執行方針とさせていただきます。

○議長（倉兼政彦君） 教育長。

○教育長（石田政充君） 教育委員会が所管する平成25年度の教育行政の執行方針を申し上げ、町議会の皆様、町民各位の皆様にご理解とご協力を賜りたいと思います。

我が国は人口の減少や少子高齢化、そして震災からの復旧・復興など解決すべき問題が山積しております。こうした中、学校教育目標、知・徳・体を柱として子どもたち一人ひと

りに生きる力を育み、互いに尊重し共に支え合い、社会の一員として成長していくことが必要であり、学校・家庭・地域等と連携しながら教育環境づくりを進めてまいります。また、文化会館を核とした文化・芸術活動の推進と町民がスポーツに親しむ環境を整えるなど社会教育の推進を図り、町民の生涯にわたる学習を推進してまいります。

幼児教育の充実について申し上げます。幼児の発達や特性を踏まえ、幼児一人ひとりの自立に向けて遊びを中心とした生活の中で総合的な指導や心身の検討を培う教育と幼児期における規範意識を身につけさせていくことが重要であります。このことから「丈夫な体の子ども」「よく考える子ども」「豊かな心の子ども」「仲よく遊ぶ子ども」を基本目標に運動能力の向上に向けた環境整備や食育の推進、様々な人や地域とのかかわりを通して豊かな心を持った「びふかの子ども」の育成に努めてまいります。

また、保護者の就労支援と子育ての両立を積極的に支援するとともに幼児一人ひとりの発達状況に応じた指導支援体制の充実と保育サービスの向上に努めてまいります。

子育て支援については一次保育・延長保育・預り保育とともに「子育て支援室」を継続して開設し、子育て家庭を支える体制をつくってまいります。また、小学校との交流や連携を深め、学校教育へのスムーズな接続を図るなど就学前教育の充実に努めてまいります。

学校教育の充実について申し上げます。

義務教育につきましては、学力向上に向けた学習環境づくりを進めるとともに研修等を通して教職員の資質向上を図ってまいります。また、道徳教育などを通した心の育成を図るとともに体力づくりを進め、学校教育目標である知・徳・体を基本とした生きる力の育成を図ってまいります。

語学教育の推進については、引き続き語学指導助手を学校の授業に派遣し、異国の文化や外国語に慣れ親しむよう外国語活動を支援してまいります。

特別支援教育については、支援員の配置を継続し、個々の学習や活動状況に応じた適切な就学機会の確保に努めるとともに美深町特別支援連携協議会の活動を通して、教育・福祉・医療等の関係機関と連携し、特別支援教育の環境整備に努めてまいります。仁宇布小中学校の山村留学事業については、町民の理解と地域の支援・協力を得ながら、豊かな自然体験学習など山村の学校を求めて全国から集まる児童・生徒を受け入れ、心豊かな教育と地域の活性化を図り、引き続き事業に取り組んでまいります。また、山村親子留学の受け入れに対応していくために住環境の改善に努めてまいります。

スクールバスの運行については、学校からの遠距離児童生徒の安全な通学や住民の交通手段として、引き続き4路線の安全運行に努めてまいります。本年度は玉川線のバスを更新してまいります。教育環境については、美深中学校の改築・改修事業に着手してまいり

ます。また、教員住宅の維持管理に努めてまいります。学校給食については平成27年度の開始に向け、本年度は実施設計を進めてまいります。高等学校教育については、義務教育の基礎を定着・発展させ、社会に参画し次代を担う人材を輩出する大きな役割を担っております。美深高等学校は学力対策や将来を見据えたキャリア教育など進路学習の強化に取り組み、少子化の進む中、魅力ある高校づくりに向け教育活動を展開をしております。引き続き教科書の購入支援や通学助成など美深高校教育振興協議会と連携して支援に努めてまいります。美深高等養護学校は、道北の特別支援教育における中心的役割を担う学校であり、専門的な視点から地域の教育活動に対し指導・助言を受け連携を図っております。地域の養護学校として町民の意識を高めるとともに、生徒に対し一層の教育活動支援を進めるため、高等養護学校協力会と連携し振興してまいります。また、今年度は開校30周年を迎えることから記念事業等に対して支援をしてまいります。

家庭・地域の教育の充実について申し上げます。

家庭教育は言葉や生活習慣、コミュニケーションなど子どもたちが生きていく上で必要な力を身につけていく最初の教育の場であり、人格形成において重要な場であることから子どもたちの発達段階に応じた親の心構えや役割など子育てに関する学習機会の提供に努め、家庭の教育力向上に努めてまいります。さらに、地域の子どもたちは地域で育てるとの認識のもと、地域の教育力を生かし、子どもたちに必要な多くの体験活動の機会を提供してまいります。

社会教育の充実について申し上げます。

町民一人ひとりが充実した心豊かな生活を送るため、各年代における各種学習機会を提供するとともに、次代を担うリーダーの発掘・育成を図ってまいります。また、学習の成果が地域に生かせるようボランティアなど各活動を推進するとともに異世代交流の場の充実に努めてまいります。

芸術・文化の活動推進について申し上げます。

芸術・文化は、町民の創造性や感性を培い、心豊かな社会をつくる活力を育むものであります。本年度は文化会館COM100が開館15周年を迎えることから、より多くの町民が優れた芸術・文化に触れる機会を作りまいります。併せて、周辺地域との連携協力を進めるなど文化会館を中心とした芸術・文化の振興に努めてまいります。

また、文化活動の継承と発展を進めため、サークル・団体等の活動の成果を発表できる場の確保や後継者・指導者育成のための支援等を行ってまいります。郷土の歴史や文化を後世に伝えることは大切であります。昨年度完成した松山湿原を中心とした植物写真集を新たな郷土学習の資料とするとともにふるさと絵本を増刷し活用を図ってまいります。

また、郷土の歴史への理解や郷土愛が育めるよう、伝承活動を進めるとともに環境整備に努めてまいります。

スポーツ活動の推進について申し上げます。

スポーツは心身の健全な発達や体力の増進を図るとともに健康で心豊かな活力ある社会形成に大切な役割を担っております。北海道教育大学や仙台大学との相互協力協定に基づき、引き続き連携し、体育の振興を図ってまいります。各種スポーツ事業の推進については、町民が運動やレクリエーション活動に親しむ機会の提供に努めるとともにスポーツ教室の開催や青少年の体力向上、幼児期から運動に親しむ取り組みを支援し、住民の健康増進や地域スポーツの振興に努めてまいります。特に、青少年のスポーツ振興を図るため、びふかスポーツクラブを中心となって進める「子どもスポーツ未来基金」の創設を支援し、青少年スポーツ活動を支えてまいります。

エアリアル競技の推進については、選手や指導者の育成、強化合宿の支援をおこなうとともに上川北部の広域で取り組む子どもたちの体力・運動能力向上と冬季スポーツ選手の発掘・育成事業に積極的に参加してまいります。また、道内外のスキー競技関係等スポーツ合宿の受け入れについても関係機関と連携協力をしながら進めてまいります。体育施設では学校体育館開放事業の継続実施と指定管理者制度による施設の効率的な運営管理に努め、利用を促進してまいります。

また、スキー場の景観整備についても着手してまいります。

以上、申し上げ、平成25年度の教育行政執行方針といたします。

○議長（倉兼政彦君） 以上で平成25年度の各会計予算案7件に関する町長の町政執行方針並びに教育長の教育行政執行方針の説明を終了いたします。

---

### ◎ 日程第5 予算特別委員会の設置

○議長（倉兼政彦君） 次、日程第5 予算特別委員会の設置を議題といたします。

お諮りをいたします。本定例会に提案されています議案第13号 平成25年度美深町一般会計予算 乃至 議案第19号 平成25年度美深町水道事業会計予算までの新年度予算案7件を内容審査のため一括して議長を除く全議員で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託のうえ審査することとしたいと思いますがそのようにしてご異議ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（倉兼政彦君） 異議なしと認めます。従って、議案第13号乃至議案第19号の新年度予算案7件は議長を除く10名の議員を委員として構成する予算特別委員会を設置

し、これに付託し審査することに決定をしました。

これから暫時休憩をいたします。

再開はおおむね 11 時 30 分といたします。

議長から委員会条例第 8 条の規定により予算特別委員会を招集いたします。正副委員長の互選ならびに予算審査の日程を決定していただくようお願いいたします。

---

午前 11 時 00 分 休憩

午前 11 時 28 分 再開

---

○議長（倉兼政彦君） 休憩を解き会議を再開いたします。

諸般の報告をいたします。

休憩中に予算特別委員会が開かれ、正副委員長の互選ならびに予算委員会の日程を決定し、その結果が議長に報告されました。

委員長に南君、副委員長に岩崎君が就任しております。

予算特別委員会は 3 月 12 日、13 日、14 日の 3 日間と決定しております。

---

### ◎ 日程第 6 議案第 6 号

○議長（倉兼政彦君） 次、日程第 6 議案第 6 号 美深町フレンドバス運行に関する条例の制定についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（山口信夫君） 議案第 6 号 美深町フレンドバス運行に関する条例の制定について提案説明を申し上げます。

美深町では高齢者や障害者などの身近な移動手段の確保や交通機関の連携による住民の移動範囲の拡大を目的とした美深町地域公共交通総合連携計画に基づいて平成 22 年度から 24 年度の 3 年間市街地における新たな公共交通体系を構築する実証運行を行ってまいりました。この実証運行の総体的な検証の結果、交通弱者の日常生活の利便性の向上と円滑な交通体系の整備が図られると判断されますので平成 25 年度から美深町予約型フレンドバスの運行を本格運行させたいと考えているところであります。本格運行にあたりまして運行区間や運賃など必要な事項を定める条例を制定するものであります。

よろしくご審議いただき、原案決定いただきますようお願い申し上げ、提案説明といたします。

○議長（倉兼政彦君） 副町長。

○副町長（今泉和司君） 議案の説明をさせていただきます。

議案書の1ページをお開きいただきたいと思います。

議案第6号 美深町フレンドバス運行に関する条例の制定について。

美深町フレンドバス運行に関する条例を次のように定める。

美深町フレンドバス運行に関する条例、9条からなる条例を定めようとするものでございまして、先ほど町長から提案説明があったとおり予約型のフレックスバスを町内に循環させることを本格運行するということによる条例制定でございます。第1条がこの条例の目的を謳っております。身近な交通移動手段を確保し、日常生活の向上と円滑な交通体系の整備を図ることを目的とするものでございます。第2条が定義でございまして、これは道路運送法に基づく自家用自動車による有償運行であるということでございます。第3条が運行管理に関する規定で、運行管理につきましては町長が行いますが適当な業者に委託することができるという規定でございます。第4条が運行の区域でございまして別表1に定めるものでございます。議案書の2ページに別表1として区域名を南エリア、東エリア、北エリアとしてそれぞれこの区域を定めていこうとするものでございます。第5条が運行日程ということでございまして規則の委任規定でございます。運行日、運行回数、停留所及び運行時刻、これらについては規則で定めようとするものでございます。第6条が運賃に関する規定で3ページをご覧いただきたいと思います。別表2として運賃を載せております。普通乗車運賃と回数乗車運賃に分けまして普通乗車運賃の大人、中学生以上でございますけれども1人1乗車につき150円、子どもにつきましては70円、障害者大人については70円、障害者の子ども・就学前の幼児、あと敬老バスを持っている高齢者についても無料ということでございます。あと回数乗車運賃につきましては150円券1枚つづりで1,500円、70円券1枚綴りで700円とするものでございます。次、第7条は運賃の徴収方法について規定するものでございます。次、2ページの第8条が運賃の減免に関する規定でございます。先ほど運賃に関し別表2で定めておりますけれども、町長が必要と認める場合については運賃の減額あるいは免除することができるという規定を謳おうとするものでございます。第9条が委任規定でございまして、この条例に定めるもののほか、必要なものについては町長が定めるとするものでございます。次に、この条例の施行日でございますけれども、附則の第1項に記載しておりますとおり第1項の25年4月1日から施行するということでございます。次、第2項がこれが暴力団排除に関する条例の一部改正に関する規定でございまして、この条例にこのフレンドバス運行に関する条例を1号加えまして第34号にこれを規定するものでございます。

以上、議案第6号 美深町フレンドバス運行に関する条例の制定の説明とさせていただきます。

○議長（倉兼政彦君） 説明が終わりましたので議案第6号に対し質疑を行います。

7番 諸岡君。

○7番（諸岡 勇君） 2点ほどお聞きをいたします。今回、フレンドバスの運行ということで条例案が出されたわけですが、これらについては事前にアンケート調査がされたわけですがこれらの公表等についてどういった経過になっているのか説明をいただきたいと思います。それから、せっかくアンケートを取られたわけですから町民に対してもそれなりの効果的なことなども期待をされているのではないかと思いますがこの点についても公表はどうされていくのかお聞きをいたします。それからもう1点ですが、運賃の関係ですが別表の中で美深町高齢者敬老バス乗車証の交付を受けているもの無料とあるわけですが、ある高齢者からお話しを聞いたのですが、私たちは高齢者敬老バスの乗車証を買い求めているということで無料というのが正しい表現なのでしょうかということがありましほんといいたします。

○議長（倉兼政彦君） 企画グループ主幹。

○企画グループ主幹（玉置一広君） アンケート調査の公表の関係ですが、今現在は公表しておりませんが町のホームページ等で公表する考えでございます。過日、行われました公共交通の協議会においてはその際にアンケート結果を公表しているところでございます。2つ目の運賃の敬老バスの無料という表現が正しいのかということですが、買い求めていいるというのが敬老バスの乗車証ということですのでこちらはフレンドバスに関しての条例なものですからこれは無料という表現でよろしいかと考えております。

○議長（倉兼政彦君） 7番 諸岡君。

○7番（諸岡 勇君） アンケートについては今後ホームページ等で公表していくということありますのでこれについては理解をいたします。ただ、美深町の高齢者のバスの乗車証の交付の関係ですが、やはりこの程度で私たちがこの交付を受けているという中身が分からぬで無料というのはおかしいと、2,000円なら2,000円の負担金を出しているわけです、ということを言っているわけです。この説明は中に但書きを入れてみてはどうかと思うのですがこれについて伺います。

○議長（倉兼政彦君） 総務課長。

○総務課長（渡辺英行君） 只今の乗車証の関係でございますが、乗車証については発行手数料ということでこれを收受していると、料金ではなく料金体系として取ることについては法的に問題があるということで発行手数料としてそちらの方は收受しているということ

となるものですからこのフレンドバスの料金としては無料という形をとらざるを得ないと考  
えております。

○議長（倉兼政彦君） 7番 諸岡君。

○7番（諸岡 勇君） 性質上そういうことについては分かるのですが、高齢者としたら  
まったく失礼なことだと、私たちはお金を出している、という判断をしているわけです。  
それで何かの機会に高齢者敬老バス乗車証の交付についてはこういう理由があって無料だ  
ということを明記してほしいということについてはどのように考えておられますか。

○議長（倉兼政彦君） 総務課長。

○総務課長（渡辺英行君） お金を出しているのだから無料ではないだろうという考え方  
のようでございますが、この制度の中でこれを有料とするとこれは別の料金を取っていか  
なければならないということになるかと思います。高齢者敬老バスについてはこのバスだけ  
ではなくて町内のスクールバスの混乗バス、こういったものも無料となっているわけで  
ありますのでこの1つの条例の中ではやはり無料という形をとらざるを得ないと考  
えております。おっしゃるいわゆる無料ではないと、ただで乗っているわけではないという意向  
は十分わかりますけれどもこの制度の中では無料という形をとらざるを得ないと考  
えております。今言われている高齢者の意向といったものについてはこういったものの中  
でこういう手数料を払って乗っているのだということがわかるような方法をとっていきた  
いと考えております。

○議長（倉兼政彦君） ほかに質疑はございませんか。

8番 林君。

○8番（林 寿一君） 第1条の市街地における予約フレンドバスということではあります  
が、エリアの問題なのですが例えば南エリアにひまわり団地道路とか東エリアにおける  
北側9線道路、そういう限界のところがあるのですが一時通学バスの関係でそのエリアの  
道路の反対側の方は乗れないということで緩和措置がとれないかという話もあったのです  
がこれはあくまでも厳密にこの道路以外のものはダメということにするのか、その辺は緩  
和策を取るのか、お伺いいたします。

○議長（倉兼政彦君） 企画グループ主幹。

○企画グループ主幹（玉置一広君） このエリア設定につきましては東・北・南・西とい  
うことで主だった境界線の道路でそういう団地の表現をしておりまして厳密にそこから外  
れて乗れないとかそういうことはございません。その中で乗車のそれぞれの場所がありま  
すのでそこから乗るという方については問題ないと考  
えております。

○議長（倉兼政彦君） 8番 林君。

○8番（林 寿一君） これは全くだめだということではないわけですね。この地域以外ではだめだということではないわけですね。

○議長（倉兼政彦君） 企画グループ主幹。

○企画グループ主幹（玉置一広君） この区域につきましては一応のエリアを設定しているということでございますので離れた方がそこのエリアの停留所から乗るということは当然問題ないかと考えています。

○議長（倉兼政彦君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（倉兼政彦君） 別段なければ質疑を終了いたします。

只今、議題となっております議案第6号は総務住民常任委員会に付託をして審査をいただきたいと思いますがご異議ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（倉兼政彦君） 異議なしと認めます。従って、議案第6号 美深町フレンドバス運行に関する条例の制定については総務住民常任委員会に付託することに決定をいたしました。

---

### ◎ 日程第7 議案第7号

○議長（倉兼政彦君） 次、日程第7 議案第7号 美深町新型インフルエンザ等対策本部条例の制定についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（山口信夫君） 議案第7号 美深町新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について提案説明を申し上げます。

この条例は病原性が高い新型インフルエンザなど発生した際の措置を定める新型インフルエンザ等対策特別措置法が昭和24年5月11日に公布され、市町村に対しても対策本部の設置が求められております。この法律の規定に基づきまして美深町新型インフルエンザ等対策本部に関して必要な事項を定めるものであります。

よろしくご審議いただき、原案決定いただきますようお願い申し上げ、提案説明といたします。

○議長（倉兼政彦君） 副町長。

○副町長（今泉和司君） 議案の説明をさせていただきます。議案書の4ページをお開きいただきたいと思います。

議案第7号 美深町新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について。

美深町新型インフルエンザ等対策本部条例を次のように定める。

美深町新型インフルエンザ等対策本部条例。

5条からなる条例を定めようとするものでございます。只今町長から提案説明あったとおり法の規定に基づきましてそれぞれ対策本部に必要な事項についてこの条例で謳うことを目的としております。その目的につきましては第1条に規定するとおりでございます。第2条が組織に関する規定でございまして、この対策本部の本部長、副本部長、本部員、あと必要な職員という規定です。さらにはこれらの対策本部の会議についての規定を第3条に謳うものでございます。第4条がこの本部にそれぞれ必要な部を置くことができるという規定を謳うものでございます。これらの本部員等については本部長がそれぞれ指名をするという規定でございます。第5条が雑則でございましてこの対策本部に必要な部分については本部長が定めるという規定を謳うものでございます。附則としてこの施行日でございますけれどもこのインフルエンザ等の特措法の施行日がまだ確定しておりません。法律では政令で定めるということになっておりますけれどもこの施行日がまだ定まっておりませんのでこの特措法の施行日のその日からこの条例も施行するということを謳うものでございます。

以上、議案第7号 美深町新型インフルエンザ等対策本部条例の制定についての説明とさせていただきます。

○議長（倉兼政彦君） 以上で議案第7号 美深町新型インフルエンザ等対策本部条例の制定についての説明を終了いたします。

ここで暫時休憩をいたします。

再開は13時といたします。

---

午前 11時48分 休憩

午後 1時00分 再開

---

○議長（倉兼政彦君） 休憩を解き会議を再開いたします。

---

◎ 日程第8 議案第8号

○議長（倉兼政彦君） 日程第8 議案第8号 美深町快適住まいづくりと商工業振興補助金条例の一部改正についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（山口信夫君） 議案第8号 美深町快適住まいづくりと商工業振興補助金条例の一部改正について提案説明を申し上げます。

快適な住環境と商工業の活性化を目的とした快適住まいづくりと商工業振興補助金制度については平成24年度末を持って3年間の期限が終了いたしました。住環境の整備はもちろんですが地域経済への波及効果が大きな制度であります。この間、皆さんにご利用いただきましたが住民や商工業の皆さんから継続を求める強い要望をいただいております。その対象要件を緩和して更なる活用を促すほか環境に優しい地域社会の形成を目指す新エネルギー設備の補助を新設するなど制度を充実して改めて3年間の補助制度としてスタートさせるものであります。

よろしくご審議いただき、原案決定いただきますようお願い申し上げ、提案説明といたします。

○議長（倉兼政彦君） 副町長。

○副町長（今泉和司君） 議案の説明をいたします。議案書の6ページをお開きいただきたいと思います。

議案第8号 美深町快適住まいづくりと商工業振興補助金条例の一部改正について。

美深町快適住まいづくりと商工業振興補助金条例の一部を改正する条例を次のように定める。

資料をお付けしております。8ページをご覧いただきたいと思います。新旧対照表をつけてございますのでこれに基づきましてご説明を申し上げたいと思いますが改正の趣旨につきましては只今町長から提案説明があったとおりでございます。改正の内容でございますけれども、まずこの条例の題名タイトルを改めるものでございましてこれにつきましては時限立法であった条例で本来であれば新たに条例を制定をしてということでございますけれども条例の内容等についてほぼ現行条例を踏襲しながら新たな内容を加えるということでおございますので一部改正方式を取らせていただきましたけれども制度的には新たなもののということでこの条例のタイトル並びに目的であります第1条を全文改正しようとするものでございます。条例のタイトル、新たな名称でございますけれど、これは美深町快適な住まい環境と商工業振興補助金条例とするものでございまして、この目的でございますけれどもひとつには町民の安心・快適な住まい環境の整備、そして魅力ある店舗の整備、さらに新エネルギー導入整備、この新エネルギー導入整備が今回新たに加わるものでございます。これらの費用の一部を補助するということでございます。さらにこの目的の最後の行為でございますけれども、地域の活性化に加えて環境に優しい地域社会の形成に資するこ

とを目的とするということで第1条全文改正をするものでございます。次に、第2条は定義でございますけれども、第6号を新たに加えまして新エネルギー工事、今回の施策として新たに加わるものでございますけれどもこの定義でございます。太陽光発電設備等工事で規則で定めるものということで詳細については規則で定めようとするものでございます。以下、1号ずつ繰り下げておりますが第8号として商工業という定義でございますけれどもこれにつきましても現行の規定ほぼそのままでございますけれどもこれまで商工業の定義の中でなかなか分かりづらいという部分がありましたけれども、町内に店舗等を有する商工会に加入する事業についてはこの条例の適用を受けることができるということで第8号の最後の行、その他町内に店舗を有する事業ということで今回新たに加えようとするものでございます。

次、9ページをご覧いただきたいと思いますけれども、2条の第11号のイにつきましては建設業法の引用を規定しておりますけれども、この部分、業法の条文が変わっておりますのでその引用について今回改めるものでございます。次、第3条、補助金の対象及び限度額の規定でございますけれども、まず第1号の改修工事の対象金額でございますけれどもこれまで50万円以上の改修工事を対象としておりましたけれども今回新たにこれを下げまして30万円以上の改修工事について対象とするということでございます。次に、新たに加わります新エネルギー工事を第3号に謳いますけれどもこの対象工事につきましても工事額が30万円以上ということでございます。なお、第1号からこれまで町内業者の施工ということで一定程度要件としておりましたけれども、新エネルギー工事はなかなか町内業者だけでは対応できないということもございますのでこの部分については町内業者という要件については付さないというものでございます。次に、第4号、解体工事でございます。これにつきましても現行50万円以上対象としておりましたけれども30万円以上ということで若干のハードルを下げて、また5号の店舗近代化事業につきましても現行100万円以上を対象としておりましたけれどもこれを50万円以上の店舗近代化事業について対象としようとするものでございます。次に、第2項はこの対象の補助対象額を規定しております。さらに限度額ということでこれまでどおり100分の20、20%の補助率というのは変更ございませんけれども限度額について新エネルギー工事の部分が増えておりますのでこの部分を新たに追加し、新エネルギー工事の補助限度額を50万円とする規定を設けるものでございます。次に、第4条の規定、補助金を受けることができる対象者でございますけれどもこれに新エネルギー工事の文言を追加するものでございます。なお、第3号は解体工事にかかる対象者の規定でございますけれども、これまで町内に住所を有する者あるいは今後町内に住所を有することになるものということで住所要件を町

内に限定しておりました。住宅を残してそのまま町外に転出されたという方が解体をするといった場合についてこれまで補助対象外となっておりましたけれどもこの部分についても補助対象として住環境の向上につながればという推進を図るよう町外の所有者についても今回補助対象とするものでございます。

以上、改正の内容でございますけれども、この条例の執行ということで附則の第2項に謳っておりますとおり今回の条例につきましても3年間の时限立法とするものでございまして平成28年3月31日をもってこの条例については失効させるという規定を附則に謳うものでございます。

以上、議案第8号の説明とさせていただきます。

○議長（倉兼政彦君） 9番 岩崎君。

○9番（岩崎泰好君） 今の件の規則について資料請求を求めたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 今、岩崎君から規則の資料請求の動議が出ましたけれども賛成の方はいらっしゃいますか。

（賛成者挙手）

○議長（倉兼政彦君） 賛成の方がおられますので規則の部分の資料の提出をお願いいたします。

この審査18日になりますけれども、18日でよろしいですか。

9番 岩崎君。

○9番（岩崎泰好君） 18日の本会議でこの事件については質疑、討論、採決ということになると思いますのでそれ以前にできるだけ早い時期にいただければと思います。

○議長（倉兼政彦君） 私の方から伺いますけれども予算審査には必要はありませんか。

9番 岩崎君。

○9番（岩崎泰好君） そうであれば、なおさら助かります。

○議長（倉兼政彦君） 予算審査が始まるまでに提出をお願いいたします。

以上で、議案第8号 美深町快適住まいづくりと商工業振興補助金条例の一部改正についての説明を終了いたします。

---

◎ 日程第9 議案第9号

○議長（倉兼政彦君） 次、日程第9 議案第9号 美深町町有林野管理条例の一部改正についてを議題といたします。

説明を求めます。

町長。

○町長（山口信夫君） 議案第9号 美深町町有林野管理条例の一部改正について説明を申し上げます。

この条例は森林の有する公益的機能を十全に發揮させるための措置を講ずることとする森林法の改正がされたことに伴う規定の見直しと旧天木林など新たな森林の取得に伴う町有林野の面積等について規定を整理するものであります。

よろしくご審議いただき、原案決定いただきますようお願い申し上げます。

○議長（倉兼政彦君） 副町長。

○副町長（今泉和司君） 議案の説明をさせていただきます。議案書の11ページをお開きいただきたいと思います。

議案第9号 美深町町有林野管理条例の一部改正について。

美深町町有林野管理条例の一部を改正する条例を次のように定める。

13ページをご覧いただきたいと思います。資料をお付けしております。新旧対照表に基づきまして説明をさせていただきたいと思います。改正の趣旨につきましては只今町長からの説明があった通りでございます。法改正さらには面積を改めるというものでございますけれども、第6条の改正でございますけれども見出しが現行、施業計画となっておりますけれどもこれを森林経営計画に改めるというものです。森林法の改正によりましてこれまで森林施業計画ということでこれに基づいて森林の整備を進めておりましたけれども法律の改正によりこれが森林経営計画に改まったということでこの条例についても経営計画という形に改めるものでございます。森林経営計画の法的根拠を6条の前段に謳うものでございます。第7条はこれも文言の整理でございますけれども、現行が撫育となっておりますけれども保育に改め、施業計画を経営計画に改めるというものです。第8条につきましても文言の整理でございます。次に、別表の改正でございます。別表につきましては現行それぞれ町有林の団地ごと、保安林ごとに字名、地番、面積を掲載しておりますけれども、現在普通林と保安林の施業につきましては極力有利な施業方法ということで一部保安林に組み入れながら施業を進めてきた経緯がございまして、こうしたことから保安林と普通林の団地ということではなくて町有林が分布する地区ごとに別表を改めようとするものでございます。従いまして、13ページの仁宇布地区から14ページの楠木地区までそれぞれ町内の地区ごとに散在する町有林を字名さらには番地・面積で表示しようとするものでございます。さらに今回面積につきましては公簿の面積をすべて山林としてカウントしてこれは財産台帳との整合を図るということで正規の面積を載せております。これまで森林の施業ごと造林ですとかあるいは施業に基づいて実測値で面積をカウントしてきた経過もございますけれども、この見直しによりまして若干精査を図り、町

有林の面積が増えるという状況にもなっております。この別表の現行の面積全部足しますと平方メートルで記載しておりますけれども合計しますと $5,832,633$ 平方メートルになります。従いまして、 $583.26$ ヘクタール、約 $583$ ヘクタールが現在面積として町有林の管理条例に記載されている面積でありますけれども、これを今回、ひとつには旧天木の山林を $310$ ヘクタールほど町有林に参入いたしますのでさらに若干民有林を買収してきた経緯がございます。さらに公簿による面積カウントを合計いたしますと $10,609,577$ 平方メートル、約 $1,060.96$ ヘクタール、約 $1,061$ ヘクタールを町有林として条例上の面積としてカウントしようとするものでございます。この条例は $25$ 年4月1日から施行するものでございます。

以上、議案第9号の説明とさせていただきます。

○議長（倉兼政彦君） 以上で議案第9号 美深町町有林野管理条例の一部改正についての説明を終了いたします。

---

#### ◎ 日程第10 議案第2号

○議長（倉兼政彦君） 次、日程第10 議案第2号 平成24年度美深町一般会計補正予算第11号乃至議案第5号 平成24年度美深町水道事業会計補正予算第4号を一括して議題といたします。

説明を願います。

町長。

○町長（山口信夫君） 議案第2号から議案第5号で提出しております一般会計及び2特別会計ならびに水道事業会計の補正予算につきまして一括提案説明を申し上げます。

はじめに議案第2号 平成24年度美深町一般会計補正予算第11号について説明を申し上げます。

今回の補正予算につきましては事業量の増減に対応するもの、修繕費など緊急性のあるもの、ふるさと納税寄付金の積み立てなど年度末に向けての整理に加えて、1月11日に閣議決定された日本経済再生に向けた緊急経済対策に対応する予算を計上したところであります。緊急経済対策関連事業につきましては町政執行方針で申し上げたとおり、国の補正予算に盛り込まれた交付金などを活用して美深中学校改修改築事業のほか、全8事業、総額 $4億8,368万1千円$ の予算を計上し、その全額を平成25年度に繰り越して実施することとしております。これら事業の財源につきましては補助金交付金で $1億7,242万6千円$ 、補正予算債で $2億5,710万円$ 、一般財源で $5,415万5千円$ と見込んでおりますので町債など関連予算についてもご理解をいただきますようお願いいたします。

このほか今補正予算の歳入につきましてはそれぞれ特定財源を追加減額したほか、過疎債や補正予算債など町債を補正しております。これらの財源調整を行って生じた一般財源5,000万円につきましては今後の施設整備に備えて公共施設整備基金に積み立てることといたします。以上によりまして一般会計の補正額は歳入歳出それぞれ5億919万8千円を追加して補正後の予算総額は歳入歳出それぞれ52億487万3千円となるものであります。

次に、議案第3号 平成24年度美深町国民健康保険特別会計補正予算第2号について説明を申し上げます。

はじめに歳出では一般被保険者にかかる医療費見込額の減に伴う保険給付費の減額、拠出金の額の確定による共同事業拠出金の減額、そして平成23年度療養給付費等負担金の精算に伴う返還金を町支出金に追加するものであります。歳入では収納見込み額の増加に伴う国民健康保険税の追加、医療費見込額の減に伴う国庫及び道支出金の減額、対象となる医療費の増減に伴う療養給付費交付金および共同事業交付金の補正、保険基盤安定繰入金の増加による一般会計繰入金を追加いたします。これらによって不足する財源は前年度繰越金で措置いたします。以上によりまして、国民健康保険特別会計の補正額は歳入歳出それぞれ759万7千円を減額して補正後の総額は7億9,384万7千円となるものでございます。

次に、議案第4号 平成24年度美深町介護保険特別会計補正予算第3号について説明を申し上げます。歳出につきましては保険給付費のうち施設サービス給付費等において事業費の減額が見込まれますのでそれ減額し居宅サービス給付費等において事業費の増額は見込まれますので追加するものであります。歳入につきましては保険給付費の事業費の減額に伴いまして国・道等の負担金を減額いたします。これによりまして介護保険特別会計の補正額は歳入歳出それぞれ2,778万1千円を減額して補正後の予算総額は歳入歳出それぞれ4億4,198万7千円となるものであります。

次に、議案第5号 平成24年度美深町水道事業会計補正予算第4号について説明を申し上げます。今回の補正予算につきましては美深道路工事に伴う固定資産除却費と工事負担金を追加するものであります。収益的支出では一部行政財産から普通財産へ種別替えしたことにより資産を除去するため固定資産除却費10万6千円を追加し、8,603万8千円といたします。資本的収入では配水管移設工事への施工に伴い、補償費299万6千円を追加いたします。なお、資本的収支不足金6,471万8千円は内部留保資金で補てんすることといたします。

以上、一般会計及び2特別会計ならびに水道事業会計の補正予算の提案説明といたしま

す。

よろしくご審議いただき、原案決定いただきますようお願い申し上げます。

○議長（倉兼政彦君） 総務課長。

○総務課長（渡辺英行君） 別冊配布の議案第2号をお開きいただきたいと思います。

平成24年度美深町一般会計補正予算第11号。

平成24年度美深町一般会計補正予算第11号は次に定めるところによる。

（以下、事項別明細説明あるも省略）

○議長（倉兼政彦君） 住民生活課長。

○住民生活課長（瓜田 晃君） 議案第3号についてご説明を申し上げます。別冊配布の議案に基づき、ご説明を申し上げたいと思います。

議案第3号 平成24年度美深町国民健康保険特別会計補正予算第2号。

平成24年度美深町国民健康保険特別会計補正予算第2号は次に定めるところによる。

（以下、事項別明細説明あるも省略）

○住民生活課長（瓜田 晃君） 続きまして、議案第4号についてご説明を申し上げます。

議案第4号 平成24年度美深町介護保険特別会計補正予算第3号。

平成24年度美深町介護保険特別会計補正予算第3号は次に定めるところによる。

（以下、事項別明細説明あるも省略）

○議長（倉兼政彦君） 産業施設課長。

○産業施設課長（木戸一博君） 議案第5号の説明をいたします。

平成24年度美深町水道事業会計補正予算第4号。

平成24年度美深町水道事業会計の補正予算第4号は次に定めるところによる。

（以下、事項別明細説明あるも省略）

---

### ◎ 日程第11 議案第10号

○議長（倉兼政彦君） 次、日程第11 議案第10号 美深町旭町ふれあいステーション設置及び管理条例の廃止についてを議題といたします。

説明を求めます。

町長。

○町長（山口信夫君） 議案第10号 美深町旭町ふれあいステーション設置及び管理条例の廃止について提案説明を申し上げます。

旭町ふれあいステーションにつきましては平成12年度の開設以来、町民のふれあいと交流、商店街の活性化を促進する場所として広くご利用をいたしました。平成

23年から24年度にかけては知的障害者の自立と安心な生活を送るための就労機会づくりの場として軽食喫茶や地場産品の販売などを行うかせる交流ステーションの実証事業を行ってまいりました。この2年間の運営にかかる検証の結果、平成25年度から本格的に営業することが決まりましたので今般公の施設としての使用を廃止するものであります。

よろしくご審議いただき、原案決定いただきますようお願い申し上げ、提案説明といたします。

○議長（倉兼政彦君） 副町長。

○副町長（今泉和司君） 議案の15ページをお開きいただきたいと思います。

議案第10号 美深町旭町ふれあいステーション設置及び管理条例の廃止について。

美深町旭町ふれあいステーション設置及び管理条例を廃止する条例を次のように制定する。

只今、町長の提案説明があったとおり旭町ふれあいステーションを引き続き、かせる交流ステーションが今後本格的に事業展開することでの施設が公の施設ではなくて占用して使用するということから今回この条例を廃止するものでございます。この条例につきましては平成25年4月1日から施行いたします。また、附則の第2項には暴力団排除に関する条例にこの施設が謳われておりますけれども今回の改正と合わせてこの条例からも削除するものでございます。

以上、議案第10号の説明とさせていただきます。

○議長（倉兼政彦君） 以上で議案第10号 美深町旭町ふれあいステーション設置及び管理条例の廃止についての説明を終了いたします。

---

### ◎ 日程第12 議案第11号

○議長（倉兼政彦君） 次、日程第12 議案第11号 美深町勤労者福祉資金融資に伴う預託金及び融資限度額についてを議題といたします。

説明を求めます。

町長。

○町長（山口信夫君） 議案第11号 美深町勤労者福祉資金融資に伴う預託金及び融資限度額について提案説明を申し上げます。

この制度につきましては美深町内で働く勤労者の福祉の向上と定着化を図るため融資制度で北海道労働金庫の運用原資として委託し、美深町勤労者福祉資金として貸付けるものであります。預託する額と融資限度額を設定しようとするものであります。これまでの利用の実績と借り入れ要件の緩和を考慮して預託金額と融資限度額について設定しようとす

るものであります。

よろしくご審議いただき、原案決定いただきますようお願い申し上げ、提案説明といたします。

○議長（倉兼政彦君） 副町長。

○副町長（今泉和司君） 議案の16ページをお開きいただきたいと思います。

議案第11号 美深町勤労者福祉資金融資に伴う預託金及び融資限度額について。

美深町勤労者福祉資金融資条例に基づく預託金及び融資限度額を平成25年4月1日から次のとおりとする。

1、預託金、500万円。2、預託金融機関、北海道労働金庫名寄市店。3、融資限度額、750万円。これまで預託金1,000万円を預託しておりまして2倍枠の2,000万円までの融資限度額ということで設定しておりますけれども、先ほど町長から提案説明がありましたとおり、これまでの利用の実績等を鑑みまして預託金額を500万円といたします。また、融資限度額につきましてもこれまでの2倍枠から1.5倍枠ということで、主に生活資金が主だろうと思いますけれども1.5倍枠にすることによって利率が若干引き下がるということを考慮いたしまして500万円を預託し、融資限度額1.5倍枠の750万円とするものでございます。

以上、議案第11号の説明とさせていただきます。

○議長（倉兼政彦君） これから議案第11号に関し質疑を行います。

質疑はございませんか。

9番 岩崎君。

○9番（岩崎泰好君） 従前の預託金を半額にしてということでございましたが利用実績の内訳についてはここ1、2年どのような状況だったのかお聞きしたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 企画グループ主幹。

○企画グループ主幹（玉置一広君） 現在、利用されている実績ですけれどもここ数年借りているという実績はございません。過去に借りている2件の返済がされているという状況であります。

○議長（倉兼政彦君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（倉兼政彦君） ほかに質疑がないようですのでこれで質疑を終了いたします。

これから議案第11号について討論を行いますが討論はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（倉兼政彦君） 討論なしと認めます。

これから議案第11号 美深町勤労者福祉資金融資に伴う預託金及び融資限度額について採決いたします。

議案第11号について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長（倉兼政彦君） 全員賛成です。従って、議案第11号 美深町勤労者福祉資金融資に伴う預託金及び融資限度額については原案の通り可決されました。

---

◎ 日程第13 議案第12号

○議長（倉兼政彦君） 次、日程第13 議案第12号 上川北部地区広域市町村圏振興協議会の廃止についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（山口信夫君） 議案第12号 上川北部地区広域市町村圏振興協議会の廃止について提案説明を申し上げます。

この協議会については旧自治省の広域市町村圏振興整備条項に基づいて広域行政体制の整備並びに広域的な計画の策定などを目的に設定されたものですが平成21年度からこれに代わる政策として定住自立権構想が推進されてまいりました。美深町におきましても平成23年には上川北部管内9市町村と宗谷管内、オホーツク管内の4町村で北北海道中央圏域定住自立圏を形成し、現在、共生ビジョンに基づいて事業に取り組んでいるところであります。これによりまして当協議会の役割は終えることになりましたので今般廃止しようとするものであります。

よろしくご審議いただき原案決定いただきますようお願い申し上げ、提案説明といたします。

○議長（倉兼政彦君） 副町長。

○副町長（今泉和司君） 議案の17ページをお開きいただきたいと思います。

議案第12号 上川北部地区広域市町村圏振興協議会の廃止について。

地方自治法第252条の6の規定により、平成25年3月29日限り上川北部地区広域市町村圏振興協議会を廃止する。

この協議会につきましては昭和46年2月1日に当時10市町村で設置をされておりました。この間、協議会の中で計画を策定してそれぞれ広域計画を進めてきましたけれども先ほど町長からの説明がありましたように平成20年12月26日に廃止の通知とともに

定住自立権構想の通知がされております。これによりまして平成23年9月30日に北北海道中央圏域の定住自立圏の協定を締結したということでこの協議会の職務の目的は達成されたということで今回廃止するものでございます。

以上、議案第12号の説明とさせていただきます。

○議長（倉兼政彦君） これから議案第12号に関し質疑を行います。

9番 岩崎君。

○9番（岩崎泰好君） 廃止に伴って従来ありました協議会の資金・資産・財産、それらについてはどのような措置をされるようになっているのかお聞きしたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 企画グループ主幹。

○企画グループ主幹（玉置一広君） 現在、協議会として保有しております財産につきましては、各加盟市町村に分配するという形で払い戻される形で処理がされます。

○議長（倉兼政彦君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（倉兼政彦君） ほかに質疑がないようですのでこれで質疑を終了いたします。

これから討論を行いますが討論はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（倉兼政彦君） 討論なしと認めます。

これから議案第12号 上川北部地区広域市町村圏振興協議会の廃止について採決いたします。

議案第12号について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

○議長（倉兼政彦君） 全員賛成です。従って、議案第12号 上川北部地区広域市町村圏振興協議会の廃止については原案の通り可決されました。

---

### ◎ 日程第14 報告第1号

○議長（倉兼政彦君） 次、日程第14 報告第1号を議題といたします。

総務住民常任委員会並びに産業教育常任委員会から所管事務調査の報告です。この際、委員長から調査の経過ならびに結果について報告をいただきます。

まず、総務住民常任委員長。

4番 南君。

○4番（南 和博君） 総務住民常任委員会から所管事務調査の報告を申し上げます。

調査事項については、第4次美深町行政改革推進計画における職員体制と行政機構の見

直しについて。

調査内容については①職員定数及び給与の見直しの現状と課題及び今後の計画。②能力開発と人材の育成の現状と課題及び今後の計画。調査方法は聞き取り調査。調査日平成25年1月31日。

①職員定数及び給与の見直しの現状と課題及び今後の計画についての調査の目的は、第4次美深町行政改革推進計画（平成22年度から平成27年度）の前期3年が経過しようとしております。そこでその進捗状況と今後の計画について、今回職員体制の現状と課題について調査するもの。調査結果については文章を見ていただきたいと思います。

②能力開発と人材育成の現状と課題及び今後の計画についての調査の目的は、地方分権時代といわれる中で役場職員に求められる資質の向上は必然となっている。それらを踏まえ、役場職員の能力開発と人材の育成を重点課題とする中で平成17年度より役場職員が自主的に取り組む研修事業を推進し、支援することにより広く知識を習得することでオールマイティーな職員となることを目指すとともに、人脈づくりを目的として「職員自主研修事業」が実施され7年が経過している。また、まちづくり人材育成研修事業は平成22年度より実施し、一般町民と役場職員の若者を対象としてまちづくりに寄与する研修を実施し研修による知識情報の習得と町民同士のネットワークづくりの目的をこれまで職員は延べ9人（一般町民21人合計30人）が参加している。これらの職員がかかる研修事業のこれまでの成果と施策への反映がどのように図られているのか。また職員の資質向上にどのようにつながっているかを調査するものであります。

これも調査結果についてはご一読ください。

2つの総括した調査のまとめを申し上げます。

平成17年度より大課制となって6年が経過したが本来の目的からすると職員体制のうえでグループ制が機能していないところが見受けられる面もある。職員間での情報の共有、グループ内で課題の議論が十分されているのか。住民サービスを充足する意識を今以上に持っていくべきである。「すべての職員は全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、且つ、職務の遂行にあたっては全力を挙げてこれに専念しなければならない」と（地方公務員法第30条）にある。この理念に基づき大課制の意義・検証を行い、今一度事務事業の効率化、住民サービスの充実のための課題解決を図るべきである。また、小規模町村と大都市との行政改革は性質的に違う。我が町として単なる職員減が行政改革に効果的なものなのか。そのことで住民サービスの低下となる行政改革では意味がない。今後においては我が町の住民サービス、産業発展、雇用創出などまちづくりのためにも住民のための行政改革、我が町に適した行政改革でなければならない。これまでの計画を検証し、小規模

の町、農村の町としての行政改革を検討すべきである。現状が効率的な行政機構なのか。適正な職員定数とは何か。類似町村に準ずることが適正な行政改革といえるのか。今後の職員体制及び行政機構においては、社会情勢に対応した適正な行財政改革と住民サービスの維持とのバランスを勘案した美深町としての体制を構築すべきである。

以上、報告を申し上げます。

○議長（倉兼政彦君） 只今の委員長報告に対し質疑はございますか。

○議長（倉兼政彦君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（倉兼政彦君） ないようですので、次、産業教育常任委員長。

7番 諸岡君。

○7番（諸岡 勇君） 所管事務調査の報告。

産業教育常任委員会。

本委員会は下記の事項について閉会中に所管事務調査を行ったので、会議規則第77条の規定により報告をする。

調査事項1、芸術文化活動の推進。調査内容、①文化ホール自主事業活動の現状と課題。②文化財保存事業、郷土資料室の現状と課題。③図書室運営事業の現状と課題。

調査事項2、農業の振興策。調査内容、①人・農地プランの現状と課題。②若手、担い手の育成確保の現状と課題。

調査方法は聞き取り。調査日は平成25年2月13日。当日は岩崎議員の委員外の傍聴がありました。

まず、芸術・文化活動の推進でありますけれども、調査の目的といたしまして美深町文化会館COM100は芸術文化活動の拠点として、音楽・舞踊・演劇などの舞台芸術の鑑賞の機会が享受されている。近隣での文化施設新設などが予定されている中で文化ホール自主事業の活動の現状と課題を調査するとともに、文化財保存事業、郷土資料室、図書運営事業の現状と課題について調査をする。

①の現状と課題については一読をいただきたいと思います。

主な質疑という形で出しておりますのでこれも一読いただきたいと思います。

調査のまとめといたしまして、①文化ホール自主事業活動につきましては道北随一の美深町文化会館に毎年多くのジャンルの事業が開催をされていることは高く評価でき、実行委員の事業決定により、文化の薫り高い事業の開催を望むものである。事業内容については来場者からのアンケート調査でさらにニーズに応えられる事業を選定されていることを希望する。実際は行われているわけでありますがここに希望するという言葉を使わせてい

ただきました。また、PRについて、道新・ラジオなどのマスコミ宣伝を活用するなど可能な販売網で周知し集客増に向けた取り組みを拡大すべきである。

②文化財保存事業、郷土資料室について。展示資料は町民寄贈があり、担当協議での受け入れをして博物館台帳の記帳をしている。入館者が減少する中、今後来館者を増やす手立てに工夫が必要であり、文化会館開館20周年の節目に向けてリニューアルすべきである。常設展示のほか、特別展示、移動展示などの開催のほか、未発見の文化財保存活動に一層の事業活動が必要である、個人の収蔵資料に展示の機会を与える。そして郷土に関心を深める研究者などと協力して芸術文化の高まる町にされたい。

③図書室運営事業。蔵書数年間2,000冊程度を予算内で購入しているがリクエスト本、新刊本、専門書は町民のニーズをいかに把握し応えていくことが図書室の利用者増につながると考える。保管スペースがなくなった雑誌類は町民に還元できる方法も検討し、高齢者、障がいを持つ方、図書室に足を運びにくい方にも利用しやすい環境づくりの対応も望まれる。今後、町民に図書室のPRをし、さらに親しみやすい図書室運営に向けて努力すべきである。

2番目の調査事項の農業の振興策についての目的ですが、美深町の農業振興に必要な担い手の確保並びに経営規模の拡大などにかかる人・農地プランの内容について調査をする。また、担い手の育成確保、地域の経営体に農地の集積が図られ、経営改善の方向性など今後の地域農業のあり方などを調査するもの。

調査説明資料、また主な質疑等について記載をしておりますので一読いただければと思います。

17ページに調査のまとめが書いてありますので発表をいたします。

①人・農地プランの現状と課題。高齢化や後継者不足、耕作放棄地の増加など人と農地の問題があり、5年後10年後の展望が描けない地域が増えている。地域で話し合いプランを作り、実行していくことで人と農地の問題を解決していくことを期待する。美深町「人・農地プラン」検討会の構成員、関係機関のほかに認定農業者・大規模個別経営・法人経営者・営農集団の代表者・女性農業士という地域をけん引する農業者、メンバーのおおむね3割以上は女性で構成しており、農業の推進に向けてご努力いただきたい。集落における話し合いを受けて検討会が開催され、今後、中心経営体にどうやって農地を集積していくのか、生産品目・経営の複合化・6次産業化など地域農業のあり方を人・農地プラン、新規就農、農地集積に農林水産省の支援をとおして確立していくことを期待するところである。

②若手、担い手の育成確保の現状と課題。若手、担い手の育成確保の現状で過去5年間の

実績がある。担い手育成、グリーンパートナー対策が町・農協での負担の中、農業後継者育成推進協議会に支援されている。美深町地域担い手育成総合支援協議会も同様に支援がされており、今後の農業後継者対策、担い手育成確保の進展を望むところである。また、新規就農相談件数が毎年数件あり、平成6年制定の美深町「新規就農者等に関する条例」に基づく支援補助は平成22年は5件、平成23年は8件あり、近年「R&Rおんねない」の取り組みが評価される。国・道・町の支援事業を導入しながら農家戸数増と後継者確保で今後一層の農業継承を図られたい。

以上、報告を終わります。

○議長（倉兼政彦君） 只今の委員長報告について質疑はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（倉兼政彦君） ないようですので以上で報告を終わります。

---

#### ◎ 日程第15 報告第2号

○議長（倉兼政彦君） 次、日程第15 報告第2号 平成24年度議会広報特別委員会報告ですが、本件はお手元に配布の報告書で調査終了、報告済みといたします。

---

#### ◎ 日程第16 休会日の決定

○議長（倉兼政彦君） 次、日程第16 休会日の決定の件を議題といたします。

お諮りをいたします。

議案審査、一般質問調整並びに委員会活動等のため、5日から10日までの6日間を休会としたいと思いますがそのように決定してご異議ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（倉兼政彦君） 異議なしと認めます。従って、5日から10日までの6日間を休会とすることに決定をいたしました。

以上で、本日の日程を終了しましたので本日の会議を閉じます。

本日はこれにて散会といたします。

どうもご苦労さまでした。

散会 午後2時41分



平成25年第1回定例会  
美深町議会会議録

第2号 (平成25年3月11日)

◎議事日程 (第2号)

第 1 諸般の報告

第 2 一般質問

第 3 休会日の決定

◎出席議員 (11名)

1番 小口英治君	2番 藤守千代子君
3番 藤原芳幸君	4番 南和博君
5番 中野勇治君	6番 山本進君
7番 諸岡勇君	8番 林寿一君
9番 岩崎泰好君	10番 齊藤和信君
11番 倉兼政彦君	

◎欠席議員 (0名)

出席説明員

◎美深町

町長 山口信夫君	副町長 今泉和司君
総務課長 渡辺英行君	住民生活課長 瓜田晃君
産業施設課長 木戸一博君	会計管理者 長岐和彦君
総務グループ主幹 川端秀司君	企画グループ主幹 玉置一広君
生活環境グループ主幹 望月清貴君	保健福祉グループ主幹 山崎義典君
税務グループ主幹 羽野保則君	農業グループ主幹 草野孝治君
施設グループ主幹 杉本力君	管理グループ主幹 南坂陽子君

◎教育委員会

教育委員長 宮原宏明君	教育長 石田政充君
教育次長 吉田克彦君	教育グループ主幹 後藤裕幸君

教育グループ主幹 荒木久恵君 幼児センター長 清水目桂子君

◎農業委員会

農業委員会会长 外崎敬雄君 事務局長木戸一博君

◎監査委員事務局

代表監査委員 岡崎三郎君 事務局長長谷川浩君

◎議会事務局

事務局長長谷川浩君 事務局副本主幹中村稔君

開会 午前 10 時 00 分

---

◎ 開会宣言

○議長（倉兼政彦君） 只今の出席議員は 10 名です。

本日、藤守君から欠席の申し出がありますのでこれを受理しております。

それでは定足数に達しておりますので只今から本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配布の通りです。

---

◎ 日程第 1 諸般の報告

○議長（倉兼政彦君） 日程第 1 諸般の報告を事務局長から行わせます。

局長。

○事務局長（長谷川浩君） 諸般の報告をいたします。

今期定期会の一般質問通告について申し上げます。

一般質問通告者は岩崎議員ほか 3 名です。

以上で諸般の報告を終わります。

---

◎ 日程第 2 一般質問

○議長（倉兼政彦君） 次、日程第 2 一般質問を行います。

一般質問の通告者は 4 名です。

発言の順序は通告の順序といたします。

発言の時間は 30 分、それでは通告の順に従って発言を許します。

9 番 岩崎君。

○ 9 番（岩崎泰好君） 一般質問に先立ちまして一言申し上げます。

今日、3月11日は東日本大震災発生の日から数えること 761 日の朝を迎えました。改めまして犠牲となられました 15,881 人の尊い命に哀悼の心をささげたいと存じます。また 2,668 人のいまだ行方不明になられておられます大切な命が 1 日も早く見つかりますようにと祈らずにはおられません。そして、避難生活を余儀なくされておられます 32 万人にものぼる多くの方々に 1 日も早く普通の生活、暮らしが戻ることを願い、政府や関係機関に復興の努力を強く求めるものであります。また、美深町にありましても復興への支援にさらに心を碎いていただき、この教訓をわが町の施策に生かしていただくよう求めるものであります。

私からの質問は教育について、2 件であります。

1件目は給食をめぐる経過と町民への情報公開、そして広聴のあり方、進め方、将来像を改めて問うものでございます。1点目は学校給食実施に向けての経過の中で学校給食実施の意義あるいは具体的な内容について情報公開と町民への十分な説明や住民意見の聴取がなされたのか、その見解と具体的な時系列を示し教育長にその答弁を求めるものであります。

2点目はこれから取り組みの中で実施に向けた住民説明と理解を求める手法はどうにとられるのか、その具体的な手法と日程について、これも教育長にお伺いしたいと存じます。

3点目は毎年給食事業の継続には3,100万円ほどの維持経費がかかるという報告をいただいておりますが、学校給食調査特別委員会の席では新たな財源負担を町民に求めないとの回答をいただいております。新たな町民の税の負担を求めないと解してよろしいのか、あるいは町民にかかわる税の値上げを今後しないという解釈をしてよいのか、町政執行の中での町民の税負担のあり方について将来的な考え方、財政上の問題を町長にお聞きしたいと存じます。

4点目は町長は公約実現を前面に立て給食実施を総合計画の前倒しで決断実行をしようとしておられます、将来にわたり禍根を残す結果につながっていかないのかという多くの町民の懸念があることも事実であります。このことについて将来禍根を残すことにならないという明確な説明責任があると思いますのでそれらについて町長に見解を求めるところであります。

2件目ですが、COM100郷土資料室の現状や運営管理のあり方と博物館としての将来像についてお伺いするものであります。

1点目は、COM100郷土資料室は美深町郷土博物館条例と美深町教育委員会規則を根拠として運営管理されていると解釈するものですがその見解でよろしいのかそれが妥当なものなのかということも見解をお聞きいたします。2点目は、COM100郷土資料室の現状について、年間を通しての利用状況については平成14年4,611人に対して平成23年には1,767人、平成14年を100とした場合に38%にまで落ち込んでいる現状がございます。この現状について条例には町民の教養及び学芸の振興を図るという大きな目的がありますがその目的が達成されていると考えているのかいないのか。また、大幅な利用減になってきた原因がどこにあるのか、その分析と見解について伺うものであります。3点目は、事業内容について資料の収集、保管、展示のサイクルがしっかりと行われているのか。また、博物館資料の調査研究がどのように適切に行われているのかお聞きしたいと存じます。4点目は、担当職員についてですが、条例によりますと館長その他

職員を置くとなっておりますが教育委員会事務組織規則によりますと担当職員の事務分掌で十分な博物館の機能が果たされていると考えておられるのか、その点についてもお伺いします。5点目は、現状のCOM100郷土資料室は博物館法でいいます登録博物館、博物館相当施設、博物館類似施設どの分類にあたるのか。また、これらについて北海道教育委員会への登録申請を行った経緯があるのか、この点についてもお伺いいたします。6点目は、誰に、何を、どのように伝えるのか、歴史を継承する大切な施設として今後名称の整理、博物館の登録申請、学芸員の配置さらには町民や郷土研究会などとの関わりなど運営管理のあり方の大きな見直しが必要な時期にきているのではないかと思いますがどのようにその辺を考えておられるのか、以上6点について教育長に伺うものであります。

7点目は、我が町の歴史をどう伝えていくのか、博物館が果たす役割の重要性と博物館の将来像について教育委員長に教育的見地から考え方と所見を伺うものであります。

以下、自席で質問をいたします。

○議長（倉兼政彦君） 教育長。

○教育長（石田政充君） 岩崎議員から学校給食問題、それからCOM100郷土資料室の件についてご質疑をいただきました。

まず、給食の問題についてでございますけれども、学校給食につきましては長年の懸案であったと認識しております。近年その実施の声が高まってきたという中にあって議会でも何度かこれに関わる質問を受けてきたところでございます。そういった中で教育委員会として一定の考え方を整理する時期にきていたという認識のもと、それらについての実際に取り進めがどうなのかという協議をする中で多くの意見を聞きながら一定の考え方を整理していく必要があるという認識に立って協議を進めてきたという状況でございます。その中で、平成23年6月には町民アンケートを実施してきたという状況でございます。また、多くの方からご意見をいただきたいということで、検討する場として中学校の改築検討と合わせて検討する場を設置し、その中で多くのご意見をいただき、それらのご意見に對して説明をして進めてきた状況でございます。昨年の3月にはこの検討委員会において町民に対する過度の負担を招かない、さらには効率的な経済的な進めということを基本に賛成をいただいたところでございます。こういった状況を踏まえて町長が選挙公約でも挙げておりましたけれども、町として実施をするという方向で昨年の4月に町議会の皆さんとも実施についての相談をさせていただいたという状況でございます。この間、町民アンケートの結果や検討委員会の結果等については広報紙などを通じてご報告をさせていただいたところでございます。そういった中で、昨年9月議会の学校給食調査特別委員会の中間報告として実施すべきものとの報告を聞かせていただきました。これらの経過の中で検

討委員会さらには特別委員会などでその必要性と課題等については十分説明をさせていただいたと認識をしているところでございます。また、それぞれの協議の中で説明それから広報を介した全体の説明をさせていただいたと認識をしておりますけれども、もしそういった部分が不十分であったとすれば今後さらに検証しながら今後の進めの中で必要な説明を十分に行なっていきたいと考えるところでございます。今後、4月以降具体的な協議に入りていきたいと考えております。実施に向けての協議になりますので具体的に進めていく立場といいますかそういった中で協議をいただいてその中で色々なご意見をいただきながら進めていきたいと思っております。それらの過程の中で必要に応じて説明をさせていただきたいと思いますし、議会にも相談をさせていただきながら取り進めていきたいと考えているところでございます。

続きまして、COM100郷土資料室の問題でありますけれども、現在のCOM100郷土資料室につきましては美深町の博物館条例等に基づいて運営をしているということで認識をしております。平成10年に開館してしばらくは新しい施設ということもあります多くの町民の方、町内外から色々と見ていただいたという状況になっております。それらの状況についてはおおむね平成16年前後ぐらいまで、年々数字は下がってきておりましたけれども続いていたのかと思っております。16年17年ころから常設の展示施設としてはおおむね通常の施設を見ていただくような状況になったのかと思っております。ただ、そうは言ながらもご指摘の通り、毎年数字は少しずつ下がってきてているという状況でございます。やはり興味、関心を持っていただくことが必要と思っておりますのでこれについては今後努力をしていかなければならないと考えているところでございます。また、事業内容等のご質問もありましたけれども、これまでの歴史の中で大きなものを申し上げますと町内にある数カ所の遺跡の発掘ですとか大きな事業を手掛けた時期もございます。特に近年では、美深町の郷土研究会に非常な大きなご尽力をいただく中で最近では町内の民衆史を残していただくという事業にも取り組んでいただいて、これは町の教育委員会からの委託事業という形で実施をしているわけですけれども、そういった形でご協力をいただいております。また、今年度発行しました美深松山湿原を中心とした写真集も本町にとっての貴重な資料になると想っているところでございます。展示等につきましては平成10年に現会館が開館して以後、平成14年には西里にあります伝承遊学館を開館させていただきました。さらに、平成22年、23年については議員もご承知と思いますけれども展示物の、特に伝承遊学館の展示物、それから収蔵品の整理を行ってきて町民の方に見ていただけるような再整備を行ってきたという状況でございます。それから昨年からですが収蔵品の定期的な展示をしようということで、昨年は2件ほどでしたけれども例えばCOM

のギャラリーを使って収蔵品の展示さらには広域の展示等も行ってきてているところでございます。また、これから部分ですけれども、やはり先程ご指摘いただいたとおり、いかに興味・関心を持っていただか必要になってくるかと思います。そういう部分では教育委員会が中心となってやるわけですけれども、ただ、教育委員会だけの力だけではなくて色々な形で協力いただいているけれども美深町郷土研究会をはじめ色々な町民の方に参加をいただける機会があればそういう形のご協力をいただきながら事業を進めていきたいと考えているところでございます。また、職員の関係についてですけれども、現在専任の職員というのは置いておりません。社会教育の方で兼務をしながらという形で、条例の中でも置くというよりは置くことができるという形の表現をしております。博物館の機能として専任の職員を数名配置しながら学芸員等も配置をしながらやっていくというのは非常に理想とするところですし素晴らしいことですけれども、現実問題としては全体の職員体制の問題もございます。その中でどういった形で態勢をつくっていくのかということが大きな課題でございます。そういうことを考えれば現組織体制の中でできる限りの体制を整えているという認識を持っているところでございます。

先ほどもお話ししましたけれども必要に応じて臨時職員等の手立てをしながら対応するところはしていかなければならぬと思いますけれども、基本的には現状体制を大きく変えることはなかなかできないのかと思っております。それから、COM100の郷土資料室は分類としてどれに当たるのかということですけれども、博物館の類似施設という分類になります。また、北海道教育委員会の登録等についてはこれまで行っておりません。COM100郷土資料室はやはり後世に歴史を伝承していく大事な役目をもっておりますけれども、先ほど言った通り現体制から大きくなかなか変えられないということで町民の皆さん、それから郷土研究会、いろいろなご協力をいただきながら今後必要な事業については進めていかなければならぬと思っております。

以上、私の方からの答弁とさせていただきます。

○議長（倉兼政彦君） 教育委員長。

○教育委員長（宮原宏明君） 只今7件目の質問の中で委員長の見解を問うというご質問がございましたのでお答えをさせていただきたいと思います。

まず、我が町は明治32年、西暦1,899年開基として、今114年を迎えているわけでございます。開拓当時あるいは先人の残された文書などを読みますと士別まで駅が通っていたのでそこまで来て、あとは天塩川を下って歩いてきたという渡船場の話などを含めて大変な苦労をして今現在を迎えてるという美深町の歴史をやはり後世に伝えていくということは大変大事なことであるということにおきましては認識を同じくするものと考え

るものでございます。また、本町には先ほどの教育長の話と重複いたしますがCOM10郷土資料室とか伝承遊学館など歴史を伝えていくべき核となる施設があり、その活動につきましては一定の評価がされていると理解をしているところでございます。今後におきましては現状を踏まえる中で創意工夫をしながら進めていくことが必要であると認識をいたしております。

以上でございます。

○議長（倉兼政彦君） 町長。

○町長（山口信夫君） 学校給食に関する件について2点ほど私にご質問がございましたので順を追って答弁をさせていただきたいと思います。

まず、具体的に申しますが税負担の将来的な考え方でございますけれども学校給食事業の実施に伴って一定の財源負担を伴うものでありますけれど町民に新たな税負担をするものではございません。特に学校給食のために町民税を上げるなどの思いはまったくございません。そもそも健康保険のように学校給食は目的税をもって充てるものではございませんのでご理解をいただいておきたいと思います。当然、議員においても学校給食というは町税そのもので手当てるものではないという認識についてはおありだろうと思っております。

2つ目の給食の前倒し実施、禍根を残さないかというご質問でありますけれども、私は学校給食を実施することにおいて非常に教育的な見地さらには子育て支援の意味においてもその他たくさんあるわけでありますけれども大変な重要な問題、課題であると認識をしているわけでございます。給食実施にあたっては若干懸念をする声もないわけではございませんけれども必要とするという方々の声が圧倒的に多くてそれも早く実施をしてほしいという声が届いているわけでありますて、私としてはこれまで長年の経過の中でこれらを踏まえながら今決断をして進めが必要であり、将来につながるものであると確信をしているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（倉兼政彦君） 9番 岩崎君。

○9番（岩崎泰好君） 学校給食の関係の問題でございます。教育長の方から今答弁をいただきましたが議会との間では十分な説明とそれらの検討あるいは町民の中にあっては検討委員会の中でそれらは十分検討を加えたという話でございました。一般の町民にはそれらの情報はアンケートをしたときの情報だけ、細かいところは色々あるのかもしれませんのが一般的の町民の受け止め方はそのように受け止める方が多いと、その中で議会の中では実施の方向性で結論を出して前に向かおうという形になりました。それらの説明が不十分な

ところは随分あったのではないかと、配慮に欠けるところあったのではないかと私は思っています。これから問題として当然実施の中身も具体的になってくるでしょうから今後どのような形で進めていくのか。今まで十分とされなかった町民にどのような形で情報を伝えていこうとしているのか。またこういう意見もあります。毎年3,100万円の経営負担が掛かるということは町民に割れば1人6千円の負担になると、それが子どもを抱える親のみならず一般の町民にその負担が掛かってくるという議論をされる方もいます。それは少し論点が違うと思うのですが、しかし、少なからずそういう方々にもこの皆さんに新たな負担はないと先ほど町長から答弁がありましたけれども新たな負担ではなくてそのようにしてでも学校給食が必要なのだというところをどう町民に伝えるのか、その手法について考え方を伺いたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 教育長。

○教育長（石田政充君） 町民に対して直接的に説明をしてきたかということの質問かと思いますけれども、検討委員会等の状況についても先程お話ししたとおり広報紙等を含めて説明をしてきた状況がございます。特に特別委員会の中で委員の皆さんから色々なご質問をいただきました。この部分を私どもの方が説明をして良いのか、特別委員会としての部分ですからその辺は議会としての広報もされる部分もあるのかと思いますけれども、ただ、幸いなことに特別委員会等が開催されれば新聞等を通じて色々な形で報道されていると、そういうことも十分ご理解をいただいているものと思っております。ただ、そういう中でもう少し気を使って教育委員会としてやることがあったのではないかというご指摘ですからそれについては真摯に受け止めて、どういった部分が足りなかったのか考えていかなければならぬと思っております。今後、先ほど申し上げたとおり実際にどういった給食を作っていくのかということがこれから課題ですからこれらについては逆に言えば町民の方にどういう給食をするから理解をしてもらうのだということになってくるのかと思います。からの部分については具体的な部分になってきますから一定程度定期的な広報なりホームページ等の利用も考えながらできるだけ町民の方にご理解いただけるような方法を考えていきたいと思っております。

○議長（倉兼政彦君） 9番 岩崎君。

○9番（岩崎泰好君） 昨日、キャベツ研究会が取り組んでおります1年に1回のイベントの中でタイミング良く教育長にも出席をいただきて意見を述べていただいた経緯があるのですけれども、置戸町の教育委員会の食のアドバイザーであります佐々木十美（ささきとみ）さんが来られまして食育のことについて、それから美深町の農産品をどう活用して給食につなげるかというテーマでお話をした経緯があります。その中で、佐々木さんもおっ

しゃっておられましたがやはり給食実施についての情報は、多くの町民に共有して町民の協力の中でしなければどこか都會にある給食センターが実施するような給食になりかねないと、それは食育の目的とは全然かけ離れたものになってしまふ、という話をされたと記憶しておりますが、それらについて教育長は要望書等の中で食育の重要性それから地域との地産地消とのつながり・考え方というものを昨日も色々話されておりましたが改めて実施にあたっての給食の意義といいますか、その辺をせっかくの機会ですからお話ししたいたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 教育長。

○教育長（石田政充君） どういう給食にしていくのか、昨日もお話し申し上げましたけれども美深町の給食は50年前ほどにやっていたという経緯がありますが50年間やっていなくて、平成27年の実施に向けていきたいという話を申し上げましたが全然やっていないのと同じ状態です。ですから実際にどうするという部分については特に栄養士の方が中心となってそれらを組み立てしていくというのが現実問題でございますからその方が現実スタートまで配置されない中でどうしていくのだという大きな議論の課題はあります。ただ、基本的な方向性としてどうしていくのかということは当然実施に向けて考えていかなければならぬと思っています。その中で、置戸町の給食は給食として素晴らしいものをやっております。そのことにどのように近づけるのかということが課題だらうと思いますけれども、ひとの良い部分は良い部分として見ていかなければなりませんけれども美深は美深として何が出来るかということを考えていかなければならぬと思います。その中で、給食の意義ということでこれも再三ご説明して来たところでありますけれども基本的には給食は児童及び生徒の心身の健全な発達に資するということが大前提であります。その中で、学校給食を通した食育をすすめる、さらには子育て支援を重点的にしていきたいという大きな目的をもって実施をするわけでございます。その中で特に食育という部分ではこれまで給食を実施していないだけにその実態というのがなかなかつかみきれないでいたというのが実態だと思っております。そういった部分では昨日もお話を聞かせていただきながら他市町村でやっている給食の中で行われている食育活動ということがやはり大きな参考になりますし、改めて子どもたちに対してその大切さというものを実感をさせていただいたと考えております。合わせて地産地消の問題ですけれども、その時その時の季節ごとの食材がありますからそれを大事にしながらいかに地元のものを使わせていただくのか、そういう協議を進めさせていただきたいと思っております。ただ、それがすべてということは不可能ですからどこまでできるかというお話しになるかと思いますけれどもそういうことを進めていきたいと思いますのでご理解をいただきたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 9番 岩崎君。

○9番（岩崎泰好君） 納入の件に関しては具体的に今年動きはじめますのでまた予算委員会の中で議論をしたいと思っています。

続いて COM100郷土資料室の現状について先程お伺いしたところですが、COM100郷土資料室というものが先程博物館条例に基づいてというお話しがございました。郷土博物館の条例そのものを見ますと COM100郷土資料室という名前がどこにも出てこないわけです。これは条例の不備なのか、どうしてこうなっているのか私なりに色々勉強させてもらったのですが、COM100に移動した際に過去の議会での問答集も調べて経過を探ったのですが当時の中では旧厚生小学校に郷土博物館本体を持っていってというような文言を見つけたのです。それらの経過の中で平成12年に条例改正が行われています。その10年か12年までの間に資料室として本体は向こうに持つてこちらは分館的な扱いにするので資料室という名前にしたのかと、これは推測ですがそういう経緯の中で COM100 の郷土資料室という名前が条例のどこにも出てこないということでこれは条例の不備ではないかと思っています。それらの精査をしっかりとすべきでこちらが本館であるならばそうすべきであると思います。その後に平成17年に旧厚生小学校のところを分館という形で条例に付け加えたというような経緯があるのかと思います。そういう意味で条例の文言をしっかりと整理する必要があると思いますし、条例そのものが郷土博物館になっていますから博物館としてしっかり前に進めるような形が取れないのか、その辺の考え方について伺いたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 教育長。

○教育長（石田政充君） 文言を含めた技術的な取り扱いもあるわけですけれども、博物館条例そのものは議員ご承知だと思いますけれども旧幼稚園の横に建物としてありました。それらが建物の状況が悪くなつたということで当時恩根内中学校の方にそういった資料を移した経過がございます。COM100を作る時に今議員がおっしゃられたような色々な協議があったようでございます。正式な議会の場の協議ということではありませんので議事録等は残っていないようですけれども、ひとつには建物の色々な記載等をいただく制度の関係を含めて色々な課題があったという中でこの名称については相当の議論があったようでございます。そういう中で、郷土博物館の位置づけとして条例では COM100 内という位置付けをしております。その中で博物館には展示する場所と事務等を行う場所があるわけですけれども、うちの場合は展示は今言われている郷土資料室というのが展示室になっております。それにかかる事務については事務所で行つてはいる状況でございます。そういう中で諸々の整理の中で条例の郷土博物館という名称で位置づけは COM100

にされているという形になっております。その中で展示スペースを郷土資料室いう名称にしているということになっております。当時色々な議論の中でそういう整理がされてきたと思っておりますのでご理解をいただきたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 9番 岩崎君。

○9番（岩崎泰好君） 理解をいただきたいということなのですが、この文言がないCOM100郷土資料室なるものは条例上位置づけはないということですね、私はそう解釈するのですが。その文言の整理は条例を変えるなり条例にそれを盛り込むなりこのまま現状で行くとしたらそういうことが作業的に必要になるのではないかと思っているのですがどうでしょうか。

○議長（倉兼政彦君） 教育長。

○教育長（石田政充君） 条例上の博物館というのはCOM100を基本的に位置づけている形になっています。例えば具体的な名前を出してよいのかどうかわかりませんけれども、名寄の北国博物館等がございますけれどもそれぞれの博物館等で第1展示室、第2展示室が条例で謳われているかどうか私は確認しておりませんけれどもそういった考え方でいけば博物館をCOM100の位置づけをしてその中で展示しているスペースを郷土資料室という認識を当時されたのかと考えております。そういうことを考えればあながち解釈として違うということにはならないだろうと、そういう考え方の中で条例が整理されてきているということをご理解いただければと思います。

○議長（倉兼政彦君） 9番 岩崎君。

○9番（岩崎泰好君） 町の行政は条例を基にして前に進んでいるわけです。ということは、COM100郷土資料室というのは愛称という解釈であるわけですか。条例のどこにもCOM100郷土資料室という言葉が存在しないわけです。ですから本来であるならば美深町郷土博物館条例のその文言を変えてしまうか、あるいは条例の第2条にあります名称について、COM100郷土資料室という形に本館の部分を変えるか、そのどちらかですね。そうしないと条例に基づくものが進んでいかないと思います。そうなってきた経緯があると私も理解していますからひとつはそこが大事なところだと思うのです。そして、さらには先程博物館に類似する施設という認識にあるということでありましたがこれは国でいう博物館法で言いますと登録申請のあったものについて3つの分類ですが登録博物館、博物館相当施設、博物館類似施設とその3つに分類すると博物館法の中ではなっているのですが、それらの登録申請をしていないということですからこのどれにも当てはまらないということですね。先ほどは類似する施設だということで答弁をいただいたわけですから、博物館法からいくとどの施設にもならないということになるのですがその辺のこと

についてどう解釈したらよいのかお聞きいたします。

○議長（倉兼政彦君） 教育長。

○教育長（石田政充君） 名称の問題については経過がそういったことだということでございますので、さらにこのままの状況でよいのかどうかということも今後の課題とさせていただいて将来に向けて名称変更等が必要だとすればそのことも協議をさせていただく必要があるのかと思います。ただ、経過からいってそういう状況にあって今その名称含めてそういう形で使わせていただいていると理解いたいと思います。それから博物館法でいう登録云々というところですけれども、博物館法でいう登録が登録博物館という言葉です。それから登録博物館にはなりませんけれども申請をして指定を受けるということが博物館相当施設という形になると思います。先ほど申し上げた博物館類似施設というのは博物館法では今言った登録施設、相当施設までです。類似施設については登録等の手続きを一切しない施設を指しておりますので類似施設の部分の扱いというのは法によらない他の施設を指すような形になっておりますのでそういった取り扱いになっているということでご理解をいただきたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 9番 岩崎君。

○9番（岩崎泰好君） なぜその辺の議論をするかというと、しっかり郷土の歴史を伝えるという意味では博物館として認知をして、それなりの博物館の中での運営活動を私はすべきだと思うところがあるのでそのところを先ほどから言っているのですが、特に、入館者の問題ですが先ほどもお話しましたが現状は平成14年を100とした場合で38%までの落ち込みということですが開館当時は7,000人近く入っていたわけです。開館から3年ぐらいは当初開館して間もなくということで数字が高いのは当然ありますがそれ以降どんどん年とともに入館者数が落ちている、その原因が一体どこにあるのか、その分析をどうされたのか、そして今後どうするのかということをもう一度明快にお聞きしたいと思っています。これは大事なところでただ施設があって専任の人が置けない中で博物館を運営されているということは非常にゆゆしき問題だと思います。この町の歴史をしっかり教えること、そして先程食育という話も出ましたが食を通してこの町の風土をしっかり子どもたちに体感してもらうということも非常に大事な部分ですからその辺のことも含めて今後それらの精査の中で必要であれば博物館法に基づいて登録申請をしてしっかりと学芸員をおいて専門の職員の下にしっかり運営を行うという方向性があるのかないのか、検討の余地があるのかないのか、その辺の事をお聞きしたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 教育長。

○教育長（石田政充君） 博物館としての機能という部分で入館者の問題がありました。言われる通り開館当初は約8,000人近い、平成10年7月からの開館ですら9カ月の間でそういったことでございます。毎年1,000人ずつくらいの数字が落ちてきたということでその状況が平成15年乃至16年まで続いてきているということで平成14年はその過程にあるのかと思います。概ね16、17年頃から人口に対しての入館者数、他の市町村で士別市、名寄市あたりをみても人口に対して3割程度が年間の入館者数になっているようでございます。そういったものを比較して良いとか悪いとか議論をするつもりはないのですけれども、人口の割合からするとそう劣る数字ではないということが言えるのかと思いますけれども、ただ、言われている通り見ていただくためには魅力づくりといいますか、そういったものが今後の課題だろうと思っています。できれば今年は開館15周年ですから開館20周年に向けた大規模な展示替えですかそういったことも想定しながら魅力づくりをしていかなければならないと思っております。その中で郷土研究会の皆さんですか広く町民の皆さんから色々な知恵を借りながらさらにはご協力いただけるのであればご協力いただきながら魅力づくりを進めていかなければならないと思っています。それから職員体制の問題ですけれども、先ほど申し上げました通り今の中で専任の職員を置いていけたら一番良いことです。ただ、なかなかそうはならないという現実もあると思っています。その中で例えば学芸員等、そういう資格者がいてたまたま配置になれば良いのでしょうけれども今の組織体制の中でそれ専門ができるかというとなかなかそういう形にはなりません。そういった状況にありますので現体制の中でどのようにやっていくのかということをしっかりと考えていかなければならぬと、そのためには色々な形のお力添えをしていただかなければならぬと考えているところでございます。

○議長（倉兼政彦君） 9番 岩崎君。

○9番（岩崎泰好君） 私は専任の人がいないということが今日の数字の減少に至っている大きな要因だと思っています。というのは、COM100そのものの入館者数はほとんど変わりないわけです。COM100総体の入館者数、利用者数は開館当時と変わっていません。にもかかわらずこの博物館と図書室の数は年々下降傾向がずっと続いています。職員を責めるわけではありません。職員は一生懸命やっているのですが担当の職員の事務の規則を見ますと8つの仕事をこなさなければならないわけです。それを限られた人でやらなければならぬ現状があります。その時にやはりそこに博物館に軸足をしっかりと置く専任の職員、学芸員の資格も必要なかもしませんが、必要ないのかもしませんけれどもその辺は今後の課題としながらそこにしっかりと軸足を置いて今年度はこういう事業とこういう事業を通してたくさんの人々に来てもらうと、その計画と実行にあたっては

町民各層のご協力を求めるこども大切だと思います。ひとつにはやはり郷土研究会も年々高齢化しているわけです。組織の中は変わってきて新しい人も入ってきていますがなかなかそこに手伝いができる状況にもないと、ましてや郷土研究会がやっているのは民衆史の編さんで詳細に言えば物博物館の資料の問題、運営をどうするという中身ではないわけです。その辺のところもしっかりと精査していかなければ今後の問題として大変な問題になると私は認識しております。ですからその辺をもっと柔軟に、例えばこういうところもあります。学芸員1人おおむね500万円かかるとして人件費に対しては国のソフト面での補助で300数十万円いただいてしっかり運営しているという場所もあります。それからもう1点考え方ですが、先ほど近隣市町村の例をとってパーセンテージを言わましたが博物館を1つの観光の施設としてこれから利用するととも考えられるということで先進的に中川町あたりは専門の学芸員を置いてミュージアムとして今始めているわけです。枝幸でも学芸員を置いてミュージアムとして多くの入館者を引き入れているわけで、それはこの町の歴史を知ってもらうということ、ひいてはこの町に住んでもらうという可能性も十分視野に入れた動きだと思うのです。そういう博物館のこれから展開というのは大事なところだと思うのですがそれらの考え方をお聞きしたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 教育長。

○教育長（石田政充君） 今言われる部分の思いの部分というのは言われる通りの部分があると思っております。私もそういった部分で各施設がそういった形にもっていかればと、大きな気持ちとしてはありますけれどもなかなか現実としていかないという実態もあるとすることを認識いただければと思います。今の思いは思いとしてどういった形にしていくのか十分検討をさせていただきながら取り組んでいきたいと思っております。

○議長（倉兼政彦君） 9番 岩崎君。

○9番（岩崎泰好君） それと、先日、産業教育常任委員会に同席をさせていただいたおりに驚いた部分があったのですが、かつては幼稚園の横にあったそれを壊す段階で恩根内の中学校の跡地に移動したという経緯がありました。現在はすべての資料が旧厚生小学校、今の伝承遊学館の施設にあるという認識で良いのか、ここ(COM100)の資料室にはストックヤードといいますかそういうものが現状ないと認識してよろしいのかそれをお聞きしたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 教育長。

○教育長（石田政充君） 遊学館そのものはもともと今言われている収蔵庫を基本としたものです。ですから遊学館そのものも全部公開しているわけではありません。そういった形で資料は基本的に遊学館に保管する部分については保管をするという考え方でございま

す。

○議長（倉兼政彦君） 9番 岩崎君。

○9番（岩崎泰好君） 他の方法なのですが、雨水・湿気の問題と保管状況がどのようになっているのか、それらの点検などを年間どの程度やっておられるのか、そして現在は保管の状態がベターなのか、検討を要するのか、その辺についてお聞きしたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 教育長。

○教育長（石田政充君） 先ほどお話しした通り平成22、23年それらを全部調査をして確認をしています。特に展示している部分で日焼けの問題ですとかそういった部分が一部ありましたのでカーテンをつけるなり何なりという形で大きく損なわれることのないようにさせていただいた状況です。お陰様で雨漏で困るとかという状況は今のところはありません。ただ、やはり施設が古いものですから毎年のように屋根が一部壊れたり、そういう修繕はしていただいております。今後、建物が建てものですからそういった部分の状況を十分確認をしながら良好な保管が出来るよう万全を期していきたいと思っております。

○議長（倉兼政彦君） 9番 岩崎君。

○9番（岩崎泰好君） 質問の6点にあげました名称の整理あるいは博物館としての登録申請さらには学芸員の配置、それから町民やそれに関わる色々なグループ、サークル等との関わり合いを密にしてこの運営管理にあたることが大事な文化と思っているわけですが改めて教育長の見解をしっかり聞きたいという思いでありますのでそれを最後に質問を終わりたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 教育長。

○教育長（石田政充君） 施設の登録の関係ですけれども、博物館法では国の施設は博物館という登録はないわけです。登録するところが決まっていておかしな現象になっているのですけれども、うちの博物館そのものが登録していけるだけの運営体制が組んでいけるかどうか、そういった形になれば一番理想的な形ですけれども現実はなかなか職員体制含めて議員が望まれるとおりにいかないというのが現実としてあります。それでその部分をどう補っていくのかということだろうと思いますけれども、やはりその中で色々な知識を持っておられる方がたくさんいらっしゃいますのでそういったものをご提供いただきながら、そしてご協力をいただきながらやっていくか、そして今あるものをしっかりと保存をして伝えていくということをしっかりやっていきたいと思っております。色々な部分を望めば望むだけの魅力がありますし、そういったことを追及していくということも大切なことですがそういったはざまにいるということをご理解をいただきたいと思います。現状の中でできる努力をしていきたいと思っておりますのでご理解をいただきたいと思っており

ます。

○議長（倉兼政彦君） 以上で、9番 岩崎君の質問を終了いたします。

次、4番 南君。

○4番（南 和博君） 私は今回、項目3件、件名それぞれ1件ずつ町長に対して考え方を伺いたいと思います。

まず1として産業であります。新年度における美深農業の課題に向けた対策について。新年度予算における担い手対策について伺います。これまで農業の担い手対策については農業振興策の最優先課題のひとつとして取り組んでこられました。平成24年度においては懸案だった農業実習生等宿舎も建設され、対象者の生活環境保全と外に向かた新規就農希望者の確保に大きくアピールすることとなり、担い手育成の拠点として期待するものであります。一方、地元農家の子弟、後継者の対策は不十分の印象があります。担い手対策に後継者対策を重点化した対策が将来の美深農業と地域を守っていく上で必要と考えるところですが町長の考え方、見解を伺います。

2といたしまして農用地の現状と課題について。

現在美深町の耕作農地面積は約5,000ヘクタールがありますが今後の就農人口の減少と耕作面積の限界で今後不耕作地となりうる可能性があります。地域性の違いがあることは認識いたしますが特に条件不利地や遠隔地域に農地の引き受け手の限界が見受けられる中でこれらの農地の保全、耕作放棄地とならない対策が必要だと思いますがどのような認識をされているのか伺います。

次、項目2番目、社会福祉、件名、新年度における老人福祉対策について伺います。

新年度予算において小規模多機能居宅介護事業所の整備計画が示されておりますが背景として特別養護老人ホーム及びグループホーム施設整備の限界に伴い、在宅介護の増加が増えることから対応策のひとつとして認識しております。さらに今後団塊世代が高齢者となり老人福祉施設の需要が高まりサービスの充足に懸念もあることから予防対応策として認知症の予防対策を今以上に推進していくなければならないと思います。これまでの対策より一步踏み込んだ取り組みが必要と考えますが町長の考え方を伺います。

- ①といたしましてホームヘルパー、ケアマネジャー等の人材確保育成策について。
- ②認知症予防対策の充実評価について。
- ③緊急通報システムの利用状況についてを伺います。

次、3として行政、件名が地域情報通信網の現状と課題について伺います。

平成23年度から運用が開始された地域情報通信基盤整備事業により町民の情報通信の環境が整備され、2年が経とうとしておりますがさらなる有効利用等を模索すべきではな

いのか、以下の点について伺います。

①防災情報端末機の活用状況と課題について。

②防災対策としての携帯電話の不感地帯解消策はないのか。

以上を申し上げまして、町長の考え方を伺いたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 町長。

○町長（山口信夫君） 只今、南議員から産業、社会福祉、行政、目的的には3項目でありますけれども中身的にはたくさんのご質問をいただきましたので順を追ってご答弁を申し上げたいと思います。

新年度における美深農業の課題等々の中でございますけれども、その中で担い手対策でありますけれども執行方針でも述べておりますけれども美深農業を持続的に発展させていくには担い手の育成確保が最も重要であると認識をしながら取り組んでいるところであります。昨年においては農業研修生等の宿舎等の整備をさせていただいたところでございます。従って、こういう中から1人でも多くの方がこれらの施設を利用されながら担い手であるとかパートナーとなってくれることを期待しているわけでございます。それと農家の子弟、後継者対策という質問でございますけれども、現実の押さえとして親元で後継者としておられる方、22名と押さえております。議員ご承知と思いますけれども農家子弟に対する支援策、町が執っている支援策について若干申し上げたいと思っております。それは農業高校、農業大学への進学者への奨学金の貸付制度もあるわけでございましてこれは最長で7年間190万8千円ほどであります。さらに親元就農3年で返還免除という制度も持っているわけでございます。そのほかに農業後継者育成協議会、担い手育成総合支援協議会を通じての支援としては農業大学校であるとか花・野菜の技術センターなどへの研修経費についても20万円ほどの助成制度をもっているわけでございます。さらに就農奨励金として1年以上家業従事する場合については5万円、さらには結婚祝い金等については7万円、こういう制度も持っているわけでございます。そのほか、4Hクラブへの助成であるとかさらには道内外への研修視察への助成等も行っているわけであります。胸を張るわけではありませんけれども他の町村に負けない、幅広い支援策を講じていると考えているところでございます。さらに、北はるか農協におかれましても農家支援制度の研修支援を昨年度から始めていると伺っております。そのほか、国の新制度として農家指定に対しても成年就農給付金、これは就農前2年間でありますけれどもさらに就農後5年間という制度でありますけれども年に150万円ほどを支給することになっておりましてこれらが町の施策さらには国の施策等々を利用することによって有効になってくるのではないかと非常に期待をしているところでございます。議員と同じく重要な後継者対策を重

点的に取り組んでいきたいと考えております。

次の2つ目の質問で農用地の現状等についてのご質問がございました。これは農業委員会と連携をしながら不耕作地等々の対策確保を状況調査をしているわけでありますけれども、本町において不耕作地と言われる部分については平成20年度では22ヘクタールほどと押さえていたわけでありますけれどもその後指導等を強化したわけでありますけれども現在9ヘクタールと押さえているわけでございます。従って、農業委員会等々と連携をしなければなりませんけれども農用地の実態調査をさらに実施する中で耕作放棄地の未然防止に努めてまいりたいと思っております。

さらに、農家が減少する中で不耕作地が心配なわけですけれども農地面積総体的には約5,000ヘクタールほどあるわけですけれどもそんなに減っていないというのが事実であります。しかしながら農家戸数については20年前と比較するとだいたい半分減少しているという状況があるわけであります。従って、これらのことを考えていくと農協等々とかなり協議をしなければならないわけですけれども農地や施設等をどう使っていくのか活用していくのか、そういうことを考える上においては農協等々と出資法的な考え方をつくっていかなければならぬと思っております。いってみればシステムづくりをどうしていくのかということが大事になってきます。ただ、そうはいっても農協さんであるとか関係機関、団体、生産団体、営農集団、これらが町は相当危機感をもっておりますけれども同じ意識に立って取り組んでいかなければならぬという時期にきていると考えているわけでございます。

次に、社会福祉の関係であります。

具体的にホームヘルパーだとかケアマネジャーの人材確保についてのご質問でございます。介護保険制度の中で要支援、要介護の認定者数が年々増えているということでございまして、それも住み慣れた地域の中で生活を可能にしていくことがベターであると考えております大きな課題だと思っております。介護サービスをするもの、提供する事業所、これらについても町内外から人材を募りながら確保に向けて努力をしていかなければならないと思っておりまして運営等については社会福祉協議会の運営事業や訪問介護事業者に対して補助を行っておりまして、そういう部分の中で人材確保を含めた支援を行っているところでございます。そのほか育成策についてもご承知のことだと思いますけれども、美深町保健師等人材確保条例に基づく看護師、准看護師、保健師、介護福祉士の方々の就学支援というのも行っております。さらに社会福祉協議会が実施しているホームヘルパーの資格取得についても全面的に支援する方向で経費の負担を考えているわけでございます。現在ホームヘルパー、ケアマネジャーの配置状況について若干申し上げますけれども、ホー

ムヘルパーは社会福祉協議会の一事業所がサービス提供をおこなっておりますが民間事業者についても新たな訪問介護等をやりたいと、提供される計画があるよう聞いておりますのでこれらについても考えていかなければならないと思っております。ケアマネジャーについては4つの事業所でサービスを提供している状況でございます。しかしながら厚生病院で居宅介護の支援事業所が3月で中止になる方向でありますので町内の民間事業所において新たな支援事業が開始されることを望んでいるわけでございます。非常に重要な課題だと認識をしております。議員が指摘されました認知症の予防対策については非常に難しいことでありますなかなか治療法についてはまだ確立がされていないということです。その中で脳出血であるとか原因がはっきりしているものについては生活習慣をきちんと改善するということでそういうことが若いときから大事だと言われておりますそういう意味では特定検診であるとか特定保健指導などの実施をきちんとやりながら、また生活習慣の意識づけを強化しながら絶対的なものではないかもしませんけれども認知症の予防対策に努めていかなければならぬと考えております。そのほか、認知症というのはどういうものであるという認識を深めるためにも日常の講演会であるとか出前講座であるとかそういうものも強化していかなければならぬと思っているところでございます。それと、社会福祉の部分で緊急システムのことについて触れられました。現在、重度身体障害者で緊急時に必要とされる緊急通報システムの電話ですがこれらの設置状況でありますけれども82台であります。今後とも高齢者の身体、生命、財産を守る上でもこれらがさらに有効活用になるように努めていかなければならぬと認識しております。しかし、配置はしておりますけれども使われないのが一番良いのかという認識もあります、あまり使われないことが良いのか悪いのかと思っておりますけれどもそのようなことでけっこうな数を配置していると、目標としている数は100でありますが82でありますから相当高いところまでいっているのかという認識でございます。

次に、行政ということで地域情報通信網の関係について質問がありました。情報端末機の利用状況について申し上げますけれども、2月末現在で1年間でありますけれども約420件の情報発信になっているわけでございます。ひとつとしては町長部局さらには議会、教育委員会、消防などの行政通信の情報発信があるわけですけれども、そのほかに商工会や観光協会、公共的団体からの情報、そしてこれからは試験的に有料化させるわけですけれども商業者の広告についてもさらに利用をしていただくということで有料部分については今までの状況では22件ぐらいの利用状況でございました。それから、端末同士のやり取り含めての数、どのくらい使っているのかという押さえですけれども月20,000件ほど通話のやり取りがあるという状況であります。そういう意味では防災電

話を利用しての情報の交換は防災だけではなくて広範囲に使われていると認識しておりますしこれらの使い回しを暮らしの便利帳だとかそういうところでさらに周知して有効活用していただくようなことにさらになっていただければと思っております。そういうことが緊急であるとか防災情報を素早く伝達しながら被害を最小限にとどめていく、万が一の場合にもということにもなっていくのかと思っております。

それと、最後でありますけれども携帯電話の不感地帯の話がございました。災害などで職員と連絡を取ったり、また町民が連絡を取ったりする場合に携帯電話は非常に貴重でありますけれども、町内の不感地帯間についてはきちんと押さえきれないのですが不感地帯は存在します。そして、その時の状況によって、この辺は聞こえるはずだという部分もあるわけでありますけれども通じないと、そういうところもあるようであります。いつでもどこでも町内すべてが不感地帯ではなくて通信が出来るのが1番ベターであると思っておりますけれどもなかなかそこまですべてを網羅するということにはなっていかないのかと、そして電話会社等々のこともありますし、非常に課題の多い難しい問題だと思っております。ただ、災害等々についてはいつどこで起こるかわかりませんので、特に山であるとか川であるとかレジャー等々で相当行動範囲も広くなるわけであります。ただ、ここで申し上げられるのは全部カバーするということには至らないということを申し上げておかなければならぬと、難しい問題だという認識をいただきたいと思っております。それと、光ファイバーの話もあるようありますけれども、これは携帯用の光ファイバーの不感地帯ということも含めてだと思いますが当初の段階から整備しておりませんのでご理解をいたいおきたいと思っております。

以上、少し雑駁な答弁になったかもしれませんけれども産業、社会福祉、行政の大きく3項目に分けての質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（倉兼政彦君） 4番 南君。

○4番（南 和博君） まず、農業の部分から再質問をいたします。

私の言い方が偏った言い方になるかもしれませんけれども、基本として農業が美深町の基幹産業という観点で質問をさせていただきます。それと、私の言う扱い手というのは国の定義の扱い手でなくて、それは今町長の答弁で分かったのですけれども後継者なり新規就農者という意味での扱い手であります。再質問の趣旨ですけれども、今町内の農家子弟の後継者にはそれぞれ十分ではないけれども対応はしているというお話しですけれども今言ったように私の認識の中で扱い手というのは農家の子弟も新規就農者も私は同じ扱いであるべきだと思っております。今、新規就農者対策においてはR&Rが一生懸命やってくれて私も敬意を表するところであるのですけれども、特に新規就農者の条例を見ますとな

かなか農家子弟なり後継者が拾われない部分が非常にあると。それと、先程町長がいわれた国の施策である人・農地プランにかかる青年農業就農給付金、この部分も実際は現実的に考えると農家の子弟後継者がなかなか枠の中に入るのにハードルが高いものがあるわけです。これは町長に言ってもしょうがない話で町長も同じ認識であるのではないかと思うのですが、その辺を網羅する意味で美深のこれから農業を担う、または地域を守る観点でいけば別段の対策があって良いのではないかと、先程言わわれたように就農して5万円がいただけるとか結婚祝い金が7万円というお話しもございますけれども、この際、担い手新規就農後継者という大きなくくりでいつも基金みたいな話をしますけれどもそういう広く網羅できる担い手対策ということができないのかと考えるところでありますのでその辺のご意見も伺いたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 町長。

○町長（山口信夫君） 農業はまさに基幹産業であります。そして先ほど申し上げました担い手は優先的な課題であると、そのとおりでありますけれども、その中にあっても扱いとしてどうも新規就農といわれる部分と今農家の子弟といいますか、後継者との差がかなりあるのではないかと、そして対象が非常にハードルが高いのではないかと、その辺のことは国の制度の中でももちろんそうでありますけれども町の条例の中でも若干違います少し課題があるとみているのは事実でございます。そして時代が少しずつ変わってきたと、そして新しい対応をどうしていくのかという課題も今出てきたと。それは私も認識は一緒に思っております。ただ、基幹産業といえども他産業のことも頭におかなければならぬ、それらの後継者のことも考えていかなければならない、どうしていくのか、この辺の課題だろうと思っております。全ての産業が、例えば、労働者づくりについてもそうでありますし、商工の後継者づくり、林業の後継者づくり、すべてが後継者不足になってきているのは事実でありますからその辺のことも踏まえながら新規就農と後継者対策、総体的に考えながら我が町の一番大事な農業の基幹産業の部分の後継者対策という諸々を考えていく必要があると、そして新たな段階に入ってきたと考えているのは事実でありますので議員とそれほど変わらないと思っておりますけれどもどうするのかということをこれから模索しながら色々な議論をしながらできるものからやっていきたいと思っています。

○議長（倉兼政彦君） 4番 南君。

○4番（南 和博君） 今、町長が言われるようにそういう答弁が来るだろうということで農業が基幹産業だという前提で偏った捉え方になるのかということを踏まえて聞いていただきたいと思いますけれども、今、町長が言うように新規就農者と農家子弟に隔たりがあるのではないかと言いたいのだろうということでありますけれどもそのとおりの部分が

あります。農家の子弟は新規就農者とは違うのだよという意味の中に親からの経営を継承するのだから新規就農者とは全然レベルが違うのだよと、財政から施設から色々な技術から。新規就農者、初めて入る人間にはせっかく来てくれるのだからこういう対策をしましょうというところは分かるのですけれども、親から経営を継承することは確かに親からのプラスのものも継承しますけれども違うものも継承するということで、新規就農者も初期投資に5,000万円、8,000万円と投資しますけれども私はイコールコンディションだと思うのです。そういう観点で考えれば担い手を総合的に支援するという考え方方が私はあって良いと思います。それはこれから検討するという話ですけれども、例えば、よその町ですけれども清水町だと四国の四万十市あたりはこういったものに基金を積んでそういう担い手に対して幅広く支援をする体制もしております。多くあるのが新規就農者とか農家の後継者ではなくてあくまでも農家の若者、これから意欲がある、頑張っていくという軸になっているわけです。その辺で私としてはひとつの大きなくくりで農業の後継者を支援できる基金制度みたいなものがあったら良いのではないかと考えるのですが、先ほど答弁もいただきましたけれどもそういう事例もあるという認識の中で町長の考えをもう一度伺いたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 町長。

○町長。町長（山口信夫君） 先進的に取り組まれている全国の中で代表的なところを今紹介されたわけでありますけれども、そういう方向まで我が町として踏み出していかなければいけないのか、その辺の議論もやらなければならないと思いますけれども、農業だけではなくて他産業の跡継ぎ対策を含めてどうするのだということで先ほど言わわれたように新規就農と呼ばれる部分は皆さん分かっておられて言われているのだと思いますけれどもその辺のこととも含めてどうしていくかということを考えていかなければならぬと思います。ただ、農業の部分については他産業と違ってウエートがあるのだということも国策でも取り組んでいるようなこともありますし、これは他の産業に非常に影響の出る分野でありますのでこれは考えていかなければならぬと。ただ、新規就農と跡継ぎといわれる農家子弟の取り扱いはどういう制度にすることが今の制度でよいのかどうか含めてこれは検討しなければならないと思います。ただ、その場合、他の産業のことをどうしても考えていかないと農業のことばかり考えているのかと、やはりそこでは商工会なり商人のこと林業界もちろん勤労者のこともあります。そういうことを諸々考えながら新しいひとつ踏み込んだ制度にしていく場合には考えていかなければならぬということありますので、南さんでありますから諸々そういうことを理解しながらあえて農業者の後継者についてご質問されていると認識しておりますので、問題はそこに踏み出すにあたっての機運づくりと

いいですか、行政だけではなかなかやりきれません。農業委員さんもたくさんおられるわけでありますし、他の産業の議員さんもたくさんおられるわけで、我が町にふさわしい後継者対策、担い手対策をどう作っていくのかという町の機運、投資をしていく機運、これは行政だけではできませんので議員も含めて諸々のご支援ご協力を賜りたいと思っております。

○議長（倉兼政彦君） 4番 南君。

○4番（南 和博君） そういう気概で私も取り組みたいと思いますけれども、うちの町の農業後継者に対しての助成制度ですが先ほど町長が諸々言われたものも含めてですけれども農業後継者育成奨励金貸付条例、これあたりは平成12年度改正以来そのままなのかなと思いますが、現状の月額3万円が良いのかどうか。先程ちょっとと言われた保健師の人材確保の条例は月4万円でその辺のことを考えるとこのあたりも平成12年からみれば13年経過していて色々社会情勢も変わってきておりますので考えていただきたいし、それから農業青少年研修奨励規則、これも昭和47年に制度を作っていますがこれらがほとんど利用がないように私は認識しています。それから美深町農業生産奨励補助規則は農業全般ですけれどもこれも古い条例規則ですね。この辺のものを1回整理して、先程から何回も言うように後継者対策の部分についてもう少し整理、集約、統合したものを考えるべきではないかと思います。23年の第4回の定例会で私は同じような質問をしておりますけれども、その時の町長の答弁では、今後美深としても新しい視点で考えていきたい、という答弁もございましたので繰り返しの答弁を求める話になりますけれどもそういった総合的な支援策を今後どのように進めていくのか、改めてもう一度伺いたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 町長。

○町長（山口信夫君） 南さんの提言を含めた部分に理解をしたいと思っております。ただ、前々から質問されていた部分については農協さん等々と相談をしてきた部分については担い手対策含めて一番先に取り組んでほしいのはまず農業担い手の受け入れる施設をつくってくれということでありましたのでまず施設をつくったつもりであります。しかし、それだけでは足りないのだということを今指摘されておりますので、そして、条例、支援策色々あるわけですけれども古くなっている部分があり、その通り認識しております。従って、25年度1年で済むかどうかわかりませんけれども25年のまず取っ掛かりとして総体的な見直しを担当課に指示したいと思っております。しかし、先程言いましたように機運づくりを農業界含めてよろしくお願いをしたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 4番 南君。

○4番（南 和博君） 次に農用地の関係ですけれども、先ほど町長の答弁の中で、将来

的には農業施設、農地含めて出資法人的な組織をつくっていくのもこれから検討していくたい、ということありますけれども、この質問の趣旨は文面にもありますけれども、これから農家人口が減って耕作する面積が増える、まして遠隔地においては農家戸数も非常に少なくなって、またそこに広大な農地があるという事態が将来出てくると思うのです。そういう意味でそういう出資法人も含めたコントラ組織みたいなものも考えていかなければならぬという答弁でしょうけれども、その辺の現状、美深町にもそういう組織がないわけでもない状況もあるのでコントラ組織の一段の支援策なりまた体制づくりというものを答弁ありましたけれども考えていってほしいと思うのです。要点としては今農地が非常にどこの農地も特に遠隔地なり条件不利地の農地の価格が賃貸、売買も含めて非常に下がっている状況があります。これが下がることは農家自身も大変なことですけれども農協の運営上も非常に担保量が落ちるということで非常に危惧されている部分です。そういう意味で遠隔地なり条件不利地をいかに価値のあるものにしていくのかというのが課題だと思うのです。そういう意味で、遠隔地・不条件地、優良地もだんだん下がっているわけですけれどもその辺の保全をする意味で農用地の価値を下げない施策を町としても考えていくべきではないかと思うのですがその辺の認識をどのように捉えられているのか伺いたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 町長。

○町長（山口信夫君） 認識について申し上げたいと思いますけれども、米の生産調整が昭和46年に始まってそれ以来農地のやりとりといいますか賃貸が進んだわけでありまして米の生産調整そのものも8割を超えるような状況でございましてそれ以来農地の流動化ということで実際の売り買いより実際に賃貸が進んでいるわけでございます。農地の有効利用、多くは耕作地に畑作なり水田に耕作地がなっていくのではなくて、草地を貸していく傾向があるのですけれどもその草地化の中でも同じ地域内といいますかその中で使われて調整される部分だけではなくて遠隔地が出てきているという実態を相当気にしております。それが良いかどうかということについても懸念があるわけであります。そこで、非常に農地が売り買いされないでよいかどうか。一回賃貸を結ぶと多くは10年のようにありますけれども10年を賃貸してしまうと次の更新も10年にすることが多いわけでありまして、果たしてその辺のことがいいのかどうか、使われていますのでそれはそれで良しとしなければならないわけですけれどもたまに耳に入ってくるのは不在地主的になってしまった部分が必ずしも貸主の意としないことがまま起こるようなこともあるようでありまして、これはそう言ってしまうと問題発言でありますからその辺のことは考慮してほしいと思いますけれども、こういう場合はやはり地域なり近くでどう売り買いしていくの

かということが大事になってくるのかと思います。ただ、その場合、そうはいっても持ちきれない場合が出てくるだろうと思います。さすれば、農用地を保全管理していく、法人化していく、コントラ化していくというやり方もあるのだと思います。そういうことを具体的に、ただ不耕作地になる困った困ったということは行政としては受け止めますけれども実際それを使ったりしていくのは農業者であり農業生産団体でありますからその辺のことを踏まえて具体的にこうしたい、こうすべきだというところまでやってほしいと思います。農業委員会等からも建議もいただきます。そこまでは分かるのですけれども分かっているつもりですけれども一歩具体的にどうするのだと、これは農業者自ら巻き込んだ話になつてこないとなかなか町として具体的な支援策であるとか、こうすべきであるとかということにはなかなか難しい課題があるということも私の見解として述べておきたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 4番 南君。

○4番（南 和博君） 次、老人福祉対策について再質問いたします。

美深高校の生徒と面接をするような機会がありまして、最近の傾向で介護関係の職に進みたいという生徒がかなりいるわけです。この質問は人材確保育成のことですけれどもそういう意味でできれば子どもたちも地元に勤めるところがあれば勤めたいという志向が最近あると肌で感じております。先ほどの保健師人材確保条例の支援策はあるのですけれどもこれは去年でしたか、また手厚くしたわけですけれども、これを福祉の町という表現もありますけれどもそういう観点で高校存続はまた別の話ですけれどもそういう観点で広く人材を求める美深は介護関係、福祉関係の職については非常に理解があるのだなというのもひとつの町のPRになりますし、先日、総務住民常任委員会の所管事務調査で職員採用の話も出たのですが今の傾向として皆さん都市部に就職したがるわけです。そういう中でまちづくりをすることによって、その町が良い町だったら地方にも行きたいという話もありますけれどもこういうものをひとつの目玉にして人材確保育成という方法も考えられると思うのですけれども、この条例は変えたばかりですのでコロコロ変えるものではないのかもしれませんけれどももう一段支援策を考えるのもひとつかと、今どんどん高齢者が増えて要介護認定者も毎年20人ずつ増えている状況もありますし、これから団塊世代がその枠に入ってきたとまだ増える可能性があるのでこういった人材確保という対策は非常に重要だと思うのですけれどもその辺の考え方を伺いたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 町長。

○町長（山口信夫君） 今、南さんから条例を変えたばかりだからなかなか変えられないだろうという話もありましたけれども、変えたばかりだからとこだわるつもりは毛頭ござ

いません。必要なものは変えていかなければならないと思っております。私もPRしておきたいと思いますのは町のPRとしてもその部分は大事な部分でありますけれども保健師の話であります。厚生連等々の会議の中でうちの条例を手直しをしてこういう条例があると、全道的にかなり高い位置にあるわけでありますけれども厚生連でも非常に評価をいただきましてありがたいという言葉もいただいて私もほっとしている状況でございます。そして今現在厚生連かどうかわかりませんけれどもこの保健師の条例の適用になっている学生さん生徒さんも出ているようでございまして良いことだなと思っております。ただ、全道1ということではございませんのでその中にさらに福祉的なことを入れることができるのかどうかを含めて条例が変わったばかりと思っておりますけれどもその辺については私はこだわるつもりは毛頭ありませんのでその辺の部分についてもさらに検討を加えていきたい、大事なことだと思っております。人材確保、色々な面でケアマネ含めて介護士含めて現実に足りない部分はありますので町の人材確保という部分については努力をしていきたいと思っております。

○議長（倉兼政彦君） 4番 南君。

○4番（南 和博君） 次、認知症予防対策の充実強化についてですけれども、実は昨年の11月に政務調査で議員仲間5人で福井県の若狭町に行ってきました。ここでの取り組みのお話しを若干させていただきたいのですけれども、看護師なり福祉関係、またここは教育関係も含めた組織でスタートしているのですけれども、認知症を知るにはまず脳を勉強しようということでそういうグループから始まったのが正式名、プロジェクト若狭、というものでそれともその組織の発端であります。月に1回そういった方々が勉強をして町内にアンケート調査に行くのですが、これは本人と家族に同じ質問をして双方向から取るわけです。本人からだけではなくて偏るということでやっております。そのことによって町民の認知症のレベルをデータ取りをするということでやっております。それをもとに脳の知識、認知症の啓発、生活習慣病のための戸別訪問をするわけです。60歳以上、若狭町人口16,000人で高齢化率が29%ですけれども全て家庭訪問をして早期発見を目指すとともに認知症とは何かの知識を戸別訪問で行っております。今、町の包括支援センターの方も定期的に講習会、研修会を開いて非常に熱心にやっておられると思いますけれども、厳しい言い方かもしれませんけれども受動的であってもう少し能動的に動く活動も必要ではないかと、そこには人材もある程度いなければならぬという背景もありますけれども、なかなか実際に講習会、研修会には人が集まらないわけです。先日、主幹に聞くと、最近の研修会は結構人が来るのですよ、という話もありますけれども特に男性の出席が少ないのであります。その辺をカバーするという意味で戸別訪問をして健常者の段階も把

握しておくというそういう戸別訪問の意味合いもあるようです。うちの町は仕事上要介護になった方に対して戸別訪問はしているのかと思いますが、これから予防のための予防といいますか、そういう取り組みをされている町もあります。なぜ先程言った教育関係が入っているかというと、子どもたち小学校・中学校の授業のカリキュラムの中にも認知症のカリキュラムを入れているわけです。そのことによって子どもたちもおじいちゃんおばあちゃんの認知症を発見しているということでそれが年間5～6例あるそうです。家族の中で現状を見るということで第三者が見るよりは正確に把握できるという教育においても福祉関係の取り組みをしているというそいつたまちづくりをしている若狭町ありました。一步踏み込んで、一行詩コンクールというのがあります詩を小学校部門、中学校部門、一般部門とありますそれをまとめた作品集を発行しましてこれがまた非常に増刷するくらいベストセラーになって、それも町の収入になっているという話もあります。非常に暗いイメージの介護関係をプラスに変えているような取り組みもありました。これらはすぐうちの町で取り組めるかといったら非常に厳しい話ですけれども、これからを考えれば、また昨年介護保険料を値上げして新年度の会計も4億3,000万円で前年比で1,600万円くらい増えておりますし、繰入金等々も増えている状況もあるのでこの辺非常に担当職員には厳しいものの言い方かもしれませんけれども、将来の財政負担を考えれば予防のための予防という取り組みもやっていくべきではないかと考えておりますけれども、この辺繰り返しの質問になりますけれどもその辺も考えて予防のための予防の施策等々を町長はどのような認識で捉えているのか伺いたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 町長。

○町長（山口信夫君） 先進的な事例を見て帰ってこられて言われるのかと、まさに全国有数の先進地を見てうちがそんなに劣っているとは思いませんけれどもなかなか最先端をいく段階にはいかないのかなと、身の丈に合う行政をしなければならないと思っているわけでありますけれども、我が町の保健センターの充実なりそういう部分についてはそれなりの一定の評価をいただいていると思っております。ただ、認知症になった部分も含めて病気になった方を大切にという考え方があるのではないかと。予防という部分については大事だと思っております。しかしながら、この予防というのも反論するわけではありませんけれども、ただ65歳になったから認知症が出るわけでもなく、80歳になっても我々よりももっと元気な人もおられるわけでこの辺が非常に難しい話でありまして、その辺のことをどのように意識づけさせながら、そして生涯学習的なことも行政としてそういう認知症にならないための施策を段取りして進めていくのか、これは大事なことだと思いますけれどもなかなかそこに参加してくれる人が理解を示して自分も気をつけなければならぬ

いと積極的な方がたくさんいれば良いのですけれどもなかなかそうはなっていかないということで、しかし、そうはいいながらもかなり元気な人でもこのごろふまねっと等の教室があってここに参加させてもらったとかそういう声も聞きますので、ああ良いことだなと。教育委員会さらには保健センター等々とも連携を密にしながらそういう予防に対する積極的な行政展開ということも保健センターを中心にしながら努力をしていく必要があるのかと思っています。見解的な話で申し訳ないと思いますけれども具体的な話はなかなか申しあげられませんけれどもそのようなことを考えておりまして一生懸命やっているということだけはご理解をいただきたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 4番 南君。

○4番（南 和博君） 今言われるよう運動機能を向上することによって認知症に至るまで3年ぐらい伸びるという実績もこの若狭町ではあるようなので話を聞くと総合型スポーツクラブ等々を活用しながら取り組んでいるということですのでより一層進めてほしいと思います。

次、緊急通報端末機の関係でけれども、要旨は今重度障害者の方に配置されていますけれども、近年老老介護でお年寄り2人の世帯でも実は実質1人が介護だとかということをそういう方にも配置してほしいという声があるのですがその辺の要件というのはそういう要望があれば対応できるのでしょうか。私の認識では独居老人とか重度障害者という認識なのですけれどもその辺の対応ができるのかできないのか、できるのであればそういう周知もしてほしいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 町長。

○町長（山口信夫君） 踏み込んだ話でありますので押さえ切れておりませんので担当課長の方から答弁させます。

○議長（倉兼政彦君） 住民生活課長。

○住民生活課長（瓜田 晃君） 原則は南議員おっしゃるとおり1人の高齢者という形になっておりますけれども、家庭の事情によってそういった老老介護等々でなかなかお互いまることができないという部分については保健センターの方にご相談をいただければその状況によってつけることはやぶさかではございませんのでよろしくお願ひ申し上げたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 4番 南君。

○4番（南 和博君） そういうことであれば十分端末機を使って周知もしているのかもしれませんけれどもそういう認識がなかったものですから、していないのであればよろしくお願ひいたします。

次に、地域情報通信網の現状と課題ということありますけれども、情報端末を設置されて2年が経過したわけですけれども色々活用方法については先ほど答弁をいただきました。一定程度浸透しているという認識はあるのですけれども、もう少しせっかくの巨額に投資した施設ですので2年も経過しましたし浸透しているからこそ一度町民に利活用の要望だとか課題みたいなものをアンケートで調査することもやっても良いのではないかと思うのですけれどもそういう取り組みは今考えておられるのかどうかお伺いいたします。

○議長（倉兼政彦君） 町長。

○町長（山口信夫君） まだ考えておりません。

○議長（倉兼政彦君） 4番 南君。

○4番（南 和博君） ぜひその辺のアンケートなり町民からの聞き取りというのもこれからもっと利活用する意味では取り組んでほしいと思います。能力のまだ何分の1しか利用されていない気もいたしますのでその辺も検討をいただきたいと思っています。

次、携帯電話の不感地帯の関係ですけれども、先般3月2日の暴風雪で道内でも9名が亡くなるという痛ましい事故がありましたけれども、その中に酪農ヘルパーの方が不感地帯で電話を掛けたけれども通じなかったということで亡くなられた事例もあります。私の押さえでは美深町は辺渓の会館から仁宇布の市街地までの間が不感地帯かと思います。今仁宇布は非常に元気な地域になっていますし、人の往来も多くまた牛乳の収集車や獣医さん、ましてや今はトロッコ王国が一生懸命やっていてお客様が増えている状況もあります。あの間が不感というのは非常に心配な部分と考えております。これは町でどうこうということにはならない部分も多々あると思いますけれども、国なり道または通信会社に町長の力なりでものを言える立場にもございますので、町長一人ではダメだったら町村会でもいいですし、うちの町だけではなくて他でも色々な場面があると思いますので是非強く要望を出してほしいと思います。そういう取り組みをぜひお願いしたいと思いますけれどもそういう考えをやりますよという意思を伝えていただきたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 町長。

○町長（山口信夫君） 誘導尋問にかかるないようにしなければならないと思いながら、先ほどの防災電話の関係でもそうですけれどもこの不感地帯の話もそうでありますけれども今一生懸命それぞれ時代の要請に基づいて取り組んでいる事業でありますのでこれ以上直ちにさらに前にすすめるということは現実として可能かどうか色々と考えなければならないと思います。意見を言う機会があるだろうといわれますけれども、慎重を期していくたいと思っております。そして、防災電話の関係についても今まだ入れて2年ですから5年10年経ちますと相当のことを言われるかもしれませんけれども今はまだ普及の段階で

あるということをご理解をいただきたいと、やっと少し機能し始めたかというところでありますのでこの辺については内部で色々ご苦労いただいているというのは私の目で見て感じております。ただ内部で苦労しているから一般住民の使い回しがどうだとそういうことを申し上げているつもりではなくて一生懸命やっているということをご理解いただきたいと思います。まだアンケートを取るとかそういう段階ではないということで、かなりの時間を貸してほしいと申し上げておきたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 以上で、4番 南君の質問を終了いたします。

只今から暫時休憩に入ります。

再開は13時15分といたします。

---

休憩 午後 0時08分

再開 午後 1時13分

---

○議長（倉兼政彦君） 休憩を解き、一般質問を続けます。

7番 諸岡君。

○7番（諸岡 勇君） 産業ということで件名としまして6次産業の振興策と林業振興策について伺うものであります。

通告に要旨を説明してありますが、本町の恵まれた自然は農林業の振興や観光資源として私たちの快適な生活環境に健康を守る上で大切な保全地域であります。環境と調和した農業の政策、推進が図られている今日、安心安全な農業生産に重点を置きクリーン農業も定着しつつあります。林業の振興策も図られる中で、優れた環境の中の今だからこそ付加価値のついた農産物の生産再充実をするために以下について町長の考えを伺うものであります。

まず1番目ですが、すでに商工会の青年部の皆さんのが先日美深産のもち米とカボチャでのどぶろくの製造がされました。どぶろくの特区というのは国の政策で数件認可を受けているものでありますがそういう生産者が中心でのどぶろく造り、これは長沼町などで特段の支援策が行政の中で出来上がっているという部分がありましてそういった行政の支援と許可等の取り扱い等について考え方を伺うものであります。

2番目には、すでに美深町内ではチーズなどの6次産業の実績がありますが業績向上の支援策について伺うものであります。1次産業、2次産業そして3次産業を足して6になると、第6次産業ということで色々このことが世に出て定着をしつつあるわけであります。がそういったサービス業まで含めた6次産業等のこれから支援策等について伺うもので

あります。

3番目には、チョウザメからのコラーゲン採取による医療用製品開発の取り組みの報道があります。これはすでに美深町に訪問をされて何社か、北大を中心にしてチョウザメの中での生産体制といいますか取り組み等について研究がされているわけでありますが、9月9日の道新で紹介されているわけでありますがこれらについて美深町については50年代から長谷部町長がチョウザメを美深町に入れて飼育をしているわけであります。そういった飼育歴の中で具体的な取り組み等について今スタートだと思いますがチョウザメに対する取り組み等について町民からも色々お聞きをするところでありますのでこの際具体的な取り組みについて伺うものであります。

4番目ですが、これは林業の政策のことですが紙ネッコンでの育苗、このことについてはもうすでに20年以上も前から北大の東三郎教授だと思いますが紙ネッコンを発明しまして、それぞれ植林等に使われているわけであります。先日であります札幌の70代の女性だったと思いますが紙ネッコンの植林を円山公園付近の山でやっているという話があったり、テレビ等でも報道されているところでありますがそういうものについての取り組みはどのように考えておられるのか、これについてお伺いをいたします。

5点目であります。森林に親しむ集いということで美深町はすでに松山湿原そして望の森または函岳こういったイベントを通じながらそれが実行委員会は別にしても毎年のようにこういったことが行われているわけであります。特に白樺まつりはもう18回を迎える中での取り組みがありますが私はそういう点ではこういったイベントが行われている歴史的なものもありまして森づくりについても十分地域の中でも浸透しておりますし、それぞれすばらしい活動がされていることは私も存じているわけであります。ただ、森づくりについては例えば仁宇布のスキー場跡、あそこなどは森づくりをやろうということでお年配のみなさんも何十人か100人単位のボランティアでの森づくりを経験しているところでありますがそういうものがいまだどのような発展をしていっているのかについて疑問を感じるところであります。住民ボランティアをさらに集う中で枝打ちや間伐や植林こういったものに手掛けていくと結構なメンバーが森林に対する認識を深め、さらに植林等につながっていくのではないかと思いまして5番目の質問にさせていただきました。

それから6番目ですが、美深町は例年のように植樹祭があって植樹が行われております。これに私も毎年参加をさせていただいているわけですが、これは標茶町に視察に行ったとき、それから厚岸町にも行ったり中標津などに行ったときに特に取り組みが違うと思ったわけであります。特に美深町は植林でも針葉樹を中心にやっているということでありましてそういう視察場所は広葉樹を中心にやっておりました。特にここの要旨の中

にシマフクロウの生息ということで表させていただきましたが、近くでは土別がシマフクロウの生息があるということありますし朱鞠内の方もあります。美深町の博物館にもシマフクロウがあるわけありましてこれは美深にシマフクロウが生息をしたという歴史の証しだと私は考えております。再質問等でも質問をしていきますが、これも虹別のシマフクロウの会の方とお会いをしてきましたらこれは50年の中で3,000本のドングリの木を植えてシマフクロウを連れてこようということで今18年目ということであと50年3,000本を続けるという取り組みがあるということあります。美深町も86%、森林の面積を有しているわけでありますからこれらについてはほとんど道有林でありますけれども町有林も徐々に増えたということありますのでこれらの取り組み等について考えを伺うものであります。

後については自席で再質問を申し上げます。

○議長（倉兼政彦君） 町長。

○町長（山口信夫君） 只今、諸岡議員から産業の振興、特に6次産業の関係、林業振興策についてご質問がございました。全体的に6点ほどに分けてのご質問でありますけれども順を追ってご答弁を申し上げたいと思います。

まず、どぶろく造りの支援等でございますけれども、具体的にどぶろくの特区の認定を受けてはどうかということありますけれどもこれは米を生産する方等が自ら製造所などで醸造しながら自分で営業する農家民宿等に提供するというものについては特区ということが許可されるようなことありますけれども、本町の場合、農業者自らがどぶろくを製造したいというお話しさは現在承っていないわけであります、しかしながらこういうことが具体的にお話しが詰まっているのだとすればそういうことも検討を加えたいと思いますけれども今のところそういうお話を伺っている段階ではありませんのでご理解をいただきたいと思います。

次にチーズ等の関係でありますけれども、6次産業の業績支援であります。ご案内のように20年では仁宇布地区の羊乳チーズの製品化に向けた取り組みでありますがなかなか羊が増えていかないですからまだ羊だけでなくて牛乳から入っているわけであります少しずつ羊を増やしていくという状況であります。平成22年度からは川西地区において牛乳チーズの製品化がスタートしているわけでございます。いずれにしてもこれらは施設整備を含めて町の活性化補助を活用していただいているところでございます。道の駅であるとか観光イベントの出店であるとか、また旭川、札幌の都市部での販売PR活動を積極的に行っておられると伺っておりますけれどもまさに努力の最中であると思っているところであります。その他に仁宇布の部分の羊乳チーズについては昨年でありますけれども

町の商工業振興補助の中で熟成庫を建設されました。そのようなことで6次産業化といいますか付加価値の高い商品が少しずつ作られるようになってきて良い方向に向かっていると押さえているところでございます。

さらに、チョウザメの取り組みでありますけれども、諸岡さんご案内の通り長い年月を要しまして先々代の町長の時代から取り組んでいるところでございます。まさに30年を経過したわけでありますけれどもなかなかこれの有効活用といいますか生産に結びつけるようなものがなかなか難しかったわけでありますけれども北大の指導を仰ぎながらふ化も順調になってきたということが言えるのかと思っております。また、チョウザメを利用した食材の提供、さらにはキャビアの生産についても少しずつでありますけれども提供できる段階になりつつあるということでございます。しかし、まだまだ少量であるということでございます。こうした中でチョウザメをさらに有効活用する産業化といいますかそういうところに着目をしながら、北大を中心としたプロジェクトチームの推進体制を整えたらどうかという相談等もございましたので養殖技術開発や今言われているコラーゲン生産技術開発などの取り組みを進めてまいりたいと、新しい事業展開に向かっていきたいと考えているわけでございます。特に、チョウザメにはコラーゲンが豊富にあると言われておりますとして化粧品であるとか医療の原材料として非常に価値が高いといわれております。まだまだこれから事業展開の部分でありますけれどもこれを具体化するように相談をしてまいりたいと思っています。それで、なかなかこれを扱う人間というのが非常に限られていて難しいわけでありますけれども、人材を育てなければならぬ、人材を確保していくなければならないという観点から今年度は地域づくりの協力隊事業で人材を確保してまいりたいと考えているわけでございます。従って、これらのことについては国の補助事業さらには振興局、北海道の情報等をいただきながら一体的に進めてまいりたいと考えております。もちろん民間の方々の知恵を借りながら一緒になって進めてまいりたいと考えているところでございます。

次に、4点目の林業の関係について、紙ネッコン、根の部分を紙で囲うという植林方法があり、そのまま植えることができ、紙そのものを取らなくて良い植樹の方法があるわけでありますけれども、ほんの小さな規模でこれらが実際試験的に活用されているようでございます。美深小学校においてもドングリの育苗、ミズナラの植樹ということで森林学習として少し取り組んだ経過があるわけでございます。ただ、これを大々的にやるという方向にはまだなっておりませんで、非常にお金も掛かるし時間も掛かるということであると思いますけれどもそういうことで国の林業の補助事業という部分にはまだ事業として紙ネッコンを利用するという措置にはなっていないわけでありましてそこが問題であります。特

に林業造林事業としては数千本、数万本という植林をするわけでありますからこれは今の段階では難しいのだということです。国等々がこれらの補助制度を拡大するようになってくれば我が町としてもこれを補助事業として取り入れていくことはやぶさかではないと思っております。

次に、住民ボランティア等による作業、間伐も含めて枝打ち等の話であります。ただ、これは、ボランティアでできないかと言われば全然できないということにはならないと思いますけれども、しかしながら枝打ちであるとか間伐というのはかなり高度な技術なり危険な作業でもあるわけでございましてなかなかボランティアの活動としては難しい部分があるのではないかと思っております。ただ、林業に親しむという考え方方に立てばひとつの方でこういう試験的な作業もあるのだということは考えていかなければならないのかと思います。そこで、森林に親しむ場として植樹祭をはじめ、望の森の森林浴の集いであるとか少し趣旨はちがいますけれども函岳の景観を見るということでウォーキングの集いであるとか小学校の森林学習であるとかこういうことで地域住民に参加をしてもらうということでほとんど我が町の良い山は道有林が占めておりますので道有林を見てもらっている状況でございます。そういう中で森林教育の意識高揚に繋げていくことを模索しているのが現状でございます。

最後の質問にありましたシマフクロウのこと、さらに広葉樹の植樹についての考え方の答弁でありますけれども、我が町の広葉樹は森林面積のおよそ3%と押さえております。そこで町有林ではどのくらいかということでありますけれども、町有林につきましてもおよそ6%程度が広葉樹ではないかとみております。しかしながら、この広葉樹は非常に成長が遅いことや植えることによって食害があり、なかなか育てるのが大変であるということがあります。しかしながら、かなり天然林といわれる部分の広葉樹等々が過去にあったわけでありますから考えていかなければならないと思っております。町としては今まで具体的に美深町100年記念の森というものを100年の時にやったわけでありますけれども、3.5ヘクタールほど人工林を作ったわけでありますけれどもその時にミズナラとシラカバを混合林として使っております。時々議員も見られていると思いますけれども、これは下刈り等も十分やってきた関係もありまして、また条件の良いところに植えたということもありますして順調に育っているといえるのかと思っております。また、町有林は旧天木の山も譲渡を受けたところでありましてすでに1,000ヘクタールを超える状況になっておりますので条件が整うところについては積極的に広葉樹の造林事業を推進する方向で努力をしたいと思っております。そういうことによってシマフクロウがすぐに戻ってくるかどうかはなかなか難しいところでありますけれどもそういうことになってくれれば良い

など。シマフクロウではありませんが望の森周辺でオオワシなどが営巣して工事が心配になったという時期もありますのでこういう猛禽類がこういう自然の広葉樹を根城にしてその中で育つ鳥等々について戻ってきてくれるのであればありがたいと思っております。また、シマフクロウは美深町の歴史の中では仁宇布の発電所のあたりで捕らえたというものが博物館にあるわけで従ってわが町にもかつてはシマフクロウがいたのではないかと想定されるわけであります。

以上で答弁にさせていただきたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 7番 諸岡君。

○7番（諸岡 勇君） まず、どぶろくの特区の件です。町長が言われるようにどぶろく特区というのは個人が許可をとってやると。今商工会青年部の方がやっているのは材料を提出して小樽でどぶろくを作ってもらっているというやり方ですが、そうではなくて私が言っているのは国の構造改革2005年に始まって道内でどぶろく特区をやったのは空知の長沼町であります。私は阪さんというところで2月21日に視察をさせていただいたところでありますが、この中で阪さんが言われたのは特区を取る際に役場の中心メンバー、企画グループがこういった特区を取るために40人乃至50人の農家のを集めてやってみてはどうかという提案をしておりました。美深町の役場にも優秀な人がいるわけでありますからせっかくどぶろく特区のカボチャに関するものが出ているとすると、農家のカボチャ生産者でも良いわけです。そして、また米を作っている人も酪農の方も問題ないそうでありますが農家の方であれば特区が承認になるということであります。美深町の場合、もち米を中心とするこういったものを町の中でできれば第6次産業に繋がっていくと考えております。この点について過去に美深町の企画等で検討された経過がないのかどうか、さらにこういった取り組み等について前向きな考えはないのかについてお伺いいたします。

○議長（倉兼政彦君） 町長。

○町長（山口信夫君） どぶろく特区をとると企画の段階で検討をした事実はございません。先程ご案内のようにカボチャどぶろくについて製品化されて、量としては非常に少なかったわけでありますけれどもよかったですと思っています。また継続してこれらが生産されることを望んでいるわけでございます。継続的に計画的な考え方を持って生産者等々が特区をやることになってくるのだとすれば行政としてはお手伝いをしたいというのが基本的な考え方であります。もちろん民間だけの、農業者だけのことではなくて我々も放つておく考えは毛頭ございません。ただ、残念ながらそういう機運にはなかなか農業者等々がなっていないのが我が町の残念なところではないのかと思っております。仕掛けとして

役場が先導してという考え方もあるのかもしれませんけれども、それはなかなかうちの農業界、行政の中では難しいのだということをご理解をいただきておかなければならぬと思っております。全体的なみなさん方の考え方の集約がそこにされるのであれば先ほどから申し上げているようにお手伝いをしてまいりたいと、積極的に取り組んでいきたいと思っております。私のみている範囲では残念ながらカボチャどぶろくの発表会の時もそうでありましたけれども、あの時は限られた方々への案内とか周知だったのかもしれませんけれども残念ながら農協なり農協青年部にご案内をしているにもかかわらず出席者がないような状況でありましたので私はまだまだそういう機運になつてないのではないかと思っているところでございます。

○議長（倉兼政彦君） 7番 諸岡君。

○7番（諸岡 勇君） 最初でありますから町長はそのように思われたかもしれません、阪さんが20平米という狭いところで実際にやっているところを見ました。26ヘクタールを運営しているところでありますがお酒を作る専門の彗星というお米を作られていて他にも色々なお米を手掛けてきたそうですがその中でもち米も入っているわけですが今5種類で、それからゼリーとプリンも作っているようです。その需要に間に合わないということで1年中どぶろくを作っているわけです。販売は道の駅とか色々なところでやっていますが製品が間に合わないという状況でアルコールの少ないものは2週間ぐらい、高いものについては3週間、それで出来上がるということでありますのでサイクルというのが出てきて専門に手掛けると町おこしで進められるのではないかと思いまして私は期待をもちました。特にお酒づくりには6キロリットルなければだめだということですが生産者がやる場合は4.5でOKなわけです。阪さんのところはどぶろくをつくることを体験できるコーナーもありまして例えばワインの町、池田などは職員を外国などに馳せ参じてワインを入れたということで北海道で1番先だったでしょうか。そういうことで行政を使って研究をさせる、そしてまた農家の皆さんに紹介をしながらまちづくりのひとつにすることができるのではないかと考えています。町長は忙しいでしょうけれども阪さんのところに勉強に行って、6次産業の加工部門を手がけてみてはどうかと思いますがこれについて答弁をお願いいたします。

○議長（倉兼政彦君） 町長。

○町長（山口信夫君） 議員さんの言われる部分を否定するつもりは毛頭ございませんけれども、生産者といいますか農業者がそういう方向で目指したいということであれば一生懸命一緒になって努力をしたいと思いますが行政が一生懸命先頭を切っていても後ろを向いたら誰もいなかったということでは問題が残りますので、やはりそれよりもまず生産者

であるとか農業者であるとかこれを手掛けた方々がどういう方向に向いていくのかその辺を見守りながら取り組んでまいりたいと思います。諸岡さんの提言について否定するものではございません。ただ、積極的に今の段階でそういうところまで踏み込んでいけるのかということについては慎重を期してまいりたいと思っております。それと、諸岡さんはすでに視察等をしながら勉強されていてかなり詳しいわけでありますけれども私どもが行ってそれを理論的に聞くよりも気のある方々が行って見てこられるのが1番早いのかと思っておりませんので、議員という立場でもご指導をしていただければありがたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 7番 諸岡君。

○7番（諸岡 勇君） できましたらそういった窓口といいますか今北海道では長沼町だけであります。美深町でも昔からどぶろくに親しんでいるということで甘酒を辛くしたものがどぶろくかと思いましたら色々なことがあるようです。これも専門的分野があるようですからぜひそういった道を開いてほしいと思います。

次に、チーズ関係、6次産業という実績の中で仁宇布、そして川西の方のチーズ等についても町長言われるように札幌のイタリアンレストランの新聞記事も出ておりましたけれども、観光協会を中心にカボチャまたは麦を提供し、レストランで9品、くりかぼちゃのスープ、美深牛のローストビーフなどなど。実際に札幌でこういった取り組みがあるわけです。2、3日前にも観光協会事務局長の小栗君がクローズアップされて新聞報道がされておりました。そして、ゆるキャラも大変可愛いわけで私も3枚ほど凧に仕上げてみたのですが良いものだと考えています。そういう意味では観光協会を中心に色々な取り組みがされていると。ただ、確かに食材も素晴らしいものをつくっていく、そしてまた地産地消も大切ですが、私はこれをやはり加工産業として少し付加価値をつけてできないのかということでありまして、振興センターを含めて色々な取り組みがされていますし、観光協会を通じて色々なことがやられているわけでありますからこの点についてもう少し大きな人を使っての産業に育成するのは行政の力が必要ではないかと考えています。例えば東京ドーム3個分くらいのビニールハウスを作っている町もあります。こういったことは行政なり農協などが中心になってやらないとできないわけでありまして、そういったものを食材提供ではなくてこういった付加価値のついた6次産業が考えられないかどうかについて伺うものであります。

○議長（倉兼政彦君） 町長。

○町長（山口信夫君） まず基本的な認識といいますかそういう部分についてはご質問の諸岡さんと私とそれほど大きく変わるものではないと押さえておりますけれども、しかしながら、どうもうまく進まないというか発展していかないということでその辺は何なのか

ということを常に心配をしながら私なりに考えているわけでございます。それは行政も言われるべく後押しをしますけれども続かない、どちらかというと我が町は取り組みはするのだけれども持続性がないと。これを私として心配をしております。色々な取り組みを今までやってきましたし、これからもやっていかなければならぬと。それはやはり実質やる人が本気になって掛かっているのかどうか、そういうことを非常に懸念します。それと、大事なことは経済でありますのでそれがペイしないとながっていかないのも事実であります。そういうことを非常に懸念しながらみている段階でございまして、札幌のレストランで日にち限定でありますけれども美深の食材を使って取り組みをされたと、それはうちの幹部も出席のために行っておりますし、職員も行っております。そして、色々なお話しも聞かされておりますので私も知っております。ただ、残念ながら私は日程的に取れなくて出られなかつたのですけれどもそういう話も伺って色々なことを私自身も押さえているつもりでありますけれども先ほど申し上げたようなことでなかなか6次産業的なこと、発想は全く諸岡さんと変わるものではないと。しかしながら、民間的また生産者レベルでこれが真剣に向かっていかないのかというその辺をもう一度行政だけでなくてみんなで考えながらできることならそれが町おこしの起爆剤になることによって経済に結びつくということをしっかりと考えなければならないのではないかと思っております。お互に言葉としてやりとりをする段階はもう終わらせなければならないと、具体的に真剣にかかる時代に入っていると考えております。ただ、先ほど諸岡さんが言われた東京ドーム3個分のハウスを作るとか、これは非常に簡単な話ではございませんのでちょっと抑えめにしてほしいと思っているところでございます。

○議長（倉兼政彦君） 7番 諸岡君。

○7番（諸岡 勇君） 山口町長になって色々な美深町の産材が世に出ていることは評価します。それなりに町長の努力があったと考えています。札幌の店の話が町長から言われましたからもう1点、美深町の辺渓にある農哲学院が世界3号店のレストランを作ったわけです。そこへも視察に行きました。そうしますと美深の自然農法で作った13品目をレストランに出しています。そういうものを丸山公園のすぐそばで始めております。イギリスで開いたりスコットランドで開いたり、3店目が札幌です。来年以降はイタリアで開く予定でありますがこれが美深の産物ということで大々的にやっているわけです。これは何が根っこにあるかと言いますとやはり自然の中で採れる農産物であります。自然の中で作られる農産物、無農薬または有機栽培のものが成功していってこれからも続くのだろうと思っていますが、そういったものが土着をしていっていることは間違いないので町長もぜひそこへ視察に行かれたらいいかがかと思います。

それからチョウザメですが、チョウザメというのは人類より何億年も古い生き物でシーラカンスとチョウザメしかこの地球上に生きていなかったわけです。6,000万年もあると人間が出てきてそして今食文化にしようとしているということで、これらについては非常に良いことだと思っていますし、北海道は七飯と千歳と標津と美深と4カ所がチョウザメの生産地でそして北大で進めようということで色々町長に要旨等について陳情されたと聞いております。残念ながら吹雪のために七飯には行くことができませんでしたが、ただ、白チョウザメのオス2匹が千歳にいっている、これは貸しているはずですから返していただかなければならぬわけですが、生産されてもし成功すると6メートルくらいになるそうです。美深産でありますから千歳とも仲良くしなければならないと思いますが、チョウザメ等についてはもう少し努力をされて、また町民に少しPRをしてみてはどうかと考えておりますし、食文化それから化粧品、医療の原料の試しなど色々と内密に進められているようですがやはりせめて美深町の行政を携わるものについては共通の理解が必要な気がするのですがこれについてはいかがでしょうか。

○議長（倉兼政彦君） 町長。

○町長（山口信夫君） 非常に難しい話でありますけれども、札幌にもう一店あるのだと農哲学院といいますかその関連だと思いますが新しい店も出ていると、それは海外にもあるということで札幌の店は3号店ですと、私の聞いている範囲で申し上げますけれども農哲さんもこの6次産業化ということで24年の春に色々な補助等もいただく方向で検討された経過があるようありますけれども結果的になかなか国の補助事業に結びつくようなことにはならないということで取り下げをした経過がございます。そのようなことでその一環かどうかわかりませんけれども札幌にそういう店を出したということあります。そして美深で作っている農哲さんの自然農法の作物を使っておられるとかどうかわかりませんけれども私の聞こえてくる範囲の中では生産農地も1町を越えるようなものを持っているようありますけれどもきちんとそこから採れたものを使っているのかどうか少し心配するような状況かと思っておりまして、議員おっしゃるように美深産ということになるのかを感じるわけであります。しかしながら、これらについても頭から否定するものではありませんので今後ともご理解をいただいておきたいと思っております。非常に色々な取り組みをされているのだということは私なりの情報を押さえているところでございます。

次に、チョウザメの件でありますけれども、先ほど諸岡さんが言われるとおり北大等々と協議をしながら積極的に、また新しい人材等も確保しながら取り組んでいきたいということで何年もかかって新しい取り組みにするのではなくてここ1~2年の間にどういう方向にもっていくのか具体化をしていかなければならないと思っているわけでございます。そ

れに向けて施設のことだと組織体制のことだとまたそういう諸々について検討をしなければならないと、これは場合によっては国の補助事業等々も引き込んでこなければならぬということあります。秘密にしているという話もございましたがそうではなくてそこまで出せるような状況になっていないので内々瀬踏みをしながら、関係者と言っても関係者も遠いところにいたり、あちこちにいるものですからなかなか事が順調に進まないわけですが、なんとかこれらを事業化させるように補助事業に乗せるような努力をしている最中であります。そして、これらが一定程度まとまって方向付けがきちんとできるようになれば議会と相談をさせていただきたいと思っております。

○議長（倉兼政彦君） 7番 諸岡君。

○7番（諸岡 勇君） 森の方ですが時間の関係で要点で答弁をいただきます。

ひとつは中川で女性でありますけれども地域おこし協力隊として木材関係の方がついていまして特に中川の珍しいエリマキまたはツリバナの2本を植えたということあります。かなり林業に詳しい女性の若い人ですが研究をされているところですが林業に対するこういった方を入れる気はないのかというのがまず1点です。

それから、森をつくろうという話の中で私も美深町の森林サポーターということで20人くらいの組織がありますがこの人達が永続するには何なのかと言いますとやはり専門的な分野なのです。枝打ちをやったり間伐をやったりそして木材を何かに使ったり。従って私は提唱したいのは温泉の向かいにある森ですが倒れた木は整理していますがそういったものの一山を住民に開放して公園づくりをやってみたらどうかと思うのです。歩道を作つて歩けるようにしたらどうかと。そういうものがないのでみんな森から去っていくということなのです。例えばこれも言ったかもしませんが植物エネルギーの先生が言っているのは、笹をハサミで切るわけです。そうするとそこからカタクリなど40年も50年も眠っていたものが出てきて花を咲かせると。こういった森づくりというものがみんなにないから今おかしくなっているという話なわけです。私はそういうもの求めにはそういった森づくりを行政側で提案をすべきだと思います。

シマフクロウについては確かに6%程度の広葉樹しかないということで段々地球温暖化になっているわけです。中川の林を見に行きましたら北方の植物というのは体系が変わつてきているわけです。そういったものを長期的にやらないとダメだと考えております。

もう1点なのですが、厚岸に視察に行ってきましたが厚岸町では植林に500人以上の町民が集まって3,000本の植林をしています。そこには20代30代の人が50年先の厚岸町をどうつくるのかということでやっているわけです。1年に2回、その人たちが決算みたいな評価をして20代30代の人が厚岸町を作ろうとしているわけです。北海

道でも札幌が見習おうとしておりますがぜひ美深でもこのようなことを考えてみてはどうかと、もうすでに道南からやられていますので研究をされてはどうかと思いますが3点まとめて答弁をいただきたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 町長。

○町長（山口信夫君） 広葉樹を中心とした山づくり、そして森に親しむ諸々のことだらうと思います。そこで我が町のことを少し考えておかなければならぬと思うのは、諸岡さんもあちこちの視察をされたりしているわけでありますけれども、その町には今の事業の取り組みにあたっての条件、環境があつたような気がいたします。たとえば下川さんについては国有林がああいう形で営林署が2つあったものが撤退して、下川の方針として国有林を払い下げながら森林の町として大々的に取り組んでいるという条件がありました。さらに中川さんについても北大演習林という広大な森林を取り巻く試験的な場所があるわけであります。そういうことを諸々考えながら我が町の条件はいかがなものかと私は整理をしているわけであります。そこで我が町は道有林の町であります。道有林がどういう考え方をもって山づくりをしようとするのか。昔と違って道有林も山に親しんでもらう事業について積極的に取り組んでいただいているわけでございます。そういう中で道有林が今諸岡さんが言われるようなことも含めて具体的にこうしたいああしたいというお互いの相談の中で取り組めるものから取り組んでいるわけでございます。我が町として人材、例えば協力隊として抱えたらどうだというお話しもありましたがまだそこに踏み出せる段階には我が町としては至っていないということであります。町有林の規模からいってもそうはないのではないかという総合判断の中で林業行政を進めておりまますし、森づくりについてもそう考えているところでございます。厚岸等については当然漁業という資源の中でどうしていくのか、それには森が大事だらうという観点の中でスタートされて今日にあるのだと私は想像しておりますので、そのような条件を考えながら努力をしていきたいと、我が町にあった条件をひとつひとつしながら将来の展望を持ちながらそういうことにひとつでも近づけていけるように努力をしてまいりたいと考えております。基本的にはそれほど諸岡さんの考え方とは離れていると思っておりません。一つずつ条件を整理しながらクリアしていくものはしていかなければならないのではないかと思っておりますのでよろしくお願ひいたします。

○議長（倉兼政彦君） 7番 諸岡君。

○7番（諸岡 勇君） 先ほど町長は100年の記念樹の話をされましたが私も行きました。やはり、数にしたらたいした数ではないわけですので続けるべきだと思っていまして、考え方を少し変えていただいてやっていただきたいと、計画は確かに道を中心にしてその

人たちのメンバーと色々考慮しながらやるのだと思いますが道の人も、町がもう少し力を入れれば下川のようになるのだが、とおっしゃっておりました。私はやはりお互いに役割分担がどうあるのか分かりませんがそういうものを模索しないとその部分について道も先に進んでいかないのではないかと思っておりまして答弁漏れを含めてお願ひいたします。

○議長（倉兼政彦君） 答弁漏れはどこの部分ですか。

7番 諸岡君。

○7番（諸岡 勇君） 地域おこし協力隊の考え方です。

○議長（倉兼政彦君） 町長。

○町長（山口信夫君） 先ほども答弁をしたところでありますが、今はその段階には行かないのではないかとそのように思っております。

それと、道有林の町というのは間違いないわけでありますけれども、町がもうちょっと積極的にという話もないわけではないと、話としては出るのだと思いますけれども下川のように国有林がああいう形で撤退するときにかなり町に売るのだと、私も道有林に町有林として持ちたい部分もあるのでもしそういうものがあったら買いますよということは日ごろ申し上げております。ただ、なかなかそういう段階にはなっておりません。町に分けてあげるという道有林の考え方今はありません。民間の森など管理できないので町にあげるという人もおりますし、そういう部分については積極的に受けたいと思っており、森づくりを積極的に進めていきたいと基本的に思っております。それと広葉樹の話でたまたま100年の森の話をしましたけれども小車等にも私が職員の時代でありますけれども広葉樹を運搬して植樹するという、一生懸命取り組んだ経緯もありますのでご理解いただいておきたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 7番 諸岡君。

○7番（諸岡 勇君） 最後ですが森林は町長言われるよう民间の方が森を再生してほしいという立場で言われていると思いますが、私はやはりこの機会にどのような計画を立ててかわからせんがやはりきちんとした長期の計画を立てて自然環境を守る保全地域になお一層やるべきだと考えておりましてこの点について最後の質問といたします。

○議長（倉兼政彦君） 町長。

○町長（山口信夫君） 道有林からも色々な提言含めていただいているところでございまして、木は非常に大切な資源だと思っております。それをどう有効活用していくかということについて山づくりと併せて考えております。今それを燃料にするとかそういうことも出てきておりますのでこれらを含めて今いろいろ道有林と共に検討してまいりたいという方向に向かいつつありますのでご理解をいただいておきたいと思います。山づくりにつ

いて、そして森づくりについて、そしてこの利用について今色々と考えていきたい時期に来ていると、まさにエネルギー革命の時代でもありますのでそういうことも含めて検討してまいりたいと思っておりますのでご理解をいただきたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 以上で、7番 諸岡君の質問を終わります。

次、1番 小口君ですが2時45分になりましたら長側も含めてですが発言の途中でも休憩といたしますのでご理解をいただきたいと思います。

それでは、1番 小口君。

○1番（小口英治君） 項目1で行政、件名、模擬議会の取り組みについて。

質問の要旨です。

第5次美深町総合計画における町の将来像を、みんなで築く輝くまち美深、と定めています。美深町もまちづくり推進町民会議をはじめ、各種審議会等で十分意見集約をしているところだと思いますがこれから未来を託す青少年のまちづくりに対しての子ども議会や女性、高齢者等における模擬議会を通して各々の希望・要望等を集約する取り組みについて考えを伺います。

項目2、商工観光、件名、道の駅びふか双子座館の運営について。

道の駅びふか双子座館の開館から20年経過し、名寄美深道路も開通する中、入り込み客、売り上げともに減少になっている状況です。これを食い止める方策とさらなる地場産品の育成と販売増に結びつく施策とあわせて商店街活性化の考えを伺うものです。

これより先は自席で質問をさせていただきます。

○議長（倉兼政彦君） 町長。

○町長（山口信夫君） 只今、1番小口議員から行政、特に観光を中心とするもの等々のご質問をいただきましたので私の方から答弁をさせていただきたいと思います。

まず、模擬議会の取り組み等についてのお話しさせていただきます。まちづくりを進める上で子どもから高齢者まで町民各所から意見を聞き取り町政に反映させていく、まさに住民主体となったまちづくりを推進することが大切であると言われております。その目線に立って日ごろ行政も進めながら取り組んでいるつもりでございます。町民から色々な審議会であるとか会議を持つわけでありますけれども、そういう中で特にまちづくりという部分について具体的にはまちづくり推進町民会議とかこれらの会議等々をやっているわけでございます。その中で、町政に対する意見だとか要望を聞かせていただいているわけでございます。そのほか、町長への手紙であるとかミニ懇談会であるとか農商、産業関係の人たちの懇談会とか色々取り組んでいるつもりであります。これは他の町村に負けない取り組みを私どもはしているつもりでおりましてその場を提供していると考えております。その他、

美深町の場合、特に自治会制度を昔から進めておりましてその中で地域担当員等々についても動員する形で積極的に町民の声、地域の声を拾う作業をしているわけでございます。青少年の意見を聞く機会が少ないのでないかと言われたのかと思いますけれども、この部分については学校の先生方、教職員を通しながら教育関係の機関からも色々意見をいただいている状況でございまして、どういう評価をされているのか分かりませんけれども私自身も相当町民の中に入りながら色々な場所で意見の聞き取りをさせていただいていると、また私の意見も言っているということでございまして、今模擬議会ということでありますけれども過去にやった経過はあるわけであります。そしてまた、他の町村でもこれらを取り組むところもないわけではありませんけれども今私の考えとしてはこの模擬議会を開く方向の考え方を持っておりません。

次に、2つ目の道の駅の関係で非常に運営的な心配をいただいているわけでございますがけれども、心配がないわけではありません。道の駅をつくった経緯的に言えば美深は非常に早いわけでありますけれども全体そのものが道の駅として作った経過ではないわけでありますこの辺が非常にどかしいといいますか難しいところであります。しかしながら、物産館道の駅として名前は双子座館でありますけれども平成4年の開業から20年を経過しているところでございます。しかし、近年利尻だとか礼文だとか稚内方面に出かける観光客等々、災害等もあったわけでその辺の影響もあったわけですが徐々に平成9年ころから下がってきて一時60万人を超えるような道北の観光施設であったと思っておりますけれども今は相当落ち込んでいるというのが事実であります。また、これらと関連して観光旅行の形態が変化しております。大型バスによる団体旅行からグループ旅行、個人旅行にシフト化されて変わってきたと見えるわけでございます。美深の道の駅の歴史は本当に早かったわけでありますけれども今はほとんどの市町村にできている状況でこれらのが入り込み客の減少につながっているのかと思っております。しかしながら、心配はしておりますけれどもその中でそれぞれ努力をしていただきながら売れ筋の商品、例えばコロッケであるとか美深牛肉まんであるとか地場産品の取り組み等もしていただいて若干でありますけど売り上げの減少に歯止めをかけているのかなと思っております。これからは落ち込み、そしてこれからどう挑戦していくのか、今外販もかなり取り組んでおられますけれども外販という部分、外に出て売っていくということについてかなりのウエートをかけていかなければならぬのではないかと思っておりますし、またお店の陳列の仕方、接客の仕方等も考えていかなければならぬと思っております。今年の予算にももっておられますけれどもトイレ等の環境もさわやかなものにしていかなければならぬと考えているわけでございます。名寄美深道路の開通に伴って地域間の交通時間が短縮されるという

ことで非常に喜ばしい面と同時に心配な面があるわけであります。ただ、そういう中でありますのでかなり地元の農産物、畜産物も置けば結構評判が良くて売れるわけです。その辺のことをもう少し充実させる努力をしていかなければならないのではないかと思っております。合わせて商店街の活性化ということも言われましたけれどもこれはなかなか難しいことでありまして何か良い知恵がありましたら議員ともどもに知恵を絞っていきたいと思っております。

○議長（倉兼政彦君） 1番 小口君。

○1番（小口英治君） 今の答弁でやるつもりはないという印象ですけれども、ただ、1番私が気になっていることは色々なまちづくり等のアンケート調査でも回収率が大変低いと、その方法が町民の意見を集約する方法としてふさわしいのかということで大変疑問を感じているわけですけれども、第5次総合計画の時のアンケート調査にしましても24.7%、給食の問題にしてもそれよりもまだ低いという中でなかなか意見の集約ができるのかできていないのかはっきりわからないうちに物事が決まっていくということで大変私は危惧しております。それで、4月号の町広報によりますと町長の手紙の話がありましたけれども、住民生活から教育文化に関することで見ましたら16件ばかり手紙が来ているようですけれども、以前情報公開等の質問をした中で、広報を通じて公開する部分は公開します、という町長の答弁があったと思いますけれども、それからずっと調べてみるとなかなかそういう情報も見当たらないと、果たして町民みんなで作る美深という題目がこれに合致しているのかと、私は色々考えた中で模擬議会を開催することによって色々な意見が集約できるのではないかと思って方法論ですけれどもそれを提案したわけですけれどももう一度答弁をお聞きしたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 町長。

○町長（山口信夫君） 正直申しまして積極的な考え方はないのが事実でありますけれども、うちの過去としても先ほど申し上げましたように私の時代ではありませんけれども子どもミニ議会なり女性議会なりをそれなりに苦労をしながら開催した歴史があるわけでございますが、しかしそれほど成果が上がったということにもなっていっていないのではないかと思っております。それと、子どもたち、女性、そういう層からこういう要望が上がってこないわけです。議員さんの立場でそういうことを懸念されながら議員活動としてこういうことを言われるのかと思っておりますけれども、しかしながら、議員さんとしてこれをあまり積極的に強調していくと議員の立場としていかがなものかと、これは心配のし過ぎかもしれませんけれどもいかがなものかと、それよりもっと別な意味で我々もそうでありますけれども議員さんも色々な意見を聞く方法を模索するといいますか考え出す方向が

良いのかと、これは余分な話しかもしれませんけれどもそのようなことも考えるわけでございます。町民の意見、考えを聞き出すということは言葉では簡単に聞こえますけれども非常に難しいことあります。それだけにお互いの立場なりそういう意味で議員でバッチをつけている方でありますからもっと高い見識でその辺の部分をどう取り組んでいくのかということについて、子どもたちなり女性の方々にそういうことを議員に求められているのかもしれませんけれども私には今の段階で求められていないのではないかと感じておりますのでこういう答弁をしているところでございますのでご理解をいただいておきたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 1番 小口君。

○1番（小口英治君） 方法論なのであれば答弁はその通りにしていただきたいのですがけれども、23年度の事業行政評価の中でABCランクがあるのですけれどもひとつだけ男女共同参画の推進の評価がC評価になっています。これは先ほども各地区に行って町政懇談会等も町長がやられているのはわかりますけれどもどのような意見が出ているのか掌握はしておりませんけれども女性の参画の意味でずれるかもしれませんけども女性参画はCランクになっているという意味合いを込めてどこの意見集約をみんなで築くまちづくりということで模擬議会はだめだということになればそういう努力をするのかお聞きしたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 町長。

○町長（山口信夫君） 本当に女性参画ということが大々的に言われる時代でありますしそれを大事にしなければならないと思っております。特に、今日欠席でありますけれども女性議員からもその辺のことについて指摘をされたことも理解をしているわけでありますけれども、どうも我が町の女性が奥ゆかしいのか積極性がないのか、または意見を言っても仕方がないとあきらめているのか、その辺はわかりませんけれどもどちらかというと公の場に出るのを遠慮する傾向があるような気がいたします。しかしながら、色々私どもとしては各種審議会であるとかそういうところに女性の登用を考えながら努力をしていかなければならぬと思っておりますし女性の意見を大切にしなければならぬと思っております。しかしながら、お願いを色々するわけでありますけれどもかなり辞退をされる方が多いわけでこの辺が頭の痛いところと思っております。女性の参画という面で当たるか当たらないかわかりませんけれども例えば今わが町に来られて大活躍をされている小学校の校長先生のような方もおられて積極的にやっておられますのでないわけではなくて転勤族でありますけれどもこういうことも参酌しながら色々なご意見を伺っているということでござりますのでなお一層努力をしていきたいと、学校の先生等については相当のウエー

トで女性が増えてきているということでそういう社会的な層が増えてきていると考えております。ただ、こういう議会だとか会議だとか懇談会を遠慮されるというのも傾向としてあるわけでありますその辺をどう突破していくのかということを考えなければならぬと思っております。

○議長（倉兼政彦君） 1番 小口君。

1番（小口英治君） 実態だけご報告させていただきたいと思いますけれども、子ども議会、女性議会、模擬議会の開催事例ということで23年の1月から12月31日までこれはCだけで見ますと144日本全国です、156件という統計が出ておりますけれどもこの中で傍聴者数というのが結構多いわけです。みんなで築くということに対してはやはりこういうことも必要ではないかと思います。私の意見ばかりではだめなのでこれは通告書には載っていないのですけれども教育長にできたらお伺いしたいのですけれども。

○議長（倉兼政彦君） 小口君に申し上げますけれども、通告にありませんのでその辺はご遠慮いただきたいと思います。

1番 小口君。

○1番（小口英治君） それでは2番目の双子座館の運営についてお聞きいたします。数年前に双子座館の前に地場産品の販売所をつくり、それに予算をつけて建てたと思いますけれども、簡単で良いのですがあそこの運営状況は現在どのようになっているのかお聞きしたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 町長。

○町長（山口信夫君） 一体的にやっているのであの部分だけ捉えられてどうなっているのかといわれますと答弁に困るのですが。細かくこの部分この部分と分けて答弁ができるような段取りにはなっておりませんのでご理解をいただきたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 1番 小口君。

1番（小口英治君） アウルの24年4月1日から25年3月1日までの事業計画書を見ているのですけれども、売り上げ及び入込客の増加を見込むには大変厳しいものがあると。昨年以上に町内外での事業への参加や観光雑誌等に情報を発信し町外収益の確保に努めてまいりたいと思います、と。最後の方に名寄バイパスの開通による増加が見込まれることもあり、と、計画書には載っているのですけれども、果たしてこれがこの計画通り増加が見込まれるのか。私もどのような車両の動きで販売につながるのか未知の話だと思っています。そこで、美深町だとか剣淵町だとかの入込客をどこで調査しているのか、上川総合振興局ですけれどもこの管内で増加しているところは剣淵、音威子府、中川町で入込客が増加しているというデータがあります。減少は士別、名寄、下川、幌加内、美深とい

うことです。増える方が不思議だなど見てみると音威子府は工事関係の天塩川温泉の入込客ではないかと思われるのと剣淵に対しては高速の無料化がありましたのでその辺が影響していると。中川もやはり温泉の工事関係の入込客が増えたからだと思っていますけれども、美深町の入込数、数字はあえて言いませんけれども先ほども町長答弁があった通り22年度はちょっとよかったですけれどもだんだん入込客数、売り上げとも落ちております。冒頭に言った双子座館の前の方にある上屋というのか、それを建てるときになかなか地場産品を売りたくても手数料等でなかなか難しい問題だという話を私もさせていただいた経緯がございます。それで、今数字が出てこないということだったのですが私の見る限りですけれども当初の考えた地場産品の販売増に結び付いているかどうかという観点でいうとなかなか想定していたよりも伸びていないと、利用がされていないと、その原因からまずお聞きしたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 町長。

○町長（山口信夫君） 美深町の客が少し減っていると、ほかの町村が伸びているという部分については今議員がご指摘された部分にだいたい当たるのかと思っています。ただ、剣淵の部分については昨年映画がありましてあの効果が非常に高いのではないかと思っております。その他、剣淵は地場産品等で相当頑張っていると理解をしております。そこで、わが町の外に作った販売所でありますけどそれまで地場産品の農産物の取り扱いというのはかなり本体の中では低かったと思っております。ただ、販売所を作ることによってかなりウエート的には高くなっていると思っております。ただ、全部が地場産品でやっているということにはなっていないのは事実です。従って、そのウエートを少し高める努力を今後していかなければならならないと、それは我々も経営に携わっている者としてあそこの従業員含めて検討するようにこれから考えていかなければならないと、地場産品のキャベツにしてもイモにしても諸々の野菜にしても非常に人気がありますのでその辺のことを頭に置きながらより一層努力をしなければならないのではないかと思っております。

それと、冒頭答弁いたしましたけれどもどうも道の駅の陳列の仕方また物産の販売等々の仕方を見ていくと少しごちゃごちゃしているのではないかと思います。おもちゃの類がメインにあって本州とかその辺の観光地のようになっているのが私としては疑義を感じて注意をしながら努力をさせているつもりであります。しかし、まだ直りきっていないというのも事実でありますのでその辺について直す努力をしたいと思っております。それと、従業員の質等々についても決してほめられたことにはなっていないという面がありますのでより一層注意をしながら少し研修もさせながら努力をしていきたいと思っております。それと細かいところに対する環境整備というものについてもまだまだ努力をしなければなら

ない、させなければならないと思っております。その様なことで答弁には十分なっていないと思いますけれどもより一層努力をしていきたいと思います。それと、先程言われました高速道路が通ることによって入込客が増えるということでどうなるのか、それはわからないことがありますけれども私としては従前より高速を利用して来るお客様が少し増えてくるのではないかと期待をしております。従って、物産館の利用者が増えてくれることを期待はしております。そのことを合わせて商店街の発展にもつながっていければ良いと思っています。

○議長（倉兼政彦君） 小口君の発言中でありますけれども只今から休憩をとります。

趣旨については局長から発言をさせます。

○事務局長（長谷川浩君） 議員及び町長はじめ町理事者側の皆様並びに傍聴されている皆様に申し上げます。2011年3月11日に発生しました東日本大震災で犠牲となられた方々に対し哀悼の意を表すべく地震発生時刻である午後2時46分に黙とうをささげていただきますのでご協力をお願いいたします。

皆様ご起立をお願いいたします。

黙とうはじめ。

（黙とう）

○事務局長（長谷川浩君） 黙とうを終わります。

ありがとうございました。

ご着席ください。

○議長（倉兼政彦君） 休憩を解き、質問を続けます。

1番 小口君。

○1番（小口英治君） 今の町長の答弁で私も言いたかったことも含めて答弁をしていただいたような感じがしますけれども、今回のトイレの改修ですが何年か前にも男女の入れ替えの工事が行われてその後でまた内装の工事等があるようありますけれども、私は今町長も指摘した通り販売の中身についてです。やはり狭いですし果たして美深町の物産を売る施設かとかねがね思っておりました。ちょうど21年目に入っていますけれどもやはり根本的に施設の中の販売方法とか陳列方法とか再検討する時期に入っていると思いますし、よその道の駅に行っても農産物等でもどこのだれが作っているという顔の見える販売方法で並んでいます。ぜひとも地産地消でこれからはじまるであろう具体的な案件も計画されていますからその中で取り組む必要があると思いますけれども先ほどの答弁よりも一步踏み込んだ答弁をお願いいたします。

○議長（倉兼政彦君） 町長。

○町長（山口信夫君） 踏み込んだ答弁ということではありますけれども、正直言いまして一遍に物事を進めることにはなかなかならないと、従業員も一遍に替えてということにはなかなかならないわけでその辺のことは教育をしながら議論をしながら進めさせていただきたいと思っております。かなり経過しておりますのでその辺のことを今言われることを踏まえながらやれるところから努力をしてまいりたいと思っております。

○議長（倉兼政彦君） 1番 小口君。

○1番（小口英治君） うちの前にかぜる交流ステーションがあって福祉会が経営をしているのですけれども、アウルの経営のところは駅の売店もアウルで経営をしています。調べてみるとだいたい駅の売店の売り上げとかぜるの年間を通しての売り上げが横並びのように感じているのですけれども、先ほどの物産館を合わせて中身の話に入って大変申し訳ないのですけれども方法論として1階部分の一部にでもコーヒーを飲んだりする場所とか夏の期間は外にベンチを置いてコーヒーを飲む場所ですとかそういうことをもし出来るのであれば福祉会ならびに従業員の増にもつながって、今までとは違ったゆっくりとしたくつろぎの道の駅となる可能性も出てくるのではないかと思っていますので、すぐはやれないでしょうけれどもすぐやる町長になっていただきたいと思いますのでぜひその辺はよろしくお願ひしたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 町長。

○町長（山口信夫君） ご意見を承りました。やれるところからやりたいと思っております。ただ、広い敷地が外も含めてあるような気はするのですけれども以外に狭いわけです。使い勝手が悪いといいますか、20年前に作ったわけですから仕方がないのかもしれませんけれどもなかなか思ったようになっていかないということで、またレストラン等についてもなぜ2階になってしまったのかと思ったりもしています。そして大型バス等が入ってきた時に従業員等に休息をとってもらう場所等々についてもこれで十分なのかなという心配を今しておりますけれども、それにしても一番大事なのはそこで働く方々のもう少し細やかな気配りだとかそういうものが大切になってくるのかと思います。陳列ひとつをとっても気配りをした地元産品を大事にしたことを考えなければならぬのではないかと思っております。それで、夏場であるとかそういうことを中心にしながらやれるところに外でコーヒーを飲めるようにということで少し下がったところに利用することも考えた時代があったわけですけれどもなかなかそうなっていかないわけです。かといって大々的にもう1回全面的に検討をし直すということになりますと施設の改修に相当なお金が掛かるものですからそれが果たしてよいのかどうか。やれるのかやれないのか、そのようなことも考えなければならないということで、温泉の方もそうなのですけれども道の駅等々について

かなり年月が経過しておりますのでそういう投資も10分の10に近いようなお金が国の対策で出てくることになればそういうことも積極的に取り組んでいきたいという希望をもっておりますけれどもなかなかすぐやる町長と言われますけれどもそこまで行ききれないのも事実でありますので、従って、やれるところからという答弁にしかならないわけですけれどもご理解をいただきたいと思います。それと、冒頭ありましたけれども商店街の活性化とどう結びつけていくのかということですが前段の議員さんの質問にもありましたけれども商工業の担い手というのも非常に懸念をしております。そういうことを含めて色々考え方を求められていることもありますので考えてまいりたいと思っております。

○議長（倉兼政彦君） 1番 小口君。

○1番（小口英治君） 今町長からそういう話が出ましたので、これは中川町の話なのですけれども町長の考え方だけお聞きしたいと思います。中川町では商業の後継者に月10万円で2年間町費で補助をするという報道が出ておりましたけれども、これは中川ですけれども美深でのそういう活性化策をお聞きしたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 町長。

○町長（山口信夫君） 中川の話ですがなかなか大胆だなと思っております。美深はこれからどうしていくのかということに対して商工業の方も一部でありますけれども今後の担い手対策等々について取り組むことができるだろうかという内々の打診等々もありますのでそういうことも含めて色々模索をしていきたいと思います。できないという答弁はしないつもりであります。なんとかそういうことも実るように努力をしてまいりたいと考えております。

○議長（倉兼政彦君） 1番 小口君。

○1番（小口英治君） 双子座館の場所ですけれども先ほどのコーヒーなどを飲める外の場所というのも私も記憶しております。の中に入ると国道側に低い所のスペースがありますが果たして喫茶に利用できるかどうかよく見ないと分かりませんけれども、国の助成金等が入れば一番良いわけですけれどもなるべく内部でもお金をかけないで美深の産物を売るようなことができる方法があるのではないかと思いますのでよろしくお願いしたいと思います。

戻って申し訳ないのですけれども一言言わせていただきたいのですけれども、模擬議会について、教育行政の執行方針の4番目の中で、次代を担うリーダーの発掘・育成を図ります、と述べておりますけれども、私はこれこそは模擬議会を開くことによって人間形成に大変役立つと思っていますので今日は答弁はできないということだったのですからぜひとも検討課題にしていただいて健全な育成に向かうように努力していただきたいと思

いましてこれで質問を終わらせていただきます。

○議長（倉兼政彦君） 以上で、小口君の質問を終わります。

ここで一般質問を終了いたします。

---

### ◎ 日程第3 休会日の決定

○議長（倉兼政彦君） 次、日程第3 休会日の決定の件を議題といたします。

お諮りをいたします。12日から17日までの間、新年度予算の審議及び議案調査のため休会にしたいと思いますがそのように決定してご異議ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（倉兼政彦君） 異議なしと認めます。従って、12日から17日までは休会とすることに決定をいたしました。

以上で本日の日程を終了しましたので本日の会議を閉じます。

本日はこれにて散会といたします。

どうもご苦労さまでした。

散会 午後 2時56分



平成 25 年第 1 回定例会  
美深町議会会議録

第 3 号 (平成 25 年 3 月 18 日)

◎議事日程 (第 3 号)

- 第 1 諸般の報告  
第 2 議案第 2 号 (平成 24 年度美深町一般会計補正予算(第 11 号))  
第 3 議案第 3 号 (平成 24 年度美深町国民健康保険特別会計補正予算(第 2 号))  
第 4 議案第 4 号 (平成 24 年度美深町介護保険特別会計補正予算(第 3 号))  
第 5 議案第 5 号 (平成 24 年度美深町水道事業会計補正予算(第 4 号))  
第 6 議案第 6 号 委員会報告 (美深町フレンドバス運行に関する条例の制定について)  
第 7 議案第 13 号 委員会報告 (平成 25 年度美深町一般会計予算)  
第 8 議案第 14 号 委員会報告 (平成 25 年度美深町国民健康保険特別会計予算)  
第 9 議案第 15 号 委員会報告 (平成 25 年度美深町後期高齢者医療保険特別会計予算)  
第 10 議案第 16 号 委員会報告 (平成 25 年度美深町介護保険特別会計予算)  
第 11 議案第 17 号 委員会報告 (平成 25 年度美深町簡易水道事業特別会計予算)  
第 12 議案第 18 号 委員会報告 (平成 25 年度美深町下水道事業特別会計予算)  
第 13 議案第 19 号 委員会報告 (平成 25 年度美深町水道事業会計予算)  
第 14 請願第 1 号 委員会報告 (TPP 交渉参加断固阻止に関する請願)  
第 15 議案第 7 号 (美深町新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について)  
第 16 議案第 8 号 (美深町快適住まいづくりと商工業振興補助金条例の一部改正について)  
第 17 議案第 9 号 (美深町町有林野管理条例の一部改正について)  
第 18 議案第 10 号 (美深町旭町ふれあいステーション設置及び管理条例の廃止について)  
第 19 発議第 1 号 (特別委員会の設置について)  
第 20 意見書案第 1 号 (平成 25 年度地方財政対策に関する意見書案)  
第 21 意見書案第 2 号 (札幌航空交通管制部の存続・充実を求める意見書案)  
第 22 承認第 1 号 (閉会中の所管事務調査の申し出)  
第 23 議案第 20 号 (平成 25 年度美深町一般会計補正予算(第 1 号))  
第 24 意見書案第 3 号 (TPP(環太平洋連携協定)交渉参加断固阻止に関する意見書案)

◎出席議員 (11 名)

1 番 小 口 英 治 君

2 番 藤 守 千代子 君

3番 藤原芳幸君	4番 南和博君
5番 中野勇治君	6番 山本進君
7番 諸岡勇君	8番 林寿一君
9番 岩崎泰好君	10番 齊藤和信君
11番 倉兼政彦君	

◎欠席議員（0名）

出席説明員

◎美深町

町長 山口信夫君	副町長 今泉和司君
総務課長 渡辺英行君	住民生活課長 瓜田晃君
産業施設課長 木戸一博君	会計管理者 長岐和彦君
総務グループ主幹 川端秀司君	企画グループ主幹 玉置一広君
生活環境グループ主幹 望月清貴君	保健福祉グループ主幹 山崎義典君
税務グループ主幹 羽野保則君	農業グループ主幹 草野孝治君
施設グループ主幹 杉本力君	管理グループ主幹 南坂陽子君

◎教育委員会

教育委員長 宮原宏明君	教育長 石田政充君
教育次長 吉田克彦君	教育グループ主幹 後藤裕幸君
教育グループ主幹 荒木久恵君	幼児センター長 清水目桂子君

◎農業委員会

農業委員会会长 外崎敬雄君	事務局長 木戸一博君
---------------	------------

◎監査委員事務局

代表監査委員 岡崎三郎君	事務局長 長谷川 浩君
--------------	-------------

◎議会事務局

事務局長 長谷川 浩君	事務局副本幹 中村 稔君
-------------	--------------

開議 午前10時00分

○議長（倉兼政彦君） おはようございます。

只今の出席議員は11名です。定足数に達しておりますのでこれから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配布の通りです。

---

### ◎ 日程第1 諸般の報告

○議長（倉兼政彦君） 日程第1 諸般の報告を事務局長から行わせます。

局長。

○事務局長（長谷川浩君） 諸般の報告をいたします。

休会中、8日に総務住民常任委員会及び14日に産業教育常任委員会が開かれ、それぞれ付託事件の審査を行い審査結果報告書が議長あてに提出されております。また、12日から14日までの3日間の日程で予算特別委員会が開かれ、付託事件の新年度予算案7件の審査を行いその審査結果報告書が議長あて提出されておりますので本日の会議に付議しております。

次に、追加議案について申し上げます。

議会側から発議1件、意見書案2件、承認1件の合計4件です。

次に、休会中に議長が受理した書類について申し上げます。

代表監査委員から3月実施の例月出納検査の結果報告書1件です。

以上で諸般の報告を終わります。

---

### ◎ 日程第2 議案第2号

○議長（倉兼政彦君） 次、日程第2 議案第2号 平成24年度美深町一般会計補正予算第11号を議題といたします。

これから議案第2号に関し質疑を行います。

質疑はございませんか。

7番 諸岡君。

○7番（諸岡 勇君） 14ページですけれども地域創造元気づくり交付金という形で今回組まれた補正の関係なのですが、自治会の活動が中心でありますからこういった点についてはそれぞれの自治会の中で協議をしながら活動をしているところでございます。これらの経過をどう捉えるかについてそれぞれの自治会の活動に委ねるまたは自治会のそれぞれの担当の町職員の皆さんと協議をしながら進めている事項だと思うわけですがこの地域

創造元気づくり交付金の関係については今後新年度にも組まれておりますけれども考え方  
は年度年度で自治会活動の中で整理されるべきものではないかと考えますがこの考えだけ  
お聞きをしておきます。

○議長（倉兼政彦君） 企画グループ主幹。

○企画グループ主幹（玉置一広君） この交付金につきましては平成23年度から始まり  
まして当初は交付金の事業内容がなかなか理解されないということで年度当初は2件とい  
うことだったのですが平成24年度につきましては5件の実績がありました。それぞれ事  
業内容をみると今後の自治会活動へつながるような事業展開をそれぞれの自治会で考  
えていただいて取り組みがされております。平成25年度につきましても自治会が主導的に、  
あとは地域担当員と協力をしながらこの事業の趣旨に合う取り組みを期待しているところ  
でございます。

○議長（倉兼政彦君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（倉兼政彦君） なければこれにて質疑を終了いたします。

これから議案第2号について討論を行いますが討論はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（倉兼政彦君） 討論なしと認めます。

これから議案第2号 平成24年度美深町一般会計補正予算第11号について採決をい  
たします。

議案第2号について原案の通り決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

○議長（倉兼政彦君） 全員賛成です。従って、議案第2号 平成24年度美深町一般会  
計補正予算第11号は原案の通り可決されました。

---

### ◎ 日程第3 議案第3号

○議長（倉兼政彦君） 次、日程第3 議案第3号 平成24年度美深町国民健康保険特  
別会計補正予算第2号を議題といたします。

これから議案第3号に関し質疑を行います。

質疑はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（倉兼政彦君） 質疑がなければこれにて終了いたします。

これから討論を行いますが討論はございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（倉兼政彦君） 討論なしと認めます。

これから議案第3号 平成24年度美深町国民健康保険特別会計補正予算第2号について採決をいたします。

議案第3号について原案の通り決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長（倉兼政彦君） 全員賛成です。従って、議案第3号 平成24年度美深町国民健康保険特別会計補正予算第2号は原案の通り可決されました。

---

◎ 日程第4 議案第4号

○議長（倉兼政彦君） 次、日程第4 議案第4号 平成24年度美深町介護保険特別会計補正予算第3号を議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（倉兼政彦君） 質疑がなければこれにて終了いたします。

これから討論を行いますが討論はございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（倉兼政彦君） 討論なしと認めます。

これから議案第4号 平成24年度美深町介護保険特別会計補正予算第3号について採決を行います。

議案第4号について原案の通り決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長（倉兼政彦君） 全員賛成です。従って、議案第4号 平成24年度美深町介護保険特別会計補正予算第3号は原案の通り可決されました。

---

◎ 日程第5 議案第5号

○議長（倉兼政彦君） 次、日程第5 議案第5号 平成24年度美深町水道事業会計補正予算第4号を議題といたします。

これから議案第5号について質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（倉兼政彦君） 質疑がなければこれにて終了いたします。

これから討論を行いますが討論はございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（倉兼政彦君） 討論なしと認めます。

これから議案第5号 平成24年度美深町水道事業会計補正予算第4号について採決を行います。

議案第5号について原案の通り決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長（倉兼政彦君） 全員賛成です。従って、議案第5号 平成24年度美深町水道事業会計補正予算第4号は原案の通り可決されました。

---

### ◎ 日程第6 議案第6号

○議長（倉兼政彦君） 次、日程第6 議案第6号 美深町フレンドバス運行に関する条例の制定についてを議題といたします。

議案第6号は総務住民常任委員会に付託をしておりましたが審査が終了した旨、委員長から報告がありました。この際、委員会の審査の結果について委員長から報告をいただきます。

4番 南君。

○4番（南 和博君） 総合住民常任委員会報告をいたします。

去る4日に付託されました議案第6号美深町フレンドバス運行に関する条例の制定についての審査の経過ならびに結果についてご報告をいたします。本件は去る8日、総務住民常任委員会を開催し、副町長ほか担当部局の出席を求め、本条例制定の経緯、内容の説明をいただき慎重に審査を行いました。今回の制定の趣旨ですが、身近な移動手段を確保しもって日常生活の利便性の向上と円滑な交通体系の整備を図ることとしております。その内容については市街地を網羅した運行区域となっており、また運賃体系においても交通困難者に意を配した条例となっており、住民の身近な移動手段が確保できることとなっております。

本委員会としては慎重に内容審査を行なったところ本条例が施行されることにより高齢者等もより日常生活の利便性が向上することからも本条例制定は全員一致により原案可決すべきものと決しました。

以上、総務住民常任委員会の審査報告をいたします。

○議長（倉兼政彦君） 只今の委員長報告は全員一致で原案可決すべきものとの報告です。

質疑のある方は発言を願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（倉兼政彦君） 質疑なしと認めます。

これから議案第6号について採決を行います。

委員会報告は原案可決すべきものです。

本件、委員会の報告の通り可決することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

○議長（倉兼政彦君） 全員賛成です。従って、議案第6号 美深町フレンドバス運行に関する条例の制定については原案の通り可決されました。

---

◎ 日程第7 議案第13号 乃至 日程第13 議案第19号

○議長（倉兼政彦君） 次、日程第7 議案第13号 平成25年度美深町一般会計予算 乃至日程第13 議案第19号 平成25年度美深町水道事業会計予算までを一括議題といたします。

平成25年度各会計予算案7件は議長を除く全議員で構成する予算特別委員会に付託をしておりましたが7件とも審査が終了した旨、委員長から報告がありました。本件について委員会の審査の結果について委員長から一括して報告をいただきます。

4番 南君。

○4番（南 和博君） 平成25年度予算案にかかる審査の経過と結果についてご報告を申し上げます。

本特別委員会は3月4日に付託されました議案第13号から議案第19号 平成25年度美深町一般会計予算ほか5特別会計予算ならびに水道事業会計予算について12日から14日までの3日間にわたり審査を行いました。審査の経過につきましては議長を除く全議員で構成する委員会ですので省略いたします。審査の結果につきまして一括ご報告を申し上げます。

議案第13号 平成25年度美深町一般会計予算につきましては全員賛成により原案可決すべきものと決定いたしました。

次、議案第14号 平成25年度美深町国民健康保険特別会計予算につきましても全員賛成により原案可決すべきものと決定いたしました。

次、議案第15号 平成25年度美深町後期高齢者医療保険特別会計予算につきましても全員賛成により原案可決すべきものと決定いたしました。

次、議案第16号 平成25年度美深町介護保険特別会計予算につきましては全員賛成

により原案可決すべきもの決定いたしました。

次、議案第17号 平成25年度美深町簡易水道事業特別会計予算につきましても全員賛成により原案可決すべきものと決定いたしました。

次、議案第18号 平成25年度美深町下水道事業特別会計予算につきましても全員賛成により原案可決すべきものと決定いたしました。

次、議案第19号 平成25年度美深町水道事業会計予算につきましても全員賛成により原案可決すべきものと決定いたしました。

平成25年度各会計予算の委員会審査にあたり各委員からまちづくりに資する指摘があつた事項及び意見等については今後の予算執行に当たり十分留意していただくことを理事者側にお願い申し上げまして報告を終わります。

○議長（倉兼政彦君） 只今の委員長報告は議案第13号 平成25年度美深町一般会計予算乃至議案第19号 平成25年度美深町水道事業会計予算は全員一致で原案可決すべきものとの報告です。

予算特別委員会は議長を除く全議員で構成する委員会です。従って、質疑、討論を省略して採決を行います。

まず、議案第13号 平成25年度美深町一般会計予算について原案の通り可決することに賛成の方は起立を願います。

（全員挙手）

○議長（倉兼政彦君） 全員起立です。従って、議案第13号 平成25年度美深町一般会計予算については原案の通り可決されました。

次、議案第14号 平成25年度美深町国民健康保険特別会計予算について原案の通り可決することに賛成の方は起立をお願いいたします。

（全員挙手）

○議長（倉兼政彦君） 全員起立です。従って、議案第14号 平成25年度美深町国民健康保険特別会計予算については原案の通り可決されました。

次、議案第15号 平成25年度美深町後期高齢者医療保険特別会計予算について原案の通り可決することに賛成の方は起立をお願いします。

（全員挙手）

○議長（倉兼政彦君） 全員起立です。従って、議案第15号 平成25年度美深町後期高齢者医療保険特別会計予算については原案の通り可決されました。

次、議案第16号 平成25年度美深町介護保険特別会計予算について原案の通り可決することに賛成の方は起立を願います。

(全員挙手)

○議長（倉兼政彦君） 全員起立です。従って、議案第16号 平成25年度美深町介護保険特別会計予算については原案の通り可決されました。

次、議案第17号 平成25年度美深町簡易水道事業特別会計予算について原案の通り可決することに賛成の方は起立を願います。

(全員挙手)

○議長（倉兼政彦君） 全員起立です。従って、議案第17号 平成25年度美深町簡易水道事業特別会計予算については原案の通り可決されました。

次、議案第18号 平成25年度美深町下水道事業特別会計予算について原案の通り可決することに賛成の方は起立を願います。

(全員挙手)

○議長（倉兼政彦君） 全員起立です。従って、議案第18号 平成25年度美深町下水道事業特別会計予算については原案の通り可決されました。

次、議案第19号 平成25年度美深町水道事業会計予算について原案の通り可決することに賛成の方は起立を願います。

(全員挙手)

○議長（倉兼政彦君） 全員起立です。従って、議案第19号 平成25年度美深町水道事業会計予算については原案の通り可決されました。

---

◎ 日程第14 請願第1号

○議長（倉兼政彦君） 次、日程第14 請願第1号 TPP交渉参加断固阻止に関する請願を議題といたします。本件については産業教育常任委員会に付託をしておりましたが委員長から審査が終了した旨の報告がありました。この際、委員長から審査の経過ならびに結果について報告を願います。

7番 諸岡君。

○7番（諸岡 勇君） 産業教育常任委員会の報告です。

本定例会で産業教育常任委員会に付託されました請願第1号 TPP交渉参加断固阻止に関する請願の審査の経過ならびに結果についてご報告いたします。

本件は、去る14日、産業教育常任委員会委員5名出席のもと紹介議員である南議員及び参考人として北はるか農業協同組合中瀬代表理事組合長に出席をお願いし、内容のご説明をいただきながら慎重に審査を行ったところです。請願の内容はTPPにより関税が撤廃されればわが国の農林水産業や農山漁村に壊滅的な打撃を与え、食料の安全保障を根底

から揺るがし、食料自給率を低下させ、地域経済や社会の崩壊を招く恐れがあります。本委員会としては TPP は 1 次産業のみならず医療、公共事業、金融、食の安全、雇用などさまざまな分野に影響が及ぶ可能性があり TPPへの参加を断固反対していくことが重要であると判断し、出席委員全員一致で願意妥当と認め、採決すべきものと決したものであります。

以上、委員会報告といたします。

○議長（倉兼政彦君） 只今の委員長報告に対し質疑のある方は発言を願います。

ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（倉兼政彦君） 質疑なしと認めます。

本件について討論を行いますが討論はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（倉兼政彦君） 討論なしと認めます。

これから請願第 1 号について採決を行います。

請願第 1 号に対する委員長の報告は採択すべきものです。

委員長報告のとおり採択することに賛成の方は挙手を願います。

（全員挙手）

○議長（倉兼政彦君） 全員賛成です。従って、請願第 1 号 TPP 交渉参加断固阻止に関する請願は採択することと決定いたしました。

只今から暫時休憩をいたします。

再開は 10 時 40 分といたします。

これから議会運営委員会を招集いたしますので委員の方々は委員会室にお集まりをいただきたいと思います。

---

午前 10 時 23 分 休憩

午前 10 時 40 分 再開

---

○議長（倉兼政彦君） 休憩を解き会議を再開いたします。

諸般の報告を行います。

休憩中、議会運営委員会が開かれ町側から追加議案が提出されております。追加議案は議案第 20 号 平成 25 年度一般会計補正予算第 1 号の 1 件であります。また、請願第 1 号に関し諸岡君ほか 4 人から意見書案第 3 号 TPP（環太平洋連携協定）交渉参加断固阻

止に関する意見書案が提出されておりますのでお諮りをいたします。

追加議案を日程に追加し、議案第20号 平成25年度一般会計補正予算第1号を追加日程第23とし、意見書案第3号を追加日程第24として議案としたいと思いますがご異議ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（倉兼政彦君） 異議なしと認めます。従って、議案第20号 平成25年度一般会計補正予算第1号を日程第23、意見書案第3号 TPP交渉参加断固阻止に関する意見書案を日程第24として議題とすることに決定をいたしました。

---

◎ 日程第15 議案第7号

○議長（倉兼政彦君） 次、日程第15 議案第7号 美深町新型インフルエンザ等対策本部条例の制定についてを議題といたします。

これから議案第7号に関し質疑を行います。

9番 岩崎君。

○9番（岩崎泰好君） この対策本部の設置ですがこれについては庁舎内でのインフルエンザ対策に関する本部の設置という解釈でよろしいのでしょうか。あるいは全町的な対応をしていくという中身になっているのかその1点だけお聞きをいたします。

○議長（倉兼政彦君） 保健福祉グループ主幹。

○保健福祉グループ主幹（山崎義典君） この対策につきましては全町的な対策で美深町全体の対策本部という考え方でございます。

○議長（倉兼政彦君） 9番 岩崎君。

○9番（岩崎泰好君） それではインフルエンザに関して全町的ということになれば、例えば病院関係者とかその辺のところが本部の構成の中に入ってるのかどうか伺います。

○議長（倉兼政彦君） 保健福祉グループ主幹。

○保健福祉グループ主幹（山崎義典君） 例えば医療関係でございますけれどもこの指示だとか規制だとか色々な指示につきましては北海道条例規則関係で細かなものを決めていくということになります。今後美深町の中でこの対策本部に基づく色々なことが行われるのですけれども町民が基本的にはインフルエンザの予防接種をどのように受けていくのかということがメインに考えられ、それに対する対策本部ということになります。

○議長（倉兼政彦君） ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（倉兼政彦君） 質疑がなければこれで終了いたします。

続いて討論を行いますが討論はございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（倉兼政彦君） 討論なしと認めます。

これから議案第7号 美深町新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について採決いたします。

議案第7号について原案の通り決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長（倉兼政彦君） 全員賛成です。従って、議案第7号 美深町新型インフルエンザ等対策本部条例の制定については原案の通り可決されました。

---

### ◎ 日程第16 議案第8号

○議長（倉兼政彦君） 次、日程第16 議案第8号 美深町快適住まいづくりと商工業振興補助金条例の一部改正についてを議題といたします。

これから議案第8号について質疑を行います。

9番 岩崎君。

○9番（岩崎泰好君） この快適住まいづくりと商工業振興補助金の条例については過去にさまざまな形で、条例のタイトルは違ってきておりますけれども、美深町の中で非常に有効な手段として使われてきたと思っておりますけれども、この商工業の振興策についてのこれまでの過去の経済効果はどの程度あって、どのような形でこれらが生かされてきたのかその一点と、これは時限立法になっていると思いますがこれらについての時限立法にした考え方についてお聞きしたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 企画グループ主幹。

○企画グループ主幹（玉置一広君） はじめの経済的効果ですが今回の快適住まいづくりの現条例は平成22年度から3年間ということでその中で工事費として支払われた額でいきますと6億8,000万円ほどの金額になります。これにつきましては新築で一部町外業者という部分もあるのですがほとんど町内の施工業者に支払われているということで効果的にはかなり建設業含めて関連企業その他に良い影響を及ぼしているかと考えています。2つ目の時限立法ということなのですが、永遠に続けばよいのでしょうかけれどもある程度期間を区切ってその中で先程言いました町内の建設業それに関連する産業、ここに効果を与えてその後業者がまた自ら色々な努力をして仕事を作っていくということから今回3年間という時限立法にさせていただいております。

○議長（倉兼政彦君） ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（倉兼政彦君） なければこれにて質疑を終了いたします。

これから討論を行いますが討論はございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（倉兼政彦君） 討論なしと認めます。

これから議案第8号 美深町快適住まいづくりと商工業振興補助金条例の一部改正について採決いたします。

議案第8号について原案の通り決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長（倉兼政彦君） 全員賛成です。従って、議案第8号 美深町快適住まいづくりと商工業振興補助金条例の一部改正については原案の通り可決されました。

---

### ◎ 日程第17 議案第9号

○議長（倉兼政彦君） 次、日程第17 議案第9号 美深町町有林野管理条例の一部改正についてを議題といたします。

これから議案第9号に関し質疑を行います。

ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（倉兼政彦君） 質疑がないようすで続いて討論を行いますが討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（倉兼政彦君） 討論なしと認めます。

これから議案第9号 美深町町有林野管理条例の一部改正について採決いたします。

議案第9号について原案の通り決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長（倉兼政彦君） 全員賛成です。従って、議案第9号 美深町町有林野管理条例の一部改正については原案の通り可決されました。

---

### ◎ 日程第18 議案第10号

○議長（倉兼政彦君） 次、日程第18 議案第10号 美深町旭町ふれあいステーション設置及び管理条例の廃止についてを議題といたします。

これから議案第10号に関し質疑をおこないます。

9番 岩崎君。

○9番（岩崎泰好君） この管理条例の廃止に伴って、旭町ふれあいステーションという名称を南側の待合室スペースに残すというお話しを聞いておりますが、この建物の名称を残すということではないと思うのですが、かぜる交流ステーションとの関係といいますかあの場所にきちんとそういう名称で場所を残していくのかという確認をしたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 企画グループ主幹。

○企画グループ主幹（玉置一広君） 名称につきましては平成25年度以降も建物全体を旭町ふれあいステーションということで残していきたいと考えております。

○議長（倉兼政彦君） ほかにございませんか。

9番 岩崎君。

○9番（岩崎泰好君） これについては普通財産という扱いでその建物全体を管理する中で北側についてはかぜる交流ステーションに貸し出すという形で、南側の管理については旭町商店街の方に委託をかけて管理をするという形でよろしいのでしょうか。

○議長（倉兼政彦君） 企画グループ主幹。

○企画グループ主幹（玉置一広君） 只今の議員のおっしゃる通りかぜる交流ステーションの方に貸し出しをして南側については休憩所として管理をしていくということでございます。

○議長（倉兼政彦君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（倉兼政彦君） なければこれにて質疑を終了いたします。

これから討論を行いますが討論はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（倉兼政彦君） 討論なしと認めます。

これから議案第10号 美深町旭町ふれあいステーション設置及び管理条例の廃止について採決いたします。

議案第10号について原案の通り決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

○議長（倉兼政彦君） 全員賛成です。従って、議案第10号 美深町旭町ふれあいステーション設置及び管理条例の廃止については原案の通り可決されました。

---

◎ 日程第19 発議第1号

○議長（倉兼政彦君） 次、日程第19 発議第1号 特別委員会の設置についてを議題

といたします。

本件の提出者は岩崎君、賛成者は南君、藤原君、中野君、小口君、山本君の各議員です。この際、提出者の岩崎君から本件の提案説明をいただきます。

9番 岩崎君。

○9番（岩崎泰好君） 広報特別委員会の設置につきまして提案説明をさせていただきます。

発議第1号 平成25年度議会広報特別委員会の設置につきまして提案説明をいたします。提出者は岩崎、賛成者は南、藤原、中野、小口、山本の各議員です。

本件は地方自治法第115条第1項議事の公開の原則により美深町議会広報の編集発行及び議会の公開、広報誌の果たす役割の調査ならびに町民との懇談会等による公聴活動を行うことを目的として地方自治法第110条及び委員会条例第5条に基づき設置するものであります。設置期間は調査終了までであります。特別委員会の名称は平成25年度議会広報特別委員会、委員の構成は6名です。

議員各位のご賛同を賜りますよう以上申し上げ提案説明をいたします。

○議長（倉兼政彦君） 只今、提出者の岩崎君から説明をいただきました。平成25年度議会広報特別委員会の設置でありますが6人の委員の構成により調査終了まで活動できる特別委員会の設置をしようとするものです。

本件についてこれから質疑を行います。

質疑はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（倉兼政彦君） なければ質疑を終了いたします。

討論を省略してお諮りをいたします。

本議会に提出者の説明どおり特別委員会を設置することにご異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（倉兼政彦君） 異議なしと認めます。従って、発議第1号 特別委員会の設置については原案の通り可決されました。

本特別委員会の委員の選任については委員会条例第6条第1項の規定により議長から指名をいたします。

平成25年度議会広報特別委員会の委員に岩崎君、南君、藤原君、中野君、小口君、山本君を指名いたします。これにご異議ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（倉兼政彦君） 異議なしと認めます。従って、本特別委員会の委員は只今申し上

げた6人の方に決定をいたしました。

只今から暫時休憩をいたします。

再開は11時10分といたします。

議長から特別委員会を招集いたします。

只今設置されました議会広報特別委員会をただちに開き、正副委員長の互選を願います。

---

午前 10時58分 休憩

午前 11時07分 再開

---

○議長（倉兼政彦君） 休憩を解き会議を再開します。

議長から諸般の報告を申し上げます。

休憩中に議会広報特別委員会が開かれ、それぞれ正副委員長の互選が行われております。議会広報特別委員会委員長に岩崎君、副委員長に小口君が就任しておりますのでご報告いたします。

---

◎ 日程第20 意見書案第1号

○議長（倉兼政彦君） 次、日程第20 意見書案第1号 平成25年度地方財政対策に関する意見書案を議題といたします。

本件の提出者は南君、賛成者は諸岡君です。この際、提出者の南君から本件の趣旨について説明をいただきます。

4番 南君。

○4番（南 和博君） 意見書案第1号 地方自治法第99条、会議規則第14条の規定により下記の通り意見書を提出いたします。

意見書案については朗読をもって代えます。

平成25年度地方財政対策に対する意見書案。

政府は平成25年度政府予算編成にあたり、国家公務員給与減額支給措置について地方にも同様の措置を要請するとし、地方交付税を4,000億円減額とした地方財政計画を閣議決定しました。また、防災・減災・地域活性化対策等へ使途を限定する形での給与削減に見合った特別枠を計上し、地方財源にかかる総額は前年と同水準を確保したとしている。しかし、使途の自由な地方交付税を減額し、使途に縛りのある財政措置に置き換えることは自治体の自由裁量枠を著しく制限するだけでなく、地方分権を否定する行為である。国家公務員の給与減額支給措置に準じて地方公務員の給与削減を求めるために地方

交付税を削減したことはその根拠が極めて不明確な上に、厳しい財政事情から国に先駆けて職員給与の独自削減、職員数の大幅な削減、行政機能の外部委託など様々な行政改革を推し進めてきた地方を踏みにじる極めて不合理な措置であり、同時に、地方交付税制度の「地方公共団体間の財源の不均衡を調整する財源調整機能」及び「どの地域に住む住民にも一定の行政サービスが提供できる財源保障機能」を無視した、税源が乏しく財政基盤の脆弱な団体ほどその影響を大きく受ける不公平な政策である。特に地方との十分な協議を経ないままで、国の政策を地方に一方的に押しつけるために地方固有の財源である地方交付税を削減したことはこれまでの国と地方の信頼関係を大きく損なう非常に理不尽な措置で極めて遺憾であると言わざるを得ない。よって、自治体財政の確保と地方分権の確立のため、政府に次の事項を強く要請する。

#### 記

- 1、地方交付税は、地方の固有財源であり、これを減額しないこと。また、地方交付税を減額し、使途に制限のある財政措置の計上については、自治体の自由裁量権を著しく制限することから、行わないこと。
- 2、地方財政制度は行政需要に基づき財源保障を行うことが基本であり、中立かつ客観的な地方財政計画、地方交付税の算定に改めること。
- 3、地方公務員の給与決定は、自治体が自主的に条例により決定することが原則であり、国が臨時特例法で定める給与削減を、自治体に強要しないこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

提出者は私南、賛成者は諸岡議員であります。

提出先は衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、内閣官房長官、財務大臣、総務大臣であります。

議員各位のご賛同をいただき原案可決決定いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（倉兼政彦君） それでは只今の意見書案第1号について質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（倉兼政彦君） 質疑がなければこれで終了し、これから討論を行いますが討論はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（倉兼政彦君） 討論なしと認めます。これから意見書案第1号 平成25年度地方財政対策に関する意見書案について採決をいたします。

意見書案第1号について原案の通り決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長（倉兼政彦君） 全員賛成です。従って、意見書案第1号 平成25年度地方財政対策に関する意見書案は原案の通り可決し、意見書を提出することに決定をいたしました。

---

◎ 日程第21 意見書案第2号

○議長（倉兼政彦君） 次、日程第21 意見書案第2号 札幌航空交通管制部の存続・充実を求める意見書案を議題といたします。

本件の提出者は諸岡君、賛成者は南君です。この際、提出者の諸岡君から本件の趣旨について説明をいただきます。

7番 諸岡君。

○7番（諸岡 勇君） 意見書案第2号 札幌航空交通管制部の存続・充実を求める意見書の提出について。

地方自治法第99条及び会議規則第14条の規定により、下記の通り意見書を提出するものです。

意見書案の朗読をいたします。

札幌航空交通管制部の存続・充実を求める意見書案。

北海道は日本全体の約22%を占める広大な面積に540万人強の人口が分散して居住していることから道内では都市間の移動に要する時間が他県と比べて非常に長くなる傾向にあるといえます。最近では高速道路の整備も進んだことで自家用車あるいは都市間高速バスによる移動も以前と比べると時間的な短縮が図られてきてはいますが、地上交通の最も早い特急列車を利用したとしても、まだまだ移動時間が道民の負担となっていることは明らかです。このような地理的な事情により、道央圏以外に居住している道民にとっては医療をはじめとした生活全般や様々な経済活動をするにあたって移動に要する時間が生活の活動範囲を大きく制限していることは見逃せない事実といえます。札幌への日帰り通院などといったケースはもちろん、各種イベント（コンサート、スポーツ大会、文化活動等）に参加し、交流を拡大していくためには航空機の利用による時間短縮効果は相当大きいものであることは間違いないものと考えます。そういったことから道内における航空ネットワークを将来的に維持していくことは観光客のみならず道民にとっても非常に重要な課題であり、加えて空港を拠点とした地域の活性化につなげていくことは今後求めてられていることであると考えます。こうした道内の航空ネットワークを維持するために航空機を運航している航空会社だけではなく、北海道や関係市町村、空港ビル会社や各種関連事業所それぞれが日夜尽力していることは周知のとおりです。一方、わたしたち国土交通省の職

員も航空機の運航を陰で支えている一員であり、道内の空港事務所・出張所、あるいは札幌航空交通管制部において管制業務、施設の維持管理業務勤務をすることで航空機の安全運航の一翼を担っていると自負しているところです。とりわけ、札幌航空交通管制部は北海道内の空港だけではなく、北東北地方をも含めた全15空港から離発着する航空機に対し航空管制業務を実施しており、全国の4箇所に設置されている航空交通管制業務の拠点官署のひとつであり、唯一積雪地域に立地している官署でもあります。また、札幌市に設置されていることから道内出身の管制官等も多く、道外出身者であっても道内空港に勤務経験のある管制官等を多く勤務しており、特に航空機の運航状況が厳しくなる冬期間においても積雪状況や天候状況を肌身に感じながら日々管制業務を実施しているところです。今般、国土交通省はそのような重要な機関を、道内に代替機関を残すことなく廃止に向けて検討していることは北国における気象特性を実感できない国土交通省職員を増やすことにつながるばかりか、新千歳空港においても管制業務を担当する防衛省の方々とも日常的に接する機会が失われることにもつながり、航空機の安全にとっては決してプラスにはならないのではと考えます。また、将来国道交通省職員をめざそうとしている道内出身者にとっても札幌圏に勤務先がなくなればその道を諦めるという選択をすることも十分考えることから、雇用面においても大きな損失となる可能性が出てきます。つまり、道民の安全・安心な航空交通を確保するためには札幌航空交通管制部の存続・充実こそ必要といえます。つきましては下記の事項について実現されるよう要望します。

#### 記

- 1、北海道での航空行政の枠組みを堅持し、札幌航空交通管制部を存続すること。
- 2、広大な北海道の航空行政を充実するために、国の出先機関である札幌航空交通管制部を充実すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

提出者は諸岡 勇、賛成者は南 和博議員です。

提出先につきましては衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、国土交通大臣です。

以上、議員の皆さんのお願いを申し上げ、提案いたします。

○議長（倉兼政彦君） 説明が終わりましたので質疑を行いますが、その前に諸岡君に申し上げますが、今の意見書案の中の上から18行目、この文言についてはわが議会としてはちょっと不適切かと思いますので検討願いたいのですが。この部分に、「一方私たち国土交通省の職員も航空機の運航の陰で支えている一員であり・・・」という部分があるのですが、我々が出すということは議会ですからこの部分については少し不適切かと思いますが削除することはできませんか。

7番 諸岡君。

○7番（諸岡 勇君） 議長のおっしゃるとおり訂正をしなければならないと思いますので取り計らいをよろしくお願ひ致します。

○議長（倉兼政彦君） 私の方から提案をいたしますが今の18行目、一方私たち国道交通省の職員も航空機の運航を陰で支えている一員であり、という部分については削除したいと思いますが・・・。

暫時休憩をいたします。

---

午前 11時25分 休憩

午前 11時41分 再開

---

○議長（倉兼政彦君） それでは休憩を解き会議を再開いたします。

7番 諸岡君から発言を求められておりますのでこれを許します。

7番 諸岡君。

○7番（諸岡 勇君） 札幌航空交通管制部の存続・充実を求める意見書案の文でありますけれども、議長から、19行目について指摘を受けまして議員みんなで精査しまして結果的に19行目の「一方、」から一番下の37行目「つまり、」までを削除して提案をしたいと考えておりますので議長からお取り計らいをいただきて訂正をいただきたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 只今、7番 諸岡君から意見書案の内部についての訂正の発言がありまして19行目の、「一方私達国土交通省の職員」という部分からいちばん下の、「損失となる可能性が出てきます。つまり、」までを削除したいとの旨の発言がありましたけれどもそのように措置してご異議ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（倉兼政彦君） それでは今削除の部分とした19行目から1番下の「つまり、」までを削除して、意見書案として取り扱います。

それではこの意見書案について質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（倉兼政彦君） 質疑がなければ討論を行いますが討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（倉兼政彦君） 討論なしと認めます。

これから意見書案第2号 札幌航空交通管制部の存続・充実を求める意見書案について

採決をいたします。

修正された部分を意見書案第2号として提出しますので賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長（倉兼政彦君） 全員賛成です。従って、意見書案第2号 札幌航空交通管制部の存続・充実を求める意見書案は可決されましたので意見書を提出することに決定しました。

---

◎ 日程第22 承認第1号

○議長（倉兼政彦君） 次、日程第22 承認第1号 閉会中の所管事務調査の申し出です。総務住民及び産業教育常任委員会ならびに議会運営委員会からお手元に配布の調査事項について閉会中の所管事務調査の申し出です。本件、申し出の通り承認したいと思いますがそのように決定してご異議ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（倉兼政彦君） 異議なしと認めます。従って、総務住民及び産業教育常任委員会ならびに議会運営委員会からの閉会中の所管事務調査の申し出は承認とすることに決定をいたしました。

---

◎ 日程第23 議案第20号

○議長（倉兼政彦君） 次、日程第23 議案第20号 平成25年度美深町一般会計補正予算第1号を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（山口信夫君） 議案第20号 平成25年度美深町一般会計補正予算第1号について説明を申し上げます。この補正予算につきましては先程議決をいただきました平成24年度繰越事業のうち美深中学校改修工事にかかるものであります。この工事につきましては平成25年度26年度の2カ年にわたる工事となりますのでこの工事請負費を翌年度にまたがって支出する継続費といたします。経費の総額と年割額につきましてはそれぞれ第1表に定める額を補正するものであります。

ご理解を賜りますようお願い申し上げ、提案説明といたします。

○議長（倉兼政彦君） 総務課長。

○総務課長（渡辺英行君） 別冊配布の追加議案書をお開きいただきたいと思います。

議案第20号 平成25年度美深町一般会計補正予算第1号。

平成25年度美深町一般会計補正予算第1号は次に定めるところによる。

継続費 第1条 地方自治法第212条第1項の規定による継続費の経費の総額及び年割額は第1表継続費による。

2ページをお開きいただきたいと思います。

第1表継続費の設定であります。10款教育費、4項中学校費、事業名美深中学校改修改築事業。総額で7億9,480万円の設定であります。

内訳としては管理委託料580万円、工事請負費7億8,900万円であります。年割額であります。が平成25年度2億9,830万円、内訳として管理委託料230万円、工事請負費2億9,600万円、平成24年度の補正の繰越事業となっております。平成26年度4億9,650万円であります。内訳としまして管理委託料350万円、工事請負費4億9,300万円となるものであります。

以上、一般会計補正予算第1号の説明とさせていただきます。

○議長（倉兼政彦君） 説明が終わりましたので質疑を行います。

2番 藤守君。

○2番（藤守千代子君） 確認をしておきたいと思うのですけれども、工期にもよりますけれども冬期間、当然2カ年の工事ですから冬期間にもまたがっていくのではないかと思うのですけれども、今年のように豪雪があったとき、それから燃料費の高騰などで当初予算よりも経費が掛かるようなことになったときにはそれらの部分が計上される考え方なのか。あくまでも入札金額で2年間通して考えておられるのか、こういう豪雪のあったときにはどのように対処される考え方お聞かせください。

○議長（倉兼政彦君） 施設グループ主幹。

○施設グループ主幹（杉本 力君） 只今の藤守議員さんからの質問なのですけれども、まず冬期間の部分での除雪費に対しては当然工期を設定する中、縦覧をかけて一定程度それを配慮する中、工事を受注しておりますので通常の部分については工事の中で入札する段階では認識しているものと思います。もうひとつ燃料等の高騰なのですけれども、契約書の方にも謳っておりますけれども建設業法の中でもあります。全体の請負費に対して1.5%以上、それらの高騰等による市場の変化については一定程度の設計変更の対応をするように契約書もしくは国交相の指導等がありましてなるような形になります。ただ、豪雪の部分ですけれども、これは非常に難しい問題で、一定のデータだと業者さんの色々な状況だとかその辺を加味した中で、また他の周辺市町村の状況もありますのでそれらを総体的に判断をして、もしそれが災害的なものという判断がつくならやるようなことと考えております。それもやはり今言ったように総体の中で請負費の1.5%以上というような

運用となりますのでそれらが全体的に設計変更に該当するということで協議をしまして判断できるものについては一定程度の対応をしなければならないと考えております。

○議長（倉兼政彦君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（倉兼政彦君） なければ質疑を終了いたします。

討論を行いますが討論はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（倉兼政彦君） 討論なしと認めます。

これから議案第20号 平成25年度美深町一般会計補正予算第1号について採決をいたします。

議案第20号について原案の通り決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

○議長（倉兼政彦君） 全員賛成です。従って、議案第20号 平成25年度美深町一般会計補正予算第1号は原案の通り可決されました。

---

#### ◎ 日程第24 意見書案第3号

○議長（倉兼政彦君） 次、日程第24 意見書案第3号ですが議案書は皆さんにわたっておりますか。

それでは続けます。

意見書案第3号 TPP（環太平洋連携協定）交渉参加断固阻止に関する意見書案を議題といたします。

本件の提出者は諸岡君、賛成者は小口君、中野君、齊藤君、山本君です。この際、提出者の諸岡君から本件の趣旨について説明をいただきます。

7番 諸岡君。

○7番（諸岡 勇君） TPP（環太平洋連携協定）交渉参加断固阻止に関する意見書の提出について地方自治法第99条及び会議規則第14条の規定により下記の通り意見書を提出する。

意見書案を朗読して提案といたします。

TPPは関税をすべて撤廃することが原則であり、我が国の農林水産業や農山漁村にこれまでにない壊滅的な打撃を与え、わが国の食料安全保障を根底から揺るがし、食料自給率を低下させ、地域経済・社会の崩壊を招く恐れがあります。また、TPPは一次産業のみならず、医療、公共事業、金融、食の完全、雇用など様々な分野に影響が及ぶ可能性が

あり、国民生活の根幹に関わる極めて重大な問題であります。このため、多くの国民や道民、地方議会と自治体首長は TPP 協定交渉への参加に反対・慎重な対応を強く求めてまいりました。つきましては TPP 交渉参加断固阻止に関して、下記のとおり要請いたしますので貴殿の特段のご高配を賜りますようお願い申し上げます。

記、1、 TPP 交渉への不参加。 TPP は一次産業のみならず、医療、公共事業、金融、食の安全、雇用など様々な分野に影響が及ぶ、国益を損なう極めて重大な問題であり、到底国民の合意を得られる問題ではないことから、政府は事前協議を含めた一切の TPP 交渉参加に向けた取組みを断念すること。

2、多様な農業の共存を明確に位置付けた貿易ルールの確立。わが国の貿易政策の基本として、多様な農業の共存、林業、水産資源の持続的利用が可能となるルールの確立を明確に位置付け、これに基づき、重要品目については必要な国境措置を維持すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により提出をするものであります。

提出者、諸岡勇、賛成者小口、齊藤、中野、山本議員です。

提出先は衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、農林水産大臣、外務大臣、経済産業大臣、TPP 担当大臣です。

以上、議員各位のご賛同を賜りますようお願い申し上げて提案とさせていただきます。

○議長（倉兼政彦君） 説明が終わりましたので意見書案第 3 号について質疑を行います。

質疑はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（倉兼政彦君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行いますが討論はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（倉兼政彦君） 討論なしと認めます。

これから、意見書案第 3 号 TPP （環太平洋連携協定）交渉参加断固阻止に関する意見書案について採決をいたします。

意見書案第 3 号について原案の通り決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

○議長（倉兼政彦君） 全員賛成です。従って、意見書案第 3 号 TPP （環太平洋連携協定）交渉参加断固阻止に関する意見書案は原案の通り決定し、意見書を提出することに決定をいたしました。

これで本定例会に付議されました案件の一切を終了いたしましたので会議を閉じます。

これで平成 25 年第 1 回美深町議会定例会を閉会といたします。

大変ご苦労さまでした。

閉会 午後 0 時 0 1 分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議長 倉兼政彦

署名議員 諸岡勇

署名議員 林寿一